

商標の国際登録制度
(マドリッド制度)について
〔出願実務〕

令和7年度



＜目 次＞

頁

国際登録出願制度	1
第1章 マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願 の概要	2
第1節 マドリッド協定議定書について	2
1. 外国での商標権の取得	2
2. マドリッド協定議定書の概要	2
3. 議定書制定の経緯	2
第2節 外国への直接出願と議定書に基づく国際登 録出願	4
1. 外国への直接出願と議定書に基づく国際登 録出願の手續比較	4
2. 議定書出願のメリット	5
第3節 議定書に基づく国際登録出願の概要	6
1. 国際登録出願の基礎出願又は基礎登録	6
2. 国際登録出願の出願人	6
3. 国際登録出願の効果	6
4. 国際登録出願の言語	7
5. 国際登録日	7
6. 国際登録簿	7
7. 国際登録の存続期間	7
8. 指定国官庁による審査	8
第4節 事後指定について	9
1. 事後指定の概要	9
2. 事後指定の日	9
3. 事後指定の効果	9
4. 事後指定の存続期間	10
第5節 国際登録の従属性 （セントラルアタック）について	11
1. 国際登録の基礎出願・登録への従属性 （セントラルアタック）の概要	11
2. 国際登録の基礎出願・登録への従属性 （セントラルアタック）の詳細及び手續	11
3. 国際登録の独立性	13

参考	初めてマドリッド協定議定書に基づく国際登録 出願をされる方へ(手続概要と注意点)	14
	本国官庁への手続	17
	第2章 国際登録出願の手続の一般原則	18
	第1節 国際登録出願の出願人の適格要件	18
	1. 出願人適格	18
	第2節 国際登録出願の方法	19
	1. 国際登録出願の言語	19
	2. 国際登録出願の方法	19
	3. MM2様式による書面出願と「Madrid e- Filing」によるオンライン出願の手続の相違点	20
	4. 国際登録出願を特定する番号の表示	21
	第3章 国際登録出願時の手続		
	(【MM2】様式による書面出願)	22
	第1節 国際登録出願の手続の概要		
	(【MM2】様式による書面出願)	22
	1. 国際登録出願に必要な書類	22
	2. 出願時に行う日本国特許庁への手数料の納付	22
	3. 提出方法	23
	第2節 国際登録出願の願書【MM2】の作成	24
	1. 様式	24
	2. 作成要領	24
	3. 願書【MM2】の各欄の記載要領	【MM2】.....	25
	第3節 標章を使用する意思の宣言書【MM18】の作成	40
	1. 提出時期	40
	2. 「標章を使用する意思の宣言書」の記載要領	【MM18】.....	40
	3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて	41
	第4節 優先順位の主張【MM17】の作成	42
	1. 「優先順位の主張」の手続等	42
	2. 作成要領	【MM17】.....	42

第4章 国際登録出願の後に行う手続	43
第1節 手数料補正	43
1. 手数料補正指令	43
2. 補正の期間	43
3. 補正の方法	43
4. 補正が行われた場合	43
5. 補正が行われない場合	43
第2節 方式不備通知	44
1. 方式不備通知	44
2. 訂正の期間	44
3. 訂正の方法	44
4. 訂正が行われた場合	44
5. 訂正が行われない場合	44
第3節 国際事務局からの欠陥通報	47
1. 指定商品(役務)の分類欠陥通報	47
2. 指定商品(役務)の表示欠陥通報	48
3. 料金欠陥通報	54
4. その他の欠陥通報	54
第4節 事後指定【MM4】	56
1. 事後指定の概要	56
2. 事後指定の手続	56
3. 事後指定の言語	56
4. 様式	57
5. 作成要領	57
6. 事後指定書の各欄の記載要領	【MM4】.....	58
7. 事後指定時に行う日本国特許庁への手数料納付方法	63
第5節 事後指定時の「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の作成	65
1. 「標章を使用する意思の宣言書」の記載要領	65
2. 「国際事務局により要求される情報」欄	65
3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて	65
第6節 事後指定時の「優先順位的主張」【MM17】の作成	66
1. 「優先順位的主張」の申請	66

第7節 国際登録の存続期間の更新申請【MM11】	67
1. 国際登録の更新	67
2. 更新の対象・範囲	67
3. 更新手数料(適正額)の計算における注意点	68
4. 更新申請の手続	69
5. 更新申請の時期	69
6. 更新申請の言語	70
7. 様式	71
8. 作成要領	71
9. 更新申請書の各欄の記載要領	【MM11】 …… 72
10. 更新申請時に行う日本国特許庁への手数料 納付方法	76
第8節 国際登録の名義人の変更の記録の請求【MM5】	78
1. 名義人の変更の記録の請求	78
2. 名義人の変更の記録の請求手続	78
3. 名義人の変更の記録の請求の言語	79
4. 様式	79
5. 作成要領	79
6. 名義人の変更の記録の請求の記載要領	【MM5】 …… 80
7. 名義人の変更の記録の請求時に行う日本国特許 庁への手数料納付方法	86
第5章 手数料	88
第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料	88
1. 国際登録出願	88
2. 特許庁に手続をした場合に必要な手数料	88
3. 納付方法	88
第2節 国際事務局へ納付する国際手数料	90
1. 国際登録出願	90
2. 事後指定	91
3. 国際登録の存続期間の更新の申請	92
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求	92
5. 国際事務局への支払手数料の計算方法	92
6. 国際事務局への支払方法	92
7. 外国送金における留意点	94
第3節 指定締約国が受領する手数料	96

第4節 国際事務局による手数料の払戻し	97
1. 国際出願手数料	97
2. 事後指定手数料	97
3. 更新申請手数料	97
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求料	97
5. 国際登録の商品及び役務の減縮の請求料	97
6. 国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料	97
7. 国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料	98
第5節 過誤納による手数料の返還	99
1. 日本国特許庁に対する返還請求	99
2. 国際事務局に対する返還請求	99
第6章 国際事務局に対する手続	100
第1節 手続の原則	100
1. 手続の原則	100
2. 手続の言語	100
3. 署名	100
4. 国際事務局への提出方法及び提出先	100
第2節 国際事務局への手数料の納付	102
1. 国際事務局への手数料の納付	102
2. 国際事務局の銀行口座	102
第3節 国際事務局に対する主な手続	103
1. 商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請	【MM6】.....	103
2. 放棄の記録に関する申請	【MM7】.....	103
3. 国際登録の取消の記録に関する申請	【MM8】.....	104
4. 名義人の氏名(名称)、住所(居所)、法人の法的性質の変更の記録に関する申請	【MM9】.....	105
5. 代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の記録に関する申請	【MM10】.....	105
6. 代理人の選任	【MM12】.....	105
7. ライセンスの記録の申請	【MM13】.....	106
8. ライセンスの記録の修正の請求	【MM14】.....	106
9. ライセンスの記録の取消の請求	【MM15】.....	106
10. 名義人の処分権の制限	【MM19】.....	106
11. 処理の継続の請求	【MM20】.....	107
12. 記録(国際登録簿)の更正請求	【MM21】.....	107

13. 名義人の一部変更起因する国際登録の併 合の請求	【MM23】……	107
14. 様式化されていない主な申請手続	……………	108
第4節 締約国の官庁に対する手続	……………	109
1. 切替から生ずる事後指定	【MM16】……	109
2. 国際登録の分割の請求	【MM22】……	109
3. 分割の記録に起因する国際登録の併合の 請求	【MM24】……	109
指定国官庁への手続	……………	111
第7章 指定国官庁に対する手続	……………	112
第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要	……………	112
第2節 国際商標登録出願	……………	115
1. 国際商標登録出願	……………	115
2. 日本国特許庁の審査期間	……………	115
第3節 代理人の選任	……………	117
第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に 関する作成上の一般原則	……………	118
1. 書面の作成方法	……………	118
2. 書面の提出方法	……………	118
3. 書面の言語	……………	118
4. 様式上の要件	……………	118
5. 国際商標登録出願を特定する番号の表示	……………	118
第5節 国際商標登録出願の特例	……………	127
1. 手続の補正の特例	……………	127
2. 国際登録の名義人の変更	……………	127
3. 国際商標登録出願の出願時の特例	……………	128
4. 出願の分割の特例	……………	128
5. 出願の変更の特例	……………	128
6. 補正後の商標についての新出願の特例	……………	128
7. 商標法第9条(出願時の特例)の適用を受ける ための手続の特例	……………	128
8. パリ条約の例による優先権主張の手続の特例	……………	128

第6節 公 報	129
1. 公開国際商標公報	129
2. 国際商標公報	129
第7節 登 録	131
1. 商標権の設定の登録	131
2. 商標登録証	132
3. 国際登録に基づく商標権の消滅	132
4. 国際登録に基づく商標権の存続期間	132
5. 商標原簿への登録の特例	132
第8節 登録異議の申立て	134
第9節 審 判	135
第10節 商標登録出願等の特例	138
1. 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例	138
2. 議定書廃棄後の商標登録出願の特例	138
第11節 商標登録出願と国際商標登録出願 との相違点	141

【国内手続書面】

<本国官庁 手続書面>

方式不備通知	45
差替書面提出書	46
意見書	50
分類・表示欠陥通報に対する意見書記載 例(英語版)	51

<指定国官庁 手続書面>

代理人受任届	119
代理権を証明する書面	120
代理人住所(居所)変更届	121
意見書	122
手続補正書	123
期間延長請求書[期間満了前]	124
期間延長請求書[期間徒過後]	125
手続補正書(方式)	126
審判請求書	136

国際登録の取消し後の商標登録出願を する場合の商標登録願	140
---------------------------------	-------	-----

様式集(MM様式)	143
------------------	-------	-----

<本国官庁へ提出する手続の様式:記載見本/参考訳>

1. 国際登録出願願書【MM2】	145
2. 事後指定書【MM4】	181
3. 国際登録の存続期間の更新の申請書【MM11】	203
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求書【MM5】	217
5. 優先順位的主張【MM17】	243
6. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】	253

参考資料	259
-------------	-------	-----

1. マドリッド協定議定書締約国一覧	260
2. マドリッド協定議定書個別手数料一覧表	262
3. 「外国送金依頼書 兼 告知書」記載見本	265
4. 「指定通報」見本	266
5. 「国際登録証明書」見本	267
6. 「個別手数料(登録料)支払通知」見本	268
7. 書類の提出先一覧	269
8. WIPO問い合わせ先	270
9. マドリッド制度 用語集	271

【用語等の説明】

このテキストにおいて用いる主な用語については次のとおりです。

議	マドリッド協定議定書(標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)
規則	議定書に基づく規則
法	商標法
令	商標法施行令
手数料令	特許法等関係手数料令
法施規	商標法施行規則
ガイド	マドリッド制度に関するガイド (Guide to the Madrid System International Registration of Marks under the Madrid Protocol)

2024年1月1日より、それまで電子申請ができなかった書類について、インターネット出願ソフトを利用し PDF 形式で提出することができるようになりました。この新たな申請の仕方を「**電子特殊申請**」と呼びます。

本書でも電子特殊申請による手続についての注意は記載していますが、詳細については、以下のウェブサイトもご参照ください。

申請手続のデジタル化について

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)

商標の国際出願(マドプロ)における電子特殊申請について

(https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/madpro_digitalize.html)

対象手続の例:

本国官庁への手続	・国際登録出願願書(MM2) ・標章を使用する意思の宣言書(MM18) ・意見書(WIPO 国際事務局からの欠陥通報に対する応答手続書面) など
指定国官庁への手続	・手続補正書 ・代理人受任届 ・期間延長請求書 ・意見書 など

国際登録出願制度

第1章 マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の概要

第1節 マドリッド協定議定書について

第2節 外国への直接出願と議定書に基づく国際登録出願

第3節 議定書に基づく国際登録出願の概要

第4節 事後指定について

第5節 国際登録の従属性(セントラルアタック)について

国際登録出願制度

第1章 マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の概要

第1節 マドリッド協定議定書について

1. 外国での商標権の取得

外国において商標権を取得するには2つの方法があります。

1つ目は、パリ条約や二国間条約などに基づき日本人が出願できる国の特許庁に対し、その国の言語で、その国の代理人を通じて、直接出願する方法です。

2つ目は、マドリッド協定議定書に基づき、英語で作成した1通の出願書類を日本国特許庁に提出することにより、加盟する複数国に一括して登録出願した効果を得ることができる手続方法です。この場合、日本国特許庁に基礎となる自己の商標登録出願もしくは商標登録があり、それと標章が同一で、指定する商品(役務)が同一又はその範囲内であることが条件となります。

2. マドリッド協定議定書の概要

「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」(PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS)(以下、「議定書」という。)の概要は、次のとおりです。

(1) 締約国の官庁に商標出願をした出願人又は商標登録がされた名義人は、その出願又は登録を基礎に、保護を求める締約国(指定国)を明示し、基礎の出願又は登録がある締約国の官庁(以下、「本国官庁」という。)を通じて、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局(以下、「国際事務局」という。)に、国際出願を行います。

(2) 国際事務局は、国際登録簿に登録します。

(3) 国際事務局から保護を求める指定国の領域指定の通報(指定通報)を受けた指定国の官庁(指定国官庁)が、保護を拒絶する旨の通知を一定期間(1年又は各国の宣言により18ヶ月)内に国際事務局に行わないと、標章の国際登録の日(国際登録日)、又は国際登録後の領域指定の記録の日(事後指定日)から、その標章が指定国官庁において、当該官庁による登録を受けていたならば与えられたであろう保護と同一の保護が与えられることとなります。

3. 議定書制定の経緯

(1) 議定書設立以前

商標の国際的な登録制度としては、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(以下、「協定」という。)が1891年に創設されました。協定は、パリ条約第6条の5において、「本国で登録された商標は、

他の同盟国においても、そのまま保護される」との規定を基に、パリ条約の特別取極(第19条)として創設されたものです。しかしながら、協定は未加盟国から審査期間、使用言語、国内手数料等の問題点が指摘されていました。

(2) 議定書設立

議定書は、協定を修正・補完するもので審査主義国にも配慮した規定を持ち、より多くの国が利用できる商標の国際登録制度を目指してパリ条約の特別取極として制定されましたが、協定とは独立した条約です。1989年6月27日にマドリッドで採択され、1995年12月に発効し、1996年4月から運用が開始されました。

我が国は、1999年12月14日にWIPOへ加入書を寄託したことにより議定書に加盟し、同条約第14条(4)(a)に基づき3ヶ月後の2000年3月14日にその効力が発生しました。

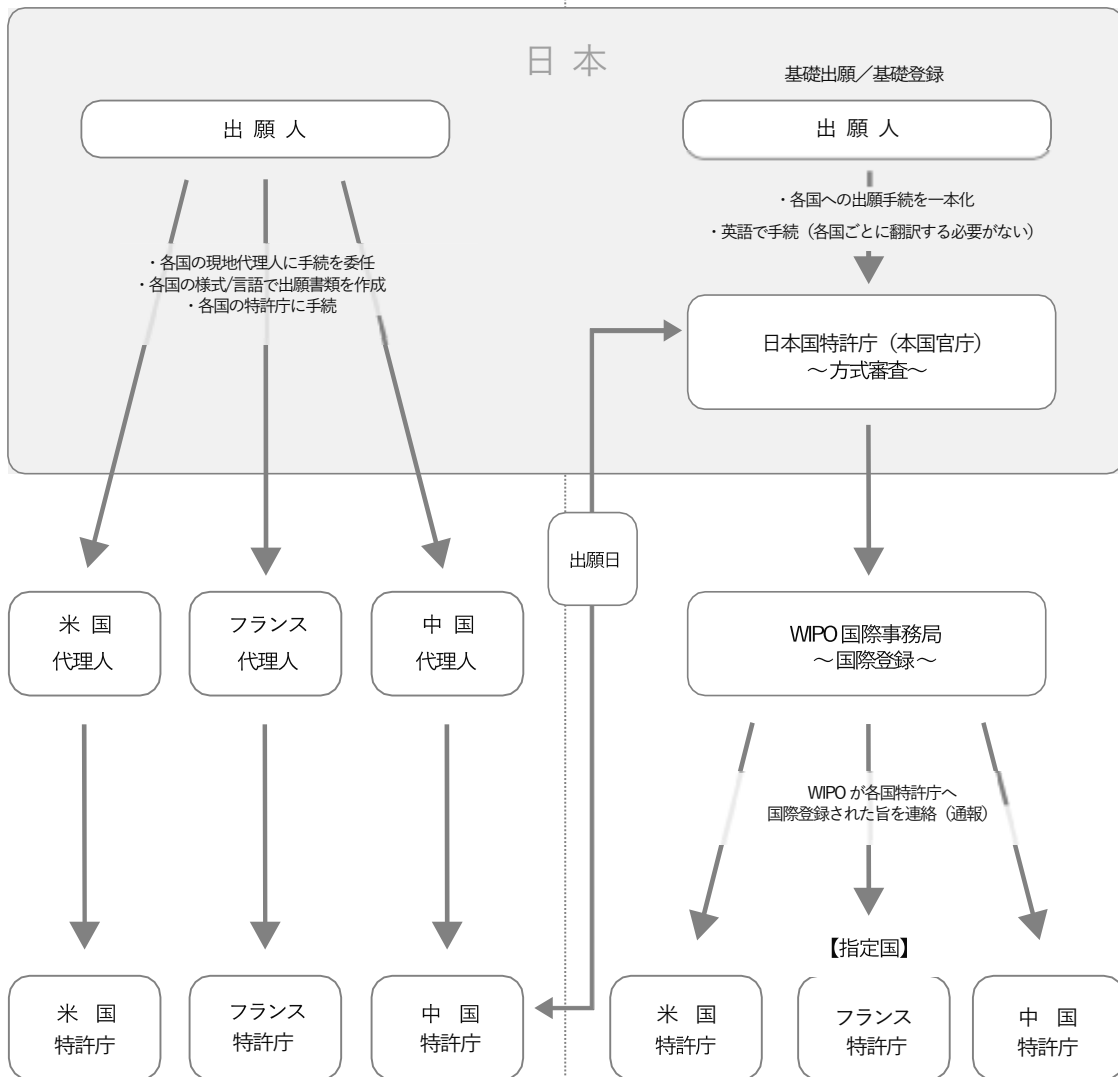
2015年10月31日から、議定書はマドリッドシステムで適用されている唯一の条約であり、当該日付以降、協定に基づく国際出願の規定は適用されなくなっています。

第2節 外国への直接出願と議定書に基づく国際登録出願

1. 外国への直接出願と議定書に基づく国際登録出願(以下、「議定書出願」という。)の手續比較

直接出願の手續

議定書出願の手續



2. 議定書出願のメリット

メリット1 手続の簡素化

議定書出願では、複数国で権利を取得したい場合、本国官庁(日本国特許庁)に1通の出願書類を提出することにより、複数国に同日に出願した場合と同等の権利を有します。

また複数国分の出願手数料の支払も、国際事務局に一括して支払うことで完了します。

メリット2 容易な書類作成

議定書出願では、言語が異なる国に対しても出願等の手続書類は所定の様式に基づき英語又は仏語・スペイン語(日本国特許庁は英語のみ)で行います。

各国言語への翻訳は必要ないため、国毎の指定商品(役務)の把握が容易になります。

メリット3 権利管理の簡便化

議定書制度では、国際事務局における国際登録簿により権利関係は一元管理されています。よって、各国毎に存続期間の更新や所有権の移転、名称変更申請等の手続を行う必要はありません。

メリット4 経費の削減

各国別に直接出願する場合は、各国が求める態様の出願書類の作成が必要なため、各国の代理人の報酬や翻訳等の費用が必要になります。

議定書出願は、拒絶理由が発見されずに登録になる場合は、各国の代理人の選任は不要なため代理人費用は発生しません。

ただし、指定国で拒絶理由が発見され、その国で拒絶理由への応答等を行う場合、現地代理人等を通じて拒絶理由を解消しなければならないこともあります。

メリット5 迅速な審査(拒絶通報期間の制限)

議定書出願では、指定国官庁が拒絶理由を発見した場合の国際事務局への通報期間を領域指定の通報日から1年(又は18ヶ月)以内に制限しています。

各国毎に直接出願をする場合には、このような審査(拒絶)期間の制限のない国もありますので、議定書出願を行うことにより各指定国での審査が迅速に行われる場合があります。

メリット6 締約国の事後指定による保護の拡張

議定書出願が国際登録された後、指定国や指定商品(役務)を追加することができる事後指定の手続を行うことにより、出願時に指定しなかった締約国はもとより、出願後に新たに加盟した締約国についても保護の拡張を求めることができます。

また、出願時に特定の国に対し商品(役務)を限定的に指定した場合でも、国際登録の範囲内であれば指定しなかった商品(役務)を追加することができます。

第3節 議定書に基づく国際登録出願の概要

1. 国際登録出願の基礎出願又は基礎登録

国際登録出願をするためには、日本国特許庁に係属している自己の商標登録出願若しくは防護標章登録出願(以下、「**基礎出願**」という。)又は自己の商標登録若しくは防護標章登録(以下、「**基礎登録**」という。)を基礎とする必要があります。国際登録出願と基礎出願又は基礎登録は、以下を満たさなければなりません。

(1) 標章の同一

国際登録出願の標章が上記の基礎出願又は基礎登録の標章と同一でなければなりません。

(2) 指定商品及び役務が同一又はその範囲内

国際登録出願で指定可能な商品及び役務は、上記の基礎出願又は基礎登録で指定している商品及び役務と同一又はその範囲内でなければなりません。

(3) 出願人又は名義人の同一

国際登録出願の出願人が上記の基礎出願又は基礎登録の出願人又は名義人と同一でなければなりません。

2. 国際登録出願の出願人

国際登録出願をすることができる者は、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する外国人です。

2人以上の出願人がいる場合には、出願人全員が前記の要件を満たしていることが必要です。

3. 国際登録出願の効果

(1) 本国官庁を経由して国際事務局へ提出された国際登録出願は、国際登録日(事後指定の場合は、国際登録簿に記録された事後指定の日)から関係締約国において、標章登録を当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられたものとなります。 [議4条(1)]

(2) 議定書は、国際登録について、出願人が工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張する場合、パリ条約第4条Dに定める手続に従わなくても優先権を享有することができる旨定めており、国際登録出願において優先権主張をした場合であっても、優先権証明書を提出する必要はありません。 [議4条(2)]

4. 国際登録出願の言語

(1) 出願の言語

国際登録出願で使用する言語として認められる言語は、本国官庁により定められます。

[規則6(1)]

日本国特許庁が定めた言語は「**英語**」です。

(2) 国際登録出願以外の通信の言語

国際事務局と出願人又は名義人間の言語は「英語」です。

ただし、当該出願人又は名義人が国際事務局へ通信の言語を、英語又は仏語若しくはスペイン語にする旨を願書に表明したときは表明した言語となります。

[規則6(2)(iv)]

5. 国際登録日

国際登録出願は本国官庁を通じて国際事務局に対して行います。

[議2条(2)]

国際登録出願の受理日は、**本国官庁が実際に国際登録出願を受領した日**です。すなわち、日本国特許庁に国際登録出願の書面が到達した日をもって本国官庁の受理日となります。

[議3条(4)]

(注) 商標法第77条第2項は、願書等の提出の効力発生時期を規定する特許法第19条の準用について規定していますが、国際登録出願には準用していません。また、マドリッド協定議定書に基づく特例を規定する商標法第68条の2～第68条の39には、国際登録出願の願書の効力発生時期についての特例は規定されていません。

国際事務局が国際登録出願を、本国官庁が受理した日から2ヶ月以内に受理したときは、**本国官庁が受理した日が国際登録日**となります。

国際事務局が国際登録出願を、本国官庁が受理した日から2ヶ月以内に受理しなかったときは、**国際事務局が受理した日が国際登録日**となります。

[議3条(4)]

6. 国際登録簿

国際事務局は、国際登録出願が議定書及び同規則に定める要件に合致すると認めた場合には、標章を**国際登録簿**に登録し、国際登録について指定国の官庁に対して通報するとともに、本国官庁へ通知し、かつ名義人に国際登録証明書を送付します。

[規則14(1)]

7. 国際登録の存続期間

国際事務局による標章の登録は、**国際登録日から10年間**にわたって効力を有し、議定書第7条に規定する条件に従い**更新**することができます。

[議6条(1)、7条(1)]

なお、更新の手続きも国際登録出願と同様に、1回の更新申請で各指定締約国に反映させることができます。

8. 指定国官庁による審査

指定国官庁は、国際事務局による「領域指定」の**通報日 (Date of notification)**から**1年(又は各国の宣言により18ヶ月)以内**に、その対象である標章に保護を与えることができないことを「**暫定的拒絶通報(日本における拒絶理由通知に相当)**」により行うことができます。

[議5条(2)(a)、(b)]

また、指定国官庁が拒絶の理由を発見しない場合は、「**保護認容声明**」が送付されます。

(注) 一部保護認容制度: 指定国によっては、暫定的拒絶通報において、一部の指定商品(役務)に拒絶理由がある旨見解を示した後、出願人が拒絶理由に応答しなくても、出願を拒絶することなく拒絶理由のない指定商品(役務)について保護が認められる場合があります(米国、中国、シンガポール等)。

第4節 事後指定について

1. 事後指定の概要

事後指定とは、国際登録出願が**国際登録された後**に、指定国や指定商品(役務)を**追加**(ただし、指定商品(役務)は国際登録簿上の商品(役務)の範囲内)する制度です。

(1) 指定国の追加

国際登録出願のときに指定しなかった国を追加することができます。また、国際登録出願後の新規加盟国(事後指定提出時には発効済)も追加することができます。

(注)ブラジル、エストニア、フィリピン、インドは議定書第14条(5)の宣言を行っているので、当該国において議定書の効力が発生する日(ブラジル:2019年10月2日、エストニア:1998年11月18日、フィリピン:2012年7月25日、インド:2013年7月8日)前の国際登録を基に事後指定することはできません。

(2) 指定商品(役務)の追加

事後指定では、国際登録出願時に一部又は全部の指定国について限定により指定しなかった商品(役務)を、国際登録簿に登録されている商品(役務)の範囲内で追加することができます。

2. 事後指定の日

(1) 本国官庁が事後指定書を受理した日が事後指定の日 [規則24(6)]

国際事務局が事後指定書を、名義人の締約国官庁が受理した日から2ヶ月以内に受理したときは、原則、官庁が受理した日が事後指定の日となります。

(2) 国際事務局が事後指定書を受理した日が事後指定の日 [規則24(6)]

①事後指定書を名義人が直接国際事務局へ提出したときは、原則、国際事務局が事後指定書を受理した日となります。

②事後指定書を、官庁が受理した日から2ヶ月を経過して国際事務局が受理したときは、原則、国際事務局が受理した日となります。

3. 事後指定の効果

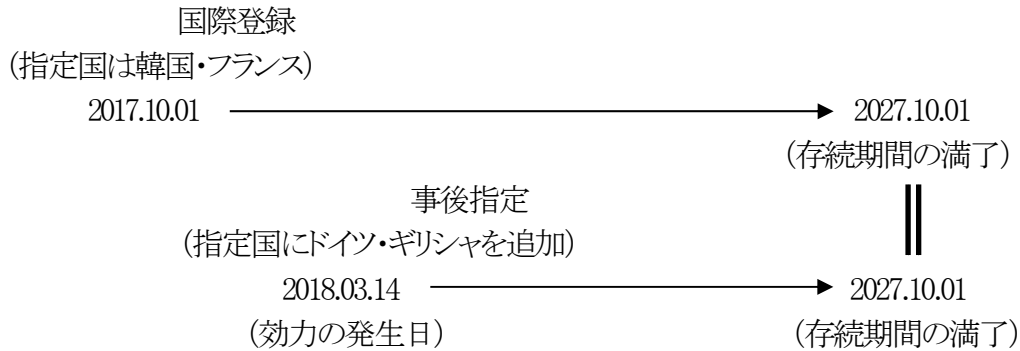
国際事務局は、国際登録後に提出された事後指定が適用される要件を満たしている場合には、国際登録簿に記録し、事後指定において指定された指定国及び名義人にその旨を通報します。当該事後指定が官庁によって提出された場合には、官庁に通知します。 [規則24(8)]

各指定国では、事後指定の日¹にその国に直接出願した場合と同等の効果が発生し、国際事務局が指定国に事後指定を通報した日(Date of notification)から1年(又は18月)以内に拒絶の通報を行わない場合は、当該指定国の国内登録と同一の保護を受けます。

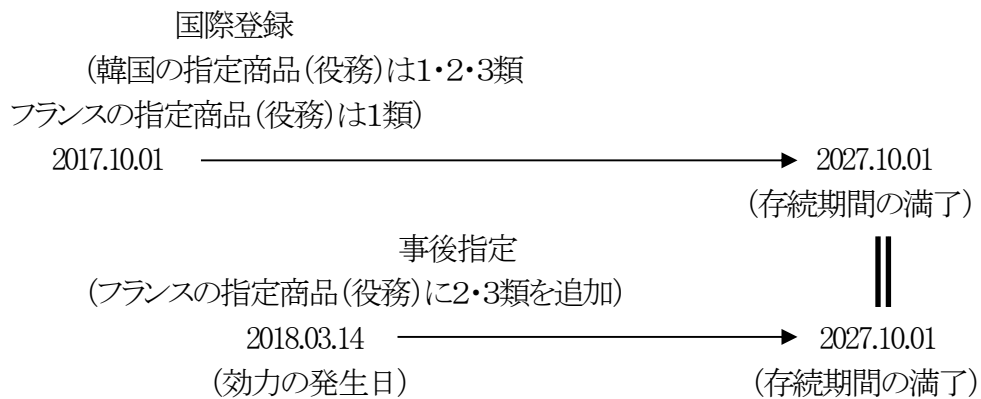
4. 事後指定の存続期間

事後指定により追加した指定国又は指定商品(役務)の存続期間は、その国際登録における国際登録日から10年となり、事後指定日からは起算されません。

【国の追加の例】



【指定商品(役務)の追加の例】



第5節 国際登録の従属性(セントラルアタック)について

1. 国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)の概要

[議6条(3)、(4)、規則22(1)]

国際登録は、国際登録日から5年間は、国際登録の基礎となった出願・登録に従属します。

基礎出願・登録の効果が終了、すなわち、①国際登録の基礎となった出願又は登録が、国際登録日から5年の期間が満了する前に拒絶、放棄、無効等となった場合、又は、②当該5年の期間満了前に拒絶査定不服、登録無効(取消し)等の審判が請求され、5年の経過後に拒絶、放棄、無効等が確定となった場合には、基礎出願・登録の効果が終了した範囲内で国際登録された指定商品(役務)の全部又は一部について国際登録が取り消されます。その結果として指定国における国際登録の効果も当該取消しに係る範囲内で失効します。これを、国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)と呼んでいます。

基礎出願の指定商品(役務)を減縮し設定登録となった場合にも、設定登録後の商品(役務)に含まれない国際登録簿の指定商品(役務)は取り消されます。

本国官庁は、国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)の事実を確認したときには、国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部の取消しを国際事務局に請求する義務を負っています。

なお、国際登録の基礎出願又は登録への従属性(セントラルアタック)によって国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部が取り消された場合において、国際登録簿に取消しの記録がされた日から3月以内に、取り消された指定商品(役務)の範囲内で、指定国にその国の条件を満たす商標登録出願(直接出願)を行えば、当該出願は国際登録日(又は事後指定の日)に行われたものとみなされます。 [議9条の5]

2. 国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)の詳細及び手続

(1) 本国官庁

本国官庁は、国際登録出願の基礎出願又は基礎登録について、国際登録日から5年の期間が満了する前に、以下の①から⑤の事由が発生した場合には、国際事務局へ基礎出願又は基礎登録の効果の終了に伴う国際登録の取消しを請求する通報を行います(日本国特許庁は、事前に通報内容を出願人に通知し国際登録の取り消される範囲等について確認を求めています)。

また、5年の期間が満了する前に④又は⑤の審判が請求され、5年経過時に確定していない時は、当該請求がある旨を国際事務局へ通報します。

①指定商品(役務)が補正により減縮

②拒絶、却下、取下げ、放棄が確定

③存続期間満了

④拒絶査定不服審判が請求され、拒絶が確定

(5年の期間満了前に審判が請求され、5年経過後に拒絶が確定した場合を含む)

⑤異議申立・登録無効(取消)審判が請求され、商標権が取消

(5年の期間満了前に審判が請求され、5年経過後に商標権が取り消された場合を含む)

【国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)例】

●国際登録日

2017.03.14 → 2022.03.14
(国際登録日から5年)

国際登録の全部又は一部取消し事由(例)

① 基礎出願

2016.10.01 → 2017.04.01 → 2017.08.01
(出願) (補正書で商品(役務)減縮) (登録査定)

② 基礎出願

2016.10.01 → 2017.10.01
(出願) (拒絶査定)

③ 基礎登録

2007.10.01 → 2017.10.01
(登録) (権利消滅)

④ 基礎出願

2016.10.01 → 2018.04.01・2018.05.01 → 2022.05.01
(出願) (拒絶査定)(審判請求) (拒絶審決)

⑤ 基礎出願

2016.10.01 → 2017.04.01・2018.05.01 → 2022.05.01
(出願) (登録査定)(無効審判請求) (無効審決)

(2) 国際事務局

国際事務局は、本国官庁からの基礎出願又は基礎登録の効果の終了に伴う国際登録の取消しを請求する通報に基づき、国際登録の全部又は一部を取り消し、指定国及び名義人へ以下の内容を通報します(取り消された国際登録の分割、併合案件についても、取り消された国際登録に含まれる商品役務は取り消されます)。

① 国際登録簿から国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部を取り消した日及び

②(i) 国際登録の指定商品(役務)の全部が取り消された場合には、その事実、又は、

(ii) 国際登録の指定商品(役務)の一部が取り消された場合には、取り消された指定商品(役務)若しくは取り消されなかった指定商品(役務)

(3) 指定国官庁

国際事務局から送付される、基礎出願又は基礎登録の効果の終了に伴う国際登録の取消しにかかる通報に基づき、指定商品(役務)の全部又は一部を取り消します。

(4) 国内商標出願への転換(トランスフォーメーション)

[議9条の5]

国際登録の基礎出願・登録への従属性(セントラルアタック)のために、国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部が取り消された場合、名義人は、取り消された指定商品(役務)に関して指定国へ商標出願(直接出願)を行うことができます。その際に、下記の要件を全て満たす場合には国際

登録日(事後指定の日)にされた商標出願とみなされます。

また、国際登録について優先権を主張していた場合には、商標出願にも優先権が認められます。

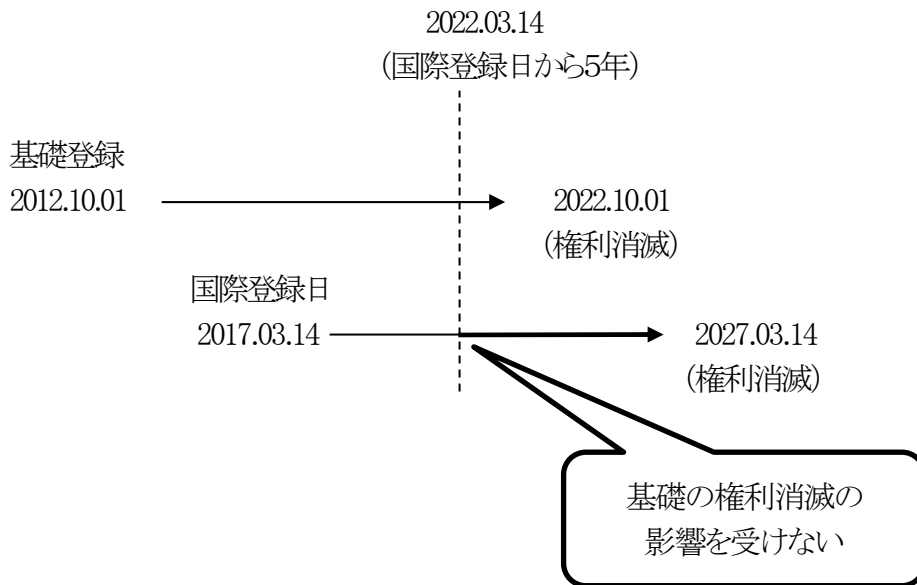
- ①商標出願が、国際登録の取り消された日から3ヶ月以内に行われること
- ②商標出願の指定商品(役務)が、取り消された指定商品(役務)に実質的に含まれること
- ③商標出願が、指定国の法の要件を遵守(商標出願の手数料の支払いを含む)していること

3. 国際登録の独立性

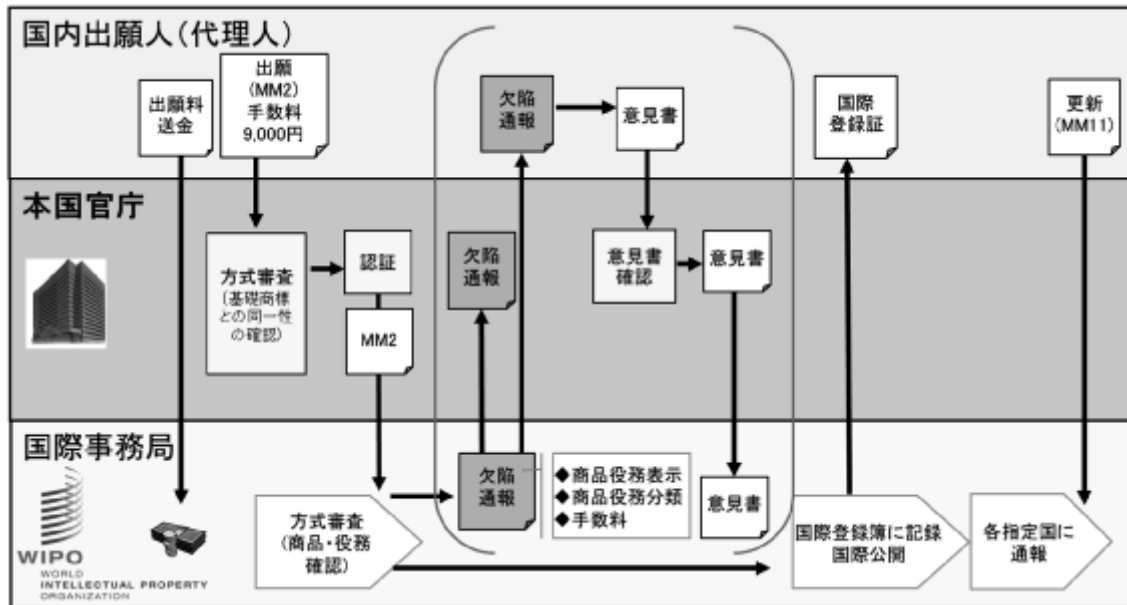
[議6条(2)]

国際登録は、当該国際登録日から5年の期間が満了したときは、上記2(1)④及び⑤に該当する場合を除くほか、基礎出願による登録又は基礎登録から独立した標章登録が構成されます。

【国際登録の独立性(例)】



初めてマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願をされる方へ
(手続概要と注意点)



出願作成

* 国際登録出願は、
(1)MM2 様式による書面での出願
(2)Madrid e-Filing によるオンライン出願
のいずれかの方法により行うことができます。

(1)MM2 様式による書面での出願

- 願書様式(MM2)を特許庁ホームページ
(<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/yoshiki/gansho.html>)からダウンロードし、パソコンで必要事項を英語で入力して願書を作成します(手書きは認められません)。
- 国際出願にかかる手数料(スイスフラン)を WIPO 国際事務局の口座に外国送金(前払い)し、願書の FEE CALCULATION SHEET に必要事項を記載します(WIPO 予納口座からの引落しによる納付も可能です)。
- 日本国特許庁の手数料の納付とともに、願書を特許庁に提出します。国際登録出願の受理日は、特許庁に書類が到達した日となります。

(2)Madrid e-Filing によるオンライン出願

- WIPO アカウントを作成後、作成したアカウントで Madrid e-Filing にログインし、画面上から願書に記載すべき事項を英語で入力します。
- 日本国特許庁の手数料及び国際出願にかかる手数料をいずれもスイスフラン建てで、Madrid e-Filing 上で納付手続を行います(銀行振込を選択した場合は、後日外国送金手続が必要です)。
- Madrid e-Filing 上での納付手続の完了後、出願が特許庁に提出されます。

出願
(特許庁)

*特許庁(本国官庁)で、出願を認証するための方式審査を行います。基礎出願(登録)とのマークの同一性や指定商品(役務)が基礎出願(登録)のそれと同一又はその範囲内か否か等を確認し、不備があれば電話又はメールで連絡します。不備の連絡から遅くとも2週間以内に不備の訂正を行うようにご協力をお願いします。

*方式審査の結果不備等がない又は不備が解消された場合は、特許庁は当該出願をWIPO 国際事務局に送付し、同時にその写しを「商標法第68条の3第3項に基づく通知」に添付して出願人(代理人がいる場合、代理人宛て)に郵送します。Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、上記の通知及び願書の写しの送付ではなく、メールで、WIPO 国際事務局に送付した旨を出願人(代理人)に連絡します。出願人(代理人)は、Madrid e-Filing 上で、WIPO 国際事務局に送付した願書の内容をいつでも確認することができます。

国際事務局
での審査

*特許庁から送付された出願は、WIPO 国際事務局において第10欄に記載の指定商品(役務)の分類がニース国際分類上正しく分類されているか、商品(役務)の表示が分類上極めて曖昧なものとなっていないか等の点で審査されます。

これらに不備があると判断された場合は、WIPO 国際事務局から「欠陥通報(NOTICE CONCERNING AN INTERNATIONAL APPLICATION)」と呼ばれる補正指令通知に相当する文書が発せられますので、欠陥通報の発送日から3月以内に出願人はこの不備を解消しなければなりません。

欠陥の内容によって主に以下の2種類の欠陥通報が発せられます。

- ①分類に不備がある場合「分類欠陥通報(Rule 12)」
- ②表示に欠陥がある場合「表示欠陥通報(Rule 13)」

上記のいずれも特許庁を通じて不備を解消しなければならないため、欠陥通報の発行日から30日以内(目安)に特許庁に対して応答書面を提出してください。Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filing の画面上で応答内容を入力して提出します。

なお、手数料不足等の場合は「料金欠陥通報」が発せられますので、こちらはご自身で直接WIPO 国際事務局宛てに不足金額を納付してください。

*WIPO 国際事務局における分類審査については、WIPO ホームページより「Examination Guidelines Concerning the Classification of Goods and Services in International Applications」をご参照ください。

(https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/docs/madrid_examination_guidelines.pdf)

国際登録簿
への記録

*WIPO 国際事務局での審査が完了すると、国際登録に関する全情報の記録簿である「国際登録簿」に記録され、「国際登録証(CERTIFICATE OF REGISTRATION)」が送付されます。ただし、この時点ではまだ指定国での審査は開始されていないので、指定国における権利保護を意味するものではないことにご注意ください。

同時に、WIPO 国際事務局から願書の指定国欄(第11欄)でチェックした各指定国に「指定通報」が送付されます。

指定国での
審査

*WIPO 国際事務局から指定通報を受けた各指定国の官庁では、審査や第三者による異議申立てのための公告が行われます。拒絶理由がある場合には、各指定国の官庁は、WIPO 国際事務局が指定通報を送付した日から1年(指定国によっては18月)以内に「暫定的拒絶通報 (PROVISIONAL REFUSAL)」をWIPO 国際事務局経由で出願人(代理人がいる場合、代理人宛て)に送付します。

なお、暫定的拒絶通報の言語は、英語であるとは限りません。指定国によっては、フランス語やスペイン語で通知される場合があります。

*「暫定的拒絶通報」への対応については、通報に記載された事項に従ってご対応ください。(欠陥通報の場合とは異なり、日本国特許庁を通じて応答するものではありません。現地代理人等を通じて拒絶理由を解消しなければならない場合もあります。)

*保護が認められれば、国際登録日から10年間が権利期間として保護されます。

*出願される前に、ある程度の各国制度情報を入手することをお勧めします。指定国によっては保護が認められた後も権利維持のために「使用証明」の提出等を求められますので、当該国の制度に従って手続きしてください。

*各指定国における手続概要は Madrid Member Profiles 
(<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember>)から入手可能です。

更新

*国際登録日から10年の権利期間が満了する前に、更新手数料を支払うことで更に10年の権利期間を延長することができます。国際登録を更新したい場合は、満了日までに更新に必要な手数料の満額がWIPO 国際事務局の口座に入金されるように更新の手続を行います。(更新手続の様式はMM11です。)

*WIPO ホームページ「eMadrid (<https://www.wipo.int/web/emadrid/>)」よりWIPO Current Account 若しくはクレジットカードで更新手数料の納付を行うこともできます。

その他

*国際登録の状況は下記WIPO ホームページより確認することができます。

・Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) 

*国際登録後、他の締約国の指定を追加する事後指定手続を行う場合、様式MM4を本国官庁若しくはWIPO 国際事務局へ提出します。WIPO ホームページ「eMadrid (<https://www.wipo.int/web/emadrid/>)」より電子手続を行うこともできます。

*WIPO 国際事務局からの通知はEメールで届きます。受信を見落とさないようご注意ください。(<https://www.wipo.int/madrid/en/madrid-system-electronic-notifications.html>)

*国際登録後、WIPO 国際事務局とは関係のない機関や企業から、公報の発行や当該機関での登録のための請求書が届くことがありますが、WIPO 国際登録への法的効力とは関係が無い旨、WIPO が注意喚起を行っています。

・WIPO の注意喚起記事 (<https://www.wipo.int/madrid/en/fees/invoices.html>)

・これまでWIPO が把握している請求書例

Samples of misleading invoices より請求例を確認することができます。

(<https://www.wipo.int/madrid/en/fees/invoices.html>)

本国官庁への手続

— 本国官庁としての日本国特許庁に対する手続 —

第2章 国際登録出願の手続の一般原則

- 第1節 国際登録出願の出願人の適格要件
- 第2節 国際登録出願の方法

第3章 国際登録出願時の手続(【MM2】様式による書面出願)

- 第1節 国際登録出願の手続の概要(【MM2】様式による書面出願)
- 第2節 国際登録出願の願書【MM2】の作成
- 第3節 標章を使用する意思の宣言書【MM18】の作成
- 第4節 優先順位的主張【MM17】の作成

第4章 国際登録出願の後に行う手続

- 第1節 手数料補正
- 第2節 方式不備通知
- 第3節 国際事務局からの欠陥通報
- 第4節 事後指定【MM4】
- 第5節 事後指定時の「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の作成
- 第6節 事後指定時の「優先順位的主張」【MM17】の作成
- 第7節 国際登録の存続期間の更新申請【MM11】
- 第8節 国際登録の名義人の変更の記録の請求【MM5】

第5章 手数料

- 第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料
- 第2節 国際事務局へ納付する国際手数料
- 第3節 指定締約国が受領する手数料
- 第4節 国際事務局による手数料の払戻し
- 第5節 過誤納による手数料の返還

第6章 国際事務局に対する手続

- 第1節 手続の原則
- 第2節 国際事務局への手数料の納付
- 第3節 国際事務局に対する主な手続
- 第4節 締約国の官庁に対する手続

本国官庁への手続

(本国官庁としての日本国特許庁に対する手続、法第68条の2～第68条の8)

第2章 国際登録出願の手続の一般原則

第1節 国際登録出願の出願人の適格要件

1. 出願人適格

(1) 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人であつて、日本国特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願、若しくは自己の商標登録又は防護標章登録を有する者。 [法第68条の2]

(2) 2名以上による共同出願は全員が上記の要件を満たしていること。 [規則8(2)]

【国際登録出願が可能な例:◎】

- ① 基礎出願の出願人が2名(甲:日本国民、乙:日本国民)の場合
⇒国際登録出願の出願人は甲、乙
- ② 基礎出願が2つで、出願人はいずれも1名(甲:日本国民)の場合
⇒国際登録出願の出願人は甲

【国際登録出願が不可の例:×】

- ① 基礎出願の出願人が2名(甲:日本国民、乙:外国人※)の場合
※乙:日本国内に住所・居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人
⇒国際登録出願の出願人は甲、乙
- ② 基礎出願の出願人が2名(甲:日本国民、乙:外国人※)の場合
※乙:日本国内に住所・居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人
⇒国際登録出願の出願人は甲のみ(乙を除外)
- ③ 基礎出願が2つで、1つの出願の出願人は甲、もう1つの出願の出願人は甲+乙の場合
⇒国際登録出願の出願人は甲のみ(乙を除外)

第2節 国際登録出願の方法

1. 国際登録出願の言語

願書の作成に当たっては、英語を使用しなければなりません。

2. 国際登録出願の方法

国際登録出願は、以下の(1)または(2)のいずれかの方法で出願することができます。

(1) 願書【MM2】様式による書面出願

国際登録出願の願書【MM2】を作成し、書面で特許庁に提出する方法です。

手続の詳細については、第3章「国際登録出願時の手続(【MM2】様式による書面出願)」を参照してください。 [法第68条の2、法施規第2条第16項]

(2) Madrid e-Filingによるオンライン出願

WIPOが提供するWebサービス「Madrid e-Filing」において、願書に記載すべき事項を入力し、オンラインで特許庁に提出する方法です。

手続の詳細については、以下の特許庁ホームページの記載及びホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

[法第68条の2、法施規第2条の2]

Madrid e-Filingによる国際出願手続:

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/wipotouser/wipo_madrid_efiling.html

(注) Madrid e-Filingによる国際登録出願の場合、「日本国特許庁への手数料納付書」、「標章を使用する意思の宣言書【MM18】」、「優先順位的主張【MM17】」は、いずれもMadrid e-Filingの画面において手続を行いますので、別途、特許庁への提出は不要です。

3. MM2様式による書面出願と「Madrid e-Filing」によるオンライン出願の手続の相違点

	MM 2 (書面出願)	Madrid e-Filing (オンライン出願)
願書作成のための 事前準備	MM 2 様式のダウンロード	WIPO アカウントの作成
願書の作成方法	MM 2 様式にタイプ打ちして 願書を作成	Madrid e-Filing 画面上で入力
願書の提出方法	以下のいずれかの方法で 特許庁に提出 ・ 窓口 (A4用紙に片面印刷) ・ 郵送 (A4用紙に片面印刷) ・ 電子特殊申請 (A4の PDF)	Madrid e-Filing から提出 (手数料の納付手続完了後、 自動で特許庁に提出されます)
日本国特許庁の手数料 の納付方法	手数料納付書を特許庁に提出 ※電子特殊申請によりMM 2 願書 を提出する際、同時に手数料納付 手続をする場合は、手数料納付書 の提出は不要です。	Madrid e-Filing 上で納付手続 (WIPO に支払う手数料と まとめて納付)
WIPO に支払う手数料 の納付方法	銀行振込または WIPO 予納口座 (MM 2 で納付方法を記載)	Madrid e-Filing 上で納付手続 (銀行振込、クレジットカード、 WIPO 予納口座、PayPal 利 用可)
標章を使用する意思の 宣言書【MM 1 8】	特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で作成 (MM 1 8 の提出は不要)
優先順位的主張 【MM 1 7】	特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で作成 (MM 1 7 の提出は不要)
特許庁からの不備理由 通知に対する応答方法	差替書面を特許庁に提出	Madrid e-Filing 上で記載内容を修 正して再提出。 (「send」 ボタン押下後、自動で 特許庁に提出されます)。
商標法第 6 8 条の 3 第 3 項に基づく通知	あり	なし ※WIPO 国際事務局に送付した 旨をメールで連絡。
WIPO からの欠陥通報 への応答方法 (Rule 12, 13)	意見書を作成して 書面で特許庁に提出	Madrid e-Filing 画面上で 応答内容を入力。 (「send」 ボタン押下後、自動 で特許庁に提出されます)。
WIPO からの欠陥通報 への応答方法 (Rule 12, 13 <u>以外</u>)	Contact Madrid 等を通じて WIPO 国際事務局に直接手続	Madrid e-Filing 画面上で 応答内容を入力。 (「send」 ボタン押下後、自動で 特許庁に提出されます)。

4. 国際登録出願を特定する番号の表示

(1) 特許庁整理番号は、出願直後に通知しておりません。通常は方式審査等が完了し、国際事務局に国際登録出願(特許庁整理番号を記載済み)を送付する際に、お知らせします。ただし、提出された願書等に方式不備等がある場合には、上記写しの送付の前に手続補正指令書等に記載してお知らせします。

(2) 特許庁整理番号又は国際登録番号を知り得る前は、提出する書類の国際登録出願の表示の欄には、その国際登録出願の提出日を「01/10/2025 提出の国際登録出願(基礎出願又は登録の番号)」のように記載してください。

また、国際登録出願の願書に出願人が「出願人の整理番号」を付した場合は、その番号についても記載してください。

(3) 国際登録番号は、国際登録出願が国際事務局において国際登録された後に、国際事務局から送付される国際登録証明書に記載されます。

(4) 国際登録出願の後にその出願に関して提出する手続書類には、「特許庁整理番号」又は「国際登録番号」を表示してください。

第3章 国際登録出願時の手続(【MM2】様式による書面出願)**第1節 国際登録出願の手続の概要(【MM2】様式による書面出願)**

1. 国際登録出願に必要な書類

(1) 願書【MM2】

(2) 標章を使用する意思の宣言書【MM18】

(米国が指定締約国に含まれる場合は必須)

(3) 優先順位の主張【MM17】

(欧州連合が指定締約国に含まれる場合であって、かつ、欧州連合の加盟国内において自己の名をもって既に登録されている商品(役務)と同一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を国際登録出願する時に、先の商標登録の優先順位を主張する場合)

2. 出願時に行う日本国特許庁への手数料の納付

【手数料額】 国際登録出願1件につき9,000円

【納付方法】

(1) 紙による納付手続の場合、①特許印紙、②現金納付、③電子現金納付、④特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。

この場合、手数料納付書を作成し、国際登録出願時に提出してください。手数料納付書には、出願人の氏名(名称)、基礎出願番号又は基礎登録番号、出願人整理番号、及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。特許印紙以外の方法による納付の場合は、納付方法に応じて納付を特定するための必要事項を記載してください(次頁参照)。

(2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、①予納、②電子現金納付、③口座振替、④指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。

電子特殊申請により国際登録出願の願書【MM2】を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

(手数料納付書記載見本)※用紙はA4判で作成してください

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Basic application number:		
Basic registration number:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(9, 000Yen)		

※現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

※電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

<記載例>

【納付番号】○○○○-○○○○-○○○○-○○○○

※特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

<記載例>

【指定立替納付】

【識別番号】○○○○○○○○○○

3. 提出方法

①特許庁窓口、②郵送、③電子特殊申請のいずれかの方法により、願書等の必要書類を特許庁に提出します。

第2節 国際登録出願の願書【MM2】の作成

1. 様式

国際登録出願の願書を書面で作成する場合は、公式様式【MM2】により作成しなければなりません。
[法施規第2条第16項]

公式様式は、特許庁のホームページ又はWIPOのホームページからダウンロードし、入手することができます。

特許庁ホームページ：<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/yoshiki/gansho.html>

WIPO ホームページ：<https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/forms/index>

2. 作成要領

- ・ 願書の各欄の割り付け及び内容は、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成してください。
- ・ 国際登録出願の願書等の各様式に記載されている各欄は、使用しない又は該当しない事項であっても削除しないでください。欄を使用しない又は該当しない場合は、空欄にしてください。
- ・ 文字、枠線及び罫線等は、タイプ印書等の機器により作成し、手書きによるものは認められません。なお、チェックボックス(「□」)内にチェックを入れる場合は、手書きでも可能ですが(×、レ、V等)、黒色で、明瞭に、かつ容易に消すことができないように表示してください。
- ・ 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。
- ・ 各用紙は、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるように、例えばクリップ等を用いて提出してください(ステープラーでは綴じない)。

3. 願書【MM2】の各欄の記載要領

本資料中の「様式集 (MM様式)」の「1. 国際登録出願願書【MM2】」も併せてご確認ください。

(1) **For use by the applicant** (出願人による使用欄)

Number of continuation sheets for several applicants (複数の出願人用の連続用紙の数)
追加した「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS」がある場合、その枚数を記載してください。

Number of continuation sheets (連続用紙の数)
追加した「CONTINUATION SHEET」がある場合、その枚数を記載してください。

Number of MM17 forms (MM17 の数)
欧州連合を指定締約国とし、領域内の先の国内登録について優先順位の主張をする場合に提出するMM17の枚数を記載してください。

MM18 form (if applicable, check the box) (MM18 様式 (該当がある場合、チェック))
MM18を提出する場合、チェックをしてください。

Applicant's reference (optional) (出願人の整理番号(任意))
出願人又は代理人の書類の整理番号として、ローマ字、アラビア数字若しくは「-」等による「書類記号」を記載することができます。

(2) **For use by the Office of origin** (本国官庁による使用欄)

Office's reference (optional) (官庁の整理番号(任意))
本国官庁(日本国特許庁)が「特許庁整理番号」を記載するため、出願人又は代理人は使用できません。

(3) **1.NAME OF THE OFFICE OF ORIGIN** (本国官庁となる締約国) [規則1(xxvi)]

我が国の英語表記「Japan」と記載してください。

(4) **2.APPLICANT** (出願人) [規則9(4)(a)(i),(ii)]

この欄に記載する出願人の氏名(名称)及び住所(居所)は、国際登録出願の基礎となる商標登録出願、防護標章登録出願、商標登録又は防護標章登録の出願人若しくは商標権者と同一人でなければなりません。

Number of applicants (出願人の数)
出願人が2者以上の場合、出願人の数を記載してください。

(a)Name (氏名(名称))

①出願人が自然人の場合は、氏名を「姓→名」の順にローマ字で記載してください。

【例】 自然人：国際 花子

正：KOKUSAI Hanako (国際 花子／姓・名順)

誤：Hanako KOKUSAI (花子 国際／名・姓順)

※ 姓は大文字で記載するのが望ましいです。

②出願人が法人の場合は、名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。

【例】 法人名：特許太郎株式会社

音訳：TOKKYO TARO KABUSHIKI KAISHA

翻訳：PATENT TARO Corporation

※ 海外で使用する法人名を併記することも可能です。

(例) TOKKYO TARO KABUSHIKIKAISHA

(PATENT TARO Corporation)

(b)Address(住所(居所))

①住所(居所)は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本に営業所を有する外国法人の場合は、本社の住所を記載してください。

「番地 → 町名 → 市名 → 県名 → 郵便番号 → 国名」の順で記載してください。

※都府県名の末尾「-to」・「-fu」・「-ken」の記載は必須ではありませんが、北海道については「Hokkai-do」と末尾を含めて記載してください。それ以外の郡・市・区・町等については、それぞれ省略せず、「-gun」、「-shi」、「-ku」、「-cho」等まで記載してください。

②住所(居所)は、迅速な郵便配達の慣習上の要件を満たす方法によるものとし、少なくとも、関連する全ての行政区画単位から成り、該当する場合は部屋番号も記載してください。

(c)E-mail address(Eメールアドレス)

この欄には、出願人のEメールアドレスを必ず記載してください。Eメールアドレスが、WIPOのオンライン情報サービス等で公開されることはありません。

後述第4欄で代理人を選任する場合は、出願人のEメールアドレスと代理人のEメールアドレスは異なっている必要があります。出願人のEメールアドレスが記載されていなかったり、代理人のEメールアドレスと同じであったりすると、欠陥通報が届き、申請の処理が遅れます。

国際事務局からの通信は全てEメールアドレス宛てに送られます。

代理人が選任されている場合には、原則、国際事務局はすべての通信を代理人のみに送信します。ただし、下記通知については、代理人への送付に加えて、出願人にも送付されます。

- 代理人の選任に関する欠陥がある場合(規則3(3))
- 国際登録の存続期間が満了する旨の非公式の通報(議7条(3))
- 更新手数料の不足(規則30(3))
- 更新がされなかった旨の通報(規則31(4))
- 代理人の取消が代理人によって申請されている場合(規則3(6)(d))

(d) Telephone number (電話番号)

この欄には、出願人の電話番号を、「国コード→地域コード→加入者番号」順に記載してください。地域コードの頭の「0」は省略します(東京の場合「03」→「3」)。

【例】 81-3-△△△△-△△△△
日本国-東京-出願人の加入者番号

(e) Nationality or legal nature and State of organization (国籍又は機関の法的性質及び国)

①この欄は、特定の指定締約国(例えば、米国)により要求される場合に記載が必要です。表示が記載されていない場合、特定の締約国において保護が拒絶される可能性があります。したがって、この欄の記載は必須ではありませんが、記載しておくことが推奨されます。

②出願人が自然人であるときには、国籍を有する国名を記載します。出願人が法人であるときには、法人資格を得た国名とともに、法人の種類(法的性質)を例えば「Corporation」のように記載します。なお、指定締約国としての米国においてどのような表示が法的性質として認められるかについては、

- ・WIPOが発行する「MADRID HIGHLIGHTS / MARCH 2015 / SPECIAL EDITION」
(https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/docs/madrid_highlights_special_edition_uspto.pdf)
 - ・「USPTO Trademark Manual of Examining Procedure」
(<https://tmap.uspto.gov/RDMS/TMEP/current>)」
- 等においてご確認ください。

Correspondence details (optional) (通信の詳細(任意))**(f) Preferred language for correspondence** (通信用選択言語)

国際事務局から出願人(名義人)へ発信される通知の言語を選択します。チェックがない場合は、国際出願の言語、すなわち英語が適用されます。

出願人(名義人)が、仏語又はスペイン語による通知を希望する場合は、「French」又は「Spanish」の□内にチェックを入れてください。

(注意:国際事務局から転送される各指定締約国からの暫定的拒絶通報等の通信は、国際事務局が各指定締約国から受信した言語のまま送付されます。) [規則6(2)(iv)]

(g) Alternative address and e-mail address for correspondence (通信のための宛先及びEメールアドレス)

国際事務局との通信で、上述(b)欄に記載した住所や(c)欄に記載したEメールアドレスとは異なる宛先への通信を希望する場合に、(g)(i)にその住所を、(g)(ii)にそのEメールアドレスを記載できます(例えば、(b)欄に記載の本社住所とは別に、特別に「知財部」や「研究開発部」等の部署に通信を希望する場合にこの欄をご利用いただくことができます。)

①複数の出願人が異なる宛先を有する場合でも、通信のための宛先は1つに限られます。

②「通信のための宛先」が表示されていない場合は、日本国特許庁及び国際事務局は、国際登録出願の願書に最初に記載された出願人(代理人がいる場合は代理人)の住所(居所)に書類を送付します。

- ③「通信のための宛先」の宛名は、第2欄(a)に記入した出願人名(個人名又は法人名等)で記録されます。出願人名と「通信のための宛先」の宛名が異なる場合には、「通信のための宛先」の宛名も記入してください。

(5) **3.ENTITLEMENT TO FILE**(出願の資格) [規則9(4)(b)]

(a) Check the appropriate box(対応するボックスにチェックすること)
対応する□内にチェックを入れてください。

- (i)欄は、出願人が日本国民(法人、自然人)である場合には、□内にチェックを入れてください。
- (ii)欄は、第1欄にいう締約国がEUなどの「機関」である場合に用いるものであり、我が国は該当しません。
- (iii)欄は、出願人が外国人(自然人)であって、現実に日本国内に居住している場合には、□内にチェックを入れてください。
- (iv)欄は、出願人が外国法人であって、第2欄(b)に記載した出願人の本社の住所が日本国内ではないが、日本国内に現実にかつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している場合には、□内にチェックを入れてください。

(b) Where the address of the applicant, given in item 2(b), is not in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1, indicate in the space provided below(第2欄(b)における出願人の住所が第1欄にいう本国官庁の締約国と相違する場合には、以下の欄に表示する事)

出願人が外国人(法人、自然人)であって、第2欄(b)における出願人の住所が、第1欄にいう締約国と相違する場合には、以下の欄に記載してください。

- (i)欄は、第3欄の(a)(iii)に対応する□内にチェックを入れた場合には、日本国内における出願人の住所(居所)を記載してください。
- (ii)欄は、第3欄の(a)(iv)に対応する□内にチェックを入れた場合には、日本国内における出願人の営業所の住所を記載してください。

(6) **4.APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE**(代理人) [規則3、規則9(4)(a)(iii)]

- ①出願人が、国際事務局に対する代理人の選任を希望する場合には、選任する代理人の氏名(名称)、住所(居所)及びEメールアドレスをこの欄に記載してください。
- ②代理権を証明する書面(委任状等)を提出する必要はありません。
- ③代理人は1名のみ選任することができます。複数の代理人を記載した場合でも、筆頭の1名のみが代理人とみなされ、国際登録簿にその旨記録されます。 [規則3(1)(b)]

- ④代理人の氏名を、「姓→名」の順にローマ字で記載してください。
また、代理人が法人の場合は、その名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。
- ⑤代理人について記載するときは、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」及び「法定代理人」等の記載はできません。
- ⑥国際事務局からの通知は、代理人が選任された場合には、原則、当該代理人に送付されます。 [規則3(5)(b)]
- ⑦代理人を選任するときは、その代理人のEメールアドレスを記載してください。
国際事務局からの通信の電子的な受領の詳細については、本章第1節3.(4)(c)をご参照ください。

(7) **5.BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION** (基礎出願または基礎登録) [議3条(1)]

①BASIC APPLICATION(基礎出願)に基づき国際登録出願を行う場合

・国際登録出願の基礎となる商標登録出願又は防護標章登録出願のApplication number(出願番号)及びApplication date(出願日)を記載してください。

・Application numberは、「2025-000001」のように出願番号を記載してください。

※出願番号の下6桁の頭字が「0」(例えば、「2025-012345」)の場合、当該「0」を省略することなく6桁表記としてください。

・その基礎とした商標登録出願又は防護標章登録出願が2以上ある場合は、出願日が**最先のもの**を記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄の全ての項目及び必要事項を記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。

②BASIC REGISTRATION(基礎登録)に基づき国際登録出願を行う場合

・国際登録出願の基礎となる商標登録又は防護標章登録のRegistration number(登録番号)及びRegistration date(設定登録日)のみを記載します。

当該商標登録の出願番号及び出願日は記載しないでください。

・Registration numberは、「4000001」(通常)、「4000001/01」(防護)及び「4000001-1」(分割)「4000001-22」(複数分割)のように記載してください。

・基礎とした商標登録又は防護標章登録が2以上ある場合は、登録日が**最先のもの**を記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄の全ての項目及び必要事項を記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載

をして、連続用紙があることを示してください。

③年月日(dd/mm/yyyy)の記載

年月日は、西暦及びグレゴリー暦により、出願日又は登録日を「日／月／年」の順に記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュ「/」を付してください。

【例】 令和7年9月18日 → 「18/09/2025」

(8) **6.PRIORITY CLAIMED** (優先権の主張)

[議4条(2)、規則9(4)(a)(iv)]

① **The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below** (出願人は以下に言及した先の出願に係る優先権を主張する)
パリ条約による優先権を主張する場合(第1国の出願日より6ヶ月以内まで主張可)には、□内にチェックを入れてください。

② **Office of earlier filing** (優先権に係る出願がなされた官庁)
優先権に係る最初の出願の国又は政府間機関名を英語により記載してください。

③ **Number of earlier filing (if available)** (優先権に係る出願の番号(可能な場合))
入手可能であれば優先権に係る最初の出願の番号を英数字により記載してください。

④ **Date of earlier filing (dd/mm/yyyy)** (優先権に係る出願の日(日/月/年))
優先権に係る最初の出願のうち最先の出願日を上記(7)③の記述と同様に「日／月／年」の順に記載してください。

⑤ **If the earlier filing does not relate to all the goods and services listed in item 10, indicate in the space provided below the goods and services to which it does relate** (優先権の主張が本様式第10欄に掲げられた全ての商品及び役務に関係しない場合には、優先権の主張に係る商品及び役務を以下の欄に表示する)
優先権の主張に係る商品(役務)が第10欄に記載した商品(役務)の一部のみを対象とするものである場合に、当該優先権主張に係る商品(役務)を記載してください。

⑥ **If several priorities are claimed above, check this box and use a continuation sheet giving the information required for each priority claimed** (複数の優先権を主張する場合、このボックスにチェックし、各優先権主張に関して要求された情報を記載するため連続用紙を使用する。)
複数の優先権を主張する場合、ここには最先の出願日のものを記載し、その他の出願については第6欄の全ての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、□内にチェックを入れてください。

⑦なお、優先権証明書(優先権の主張に係る最初の出願の写し)の提出は不要です。

(9) 7.THE MARK (標章)

[規則9(4)(a)(v)]

国際登録を受けようとする標章は、次の要領により記載してください。

(a) Place the representation of the mark as it appears in the basic application or basic registration in the square below (基礎出願又は基礎登録に表されているものと同じ標章の複製を以下の欄に記載する)

正方形の標章記載欄(a)に、国際登録を受けようとする基礎出願又は基礎登録に係る商標と同一の標章を記載してください。

※日本を本国官庁とする場合、音声ファイルや動画ファイルなどのデジタルファイルを添付することはできません。

- ①基礎出願又は基礎登録の標章が白黒である場合には、この標章記載欄にも同一の白黒の標章を記載してください。
- ②基礎出願又は基礎登録の標章がカラーの場合には、この標章記載欄にも同一のカラーの標章を記載してください。
- ③標章の大きさは、**20cm平方**の標章記載欄に収まるように記載してください。背景色は白とし、20cm平方の枠が消えないようご注意ください。
- ④標章は、国際登録、国際公報、指定通報のために十分鮮明でなければなりません。
- ⑤基礎出願又は基礎登録に係る商標が、動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標又は位置商標であって、当該商標が異なる2以上の図によって記載されているときは、各図を同一縮尺で標章記載欄(a)に記載してください。
- ⑥基礎出願又は基礎登録が、音商標であって、当該商標が商標登録出願の際に2以上の商標記載欄を設けて記載されているときは、当該商標全体を標章記載欄の中に記載してください。
- ⑦動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標又は位置商標を写真によって記載するときは、次の要領によります。
 - (a)写真の大きさは、20cm平方以内とし、基礎出願又は基礎登録で記載した標章と同じ写真を用いてください。
 - (b)写真は、標章記載欄に容易に離脱しないように貼り付けてください。
 - (c)写真は折らないでください。
 - (d)基礎出願又は基礎登録で記載した立体商標が、異なる2以上の方向から表示した写真によって記載されているときは、各写真を同一縮尺で記載し、全体の大きさは、20cm平方の標章記載欄内に、それぞれの写真が重ならないように表示してください。
- ⑧基礎出願が標準文字の場合、主張のないフォント(一般的な装飾のないゴシック体等)で記載された標章は同一の範囲内と認められます。太字・イタリックは不可です。

(b) The applicant declares that the mark is to be considered as a mark in standard characters (出願人は本標章が標準文字による標章とすることを宣言する。)

内にチェックを入れることにより、出願人は、本標章が標準文字による標章とすることを宣言することができます。ラテン文字若しくはアラビア数字以外の特殊文字又は図形的要素を含む標章は、標準文字とはみなされません。

なお、本欄への記載は任意であり、指定締約国において標準文字としての扱いを希望する場合は、基礎出願又は基礎登録における標準文字の主張の有無に関わりなく本欄へ記載することができます。 [規則9(4)(a)(vi)]

(c) The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element (本標章は図形要素を含まず、色彩のみ又は色彩のみの組み合わせにより構成されている)

この欄は、標章が**図形的要素を含まず**、色彩のみで構成されている場合に内にチェックを入れてください。日本国を本国とする出願の場合には、基礎出願又は基礎登録の商標のタイプが「色彩のみからなる商標」である場合にのみ、本欄にチェックを入れてください。

[規則9(4)(a)(vii)の2]

(10) **8.COLOR(S) CLAIMED** (色彩に係る主張)

次の場合に、色彩に係る主張を記載します。

- ・ 基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されている場合、又は、
- ・ 基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されていないときであっても、出願人が国際出願において標章の識別性ある特徴として色彩を主張することを希望する場合(標章記載欄の標章が白黒(グレーを含む)である場合でも、色彩の主張は可能です)。

[議3条(3)、規則9(4)(a)(v)(vii)、規則9(4)(b)(iv)]

なお、**色彩のみからなる商標**について、**商標登録の査定がなされた商標を基礎とする**国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、規則9(5)(d)(v)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当するため、原則として、基礎出願又は基礎登録において「商標の詳細な説明」中の色彩に係る主張と同一の内容の主張が、当該欄に記載されていなければなりません。

一方、**商標登録の査定がなされていない商標出願を基礎として**国際登録出願を行う場合は、原則として、商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明と同一の内容が「第9欄 (e) (i) Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable: 基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述」に記載されていなければなりません。出願人が希望する場合には、第8欄の「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」にも記載することができます。

[商標審査便覧A2.04及びA2.08]

(a) The applicant claims color as a distinctive feature of the mark. (出願人は標章の特徴として色彩を主張する)

標章の特徴として色彩を主張する場合に内にチェックを入れてください。

Color or combination of colors claimed (主張に係る色彩又はその組み合わせ)

前述の色彩に係る主張の□内にチェックを入れた場合は必ず記載しなければなりません。基礎出願又は基礎登録における標章に使われている色彩を記載してください。

(b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as it may be required for certain designations) (色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合))

色彩の主張に係る標章の主要部分の色彩の説明、すなわち、色彩の名称及び当該色彩が使われている標章の部分を記載します(米国等の指定締約国では、当該記載を求める場合があります。 [規則9(4)(b)(iv)]

(11) **9.MISCELLANEOUS INDICATIONS** (その他の表示)

「その他の表示」は、一度国際登録簿に記録されると、その後(事後指定時等に)修正・削除をすることができない点にご注意ください。

(a) Transliteration of the mark (this information is compulsory where the mark consists of or contains matter in characters other than Latin characters, or numerals other than Arabic or Roman numerals) (標章の音訳(この情報は、本標章がラテン文字、アラビア数字あるいはローマ数字以外の文字要素で成り立っているか、あるいはそれらを含んでいる場合には必須である))

この欄は、標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合(漢字・ひらがなカタカナを含む標章等はこれに該当します)には、それらの文字のラテン文字又はアラビア数への音訳を記載しなければなりません。この場合、音訳の記載は英語の発音に従い、ラテン文字によって記載する必要があります。 [規則9(4)(a)(xii)]

(b) Translation of the mark (as it may be required for certain designations) (標章の翻訳(特定の指定締約国が求める場合))

特定の指定締約国等が求める場合には、標章が翻訳できる言語で構成されている、又は翻訳できる言語を含むときは、英語、仏語又はスペイン語、若しくは3つの言語への翻訳を記載することができます。 [規則9(4)(b)(iii)]

シンガポール、米国を指定して、標章が英語本来の意味合いを持たない場合は、第9欄(c)にチェックを入れる場合を除き、記載する方が望ましいです。

(c) The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated) (標章に含まれている文字が意味をもたない造語を含む(それゆえ翻訳できない場合))

標章に含まれている文字が意味をもたない造語である旨を表明する場合には、□内にチェックを入れてください。(本欄は、特定の締約国(シンガポール及び米国)から意味をもたない造語に対して、翻訳を求める暫定的拒絶通報が発出されているのを回避することを目的に設置されました。ただし、当該国官庁は本欄に記載があっても、疑義等がある場合は暫定的拒絶通報を

発出できます。)

(d) Where applicable, check the relevant box(es) below (該当する場合は、以下のボックスをチェックする)

標章が、

- **Three-dimensional mark** (立体標章)
- **Sound mark** (音響標章)
- **Collective mark, certification mark or guarantee mark** (団体標章、証明標章又は保証標章)

である場合、該当する□内にチェックを入れてください。

日本国を本国とする出願のときは、基礎出願又は基礎登録が立体商標である場合には「Three-dimensional mark」の欄に、基礎出願又は基礎登録が音商標である場合には「Sound mark」の欄に、基礎出願又は基礎登録が団体商標又は地域団体商標である場合には「Collective mark, certification mark or guarantee mark」欄に、それぞれチェックを入れてください。

[規則9(4)(a)(viii)~(x)]

(e) (i) Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable (only use this item if the Office of origin requires to include this description in the international application for the purposes of item 13(a)(ii) of this form) (基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述(本国官庁が、第13欄(a)(ii)に記載の目的で、国際出願に本欄の記述を含めることを要求する場合にのみ使用する))

基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含まれている場合であって、本国官庁がその記載を含めることを求めるときに、基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述と同一の内容を、当該欄に英語で記載します。

[規則9(4)(a)(xi)]

動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、立体商標又は位置商標を基礎登録又は基礎出願として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について商標の詳細な説明(音商標及び立体商標については記載がある場合のみ)と同一の内容が当該欄に記載されていなければなりません。

ただし、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、規則9(5)(d)(V)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当することから、原則として、第8欄の「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」に記載されていなければなりません(出願人が希望する場合、「第9欄(e) (ii) Voluntary description of the mark」にも記載することができます)。

[商標審査便覧A2.08]

(e) (ii) Voluntary description of the mark (any description of the mark by words, including the description contained in the basic application or registration, if you were not required to provide this description in item (e)(i) above) (任意の標章の記述(文字によるあらゆる標章の記述、本欄(e)(i)の記述を要求されていない場合には基礎出願又は基礎登録に含まれる記述も含む))

基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含まれているか否かにかかわらず、出願人が国際出願に任意の標章の記述を含めることを希望するときは、当該欄に英語で記載します。

(f) Verbal elements of the mark (where applicable) (標章の言語要素(該当するとき))

国際事務局が案件特定のために付与する標章の言語要素について、出願人は自己の認識する言語要素について記載することができます。(国際事務局では、第7欄の標章の重要な言語要素を取り出し、案件特定のためにMadrid Monitorや通報において記載します。標章が装飾した文字である場合や標章に多くの文字要素が含まれる場合等は、国際事務局が出願人の認識する言語要素と相違するものを記載してしまう恐れがありますので、標章の重要な言語要素を記載することを推奨します。)

(g) The applicant wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark (出願人は標章の次の要素について保護の放棄を希望する)

本規定は任意規定であり、希望する場合は記載してください。基礎出願又は基礎登録に権利不要求の主張がなくても記載できますが、一部の指定国だけに主張することはできません。

[規則9(4)(b)(v)]

(12) 10.GOODS AND SERVICES (商品及び役務)**(a) List below the class(es) and goods and services to be covered by the international registration** (国際登録を求める商品及び役務を以下に示す)

- ① 国際登録を求める商品(役務)は、「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーブで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」(ニース協定)に基づく国際分類(ニース分類)(現在第12-2025版)に従い、商品(役務)の内容及び範囲を明確に理解することができる英語表示を記載してください。
ニース分類の改訂により、国際登録出願に記載する商品(役務)の区分が基礎出願又は基礎登録と異なる(基礎出願又は基礎登録の分類がニース分類の現在の版より古い、若しくは日本分類である)場合は、国際登録出願時に有効な国際分類に従ってください。
- ② **Class** は、上記国際分類に基づく類を記載し、2以上指定する場合は、類の番号順に記載してください。
- ③ **Goods and Services** は、その類に属する商品(役務)を1商品ごとにセミコロン(;)で区切って記載してください。フォントは、Courier New 又は Times New Roman、サイズ12pt以上としてください。下線は付さないでください。

(b) The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designations, as follows (出願人は次の指定締約国に関し、商品又は役務を限定する)

締約国において、保護を求める類又は商品(役務)を限定する場合に使用し、限定を求める締約国名及び当該締約国で限定した類又は商品(役務)を記載してください。

ただし、**限定した商品(役務)は、第10欄(a)の保護を求める商品(役務)の範囲内でなければなりません。**

[規則9(4)(a)(xiii)]

If the space provided is not sufficient, check the box and use a continuation sheet. (記載欄が不足した場合は、ボックスにチェックし連続用紙を使用する。)

本記載欄が不足し、連続用紙を使用する場合は□内にチェックを入れてください。

国際登録を求める商品(役務)(b)欄の限定した商品(役務)を含むは、**基礎出願又は基礎登録の商品(役務)の範囲と実質的に同一又はその範囲内でなければなりません。**

商品(役務)毎に、基礎出願又は基礎登録の商品(役務)との関係を確認の上記載してください。

(13) **11.DESIGNATIONS** (指定締約国)

- ① 標章の保護を求める指定締約国の□内にチェックを入れてください。
- ② 新規締約国で、国コード・国名が記載されていない場合には「CONTINUATION SHEET」に11欄を設け、「Others: 国名」のように記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。
- ③ 日本国を指定(自国指定)することはできません。 [議3条の2]
- ④ なお、締約国を追加することは国際登録の後に「事後指定」(詳細は、本テキスト第4章第4節「事後指定」参照。)の手続により行うことができます。
- ⑤ 欧州連合を指定締約国とする場合、欧州連合の公用語(仏語、独語、イタリア語、スペイン語)から第二言語を一つ選択しなければなりません。
- ⑥ 米国を指定締約国とする場合、国際事務局の公式様式「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】に必要事項を記載し、願書と同時に提出しなければなりません。

(14) **12.SIGNATURE OF THE APPLICANT AND/OR THEIR REPRESENTATIVE** (出願人又は代理人の署名)

2020年12月28日以降、本欄の署名/押印が不要になりました¹(本欄は空欄で構いません)。

(15) **13.CERTIFICATION AND SIGNATURE OF THE INTERNATIONAL APPLICATION BY THE OFFICE OF ORIGIN** (本国官庁による国際出願の証明及び署名)

この欄は、本国官庁(日本国特許庁)が国際登録出願の証明及び署名のために使用します。

¹ 令和2年12月28日付「特許庁関係手続における押印の見直しについて」
(<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>)

(16) **METHOD OF PAYMENT** (支払方法)**(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT AT WIPO** (WIPO当座口座引き落としの指示)

出願人が国際事務局に口座を開設しており、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、内にチェックを入れ、かつ、

- **Holder of the account** (口座の名義人)
 - **Account number** (口座番号)
 - **Identity of the party giving the instructions** (口座引き落とし指示者)
- をそれぞれ記載してください。

(注)なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER (銀行または郵便での送金)① **Identity of the party effecting the payment** (支払を行う当事者の身元)

上記手数料を支払う者(出願人、代理人等)の氏名(名称)を記載してください。

(注)国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、手数料の全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。したがって、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。

②該当個所の内にチェックを入れ(次の二つのうちどちらか)、かつ、右欄に必要事項を記載してください。

記載方法1: **Payment received and acknowledged by WIPO** (WIPOにより受領・確認された支払)

支払に対して既にWIPOにより受領書を受け取っている場合には、受領書の番号を記載してください。

記載方法2: **Payment made to WIPO bank account** (WIPO銀行口座への支払)

Payment identification (支払の特定)は、銀行振込の際に銀行から付与される番号を記載しますが、銀行により番号が付与されない等の場合は記載を必要としません。

dd/mm/yyyy (年月日)には送金依頼日を記載してください。

※「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で記載してください。

(注)外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払う時は常に、「受取人への連絡事項欄」に下記の情報を記載してください。

- 送金目的(マドプロ出願)
- * 国際事務局は二文字コード「EN」と記載することを推奨しています
- 基礎登録(出願)の番号(1つのみ)
- 出願人の氏名又は名称(1名のみ)
- 商標名(文字商標の場合)

(詳細は、本テキスト第5章第2節7.「外国送金における留意点」を参照してください)

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振込みを行ってください。また、国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振込者(出願人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

なお、**Payment made to WIPO postal account**(WIPO郵便口座への支払)は、欧州圏内のみ利用可能であり、日本からの振込みには利用できませんのでご注意ください。

(17) **FEE CALCULATION SHEET**(手数料計算シート)

国際登録出願に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

METHOD OF PAYMENTで(a)「**INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**」欄に記載した場合、当欄の記載は不要です。

AMOUNT OF FEES(手数料の総額)

① **Basic fee**(基本手数料)

- ・ 標章の複製が白黒(グレーを含む)である場合、第8欄「**COLOR(S) CLAIMED : 色彩に係る主張**」の有無にかかわらず、653(スイスフラン)を記載してください。
- ・ 標章の複製が色彩を有する場合、第8欄「**COLOR(S) CLAIMED : 色彩に係る主張**」の有無にかかわらず、903(スイスフラン)を記載してください。

② **Complementary fees**(付加手数料)

付加手数料が適用される「指定国の数」に「付加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。

③ **Supplementary fees**(追加手数料)

追加手数料が適用される指定国が含まれる場合、第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分が3を超える場合には、「3を超える商品及び役務の区分の数」に「追加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。

(注) 追加手数料は、個別手数料とは異なり、全ての指定締約国に対して商品(役務)の区分の数が限定されているとしても、**限定された区分の数ではなく、第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分数に応じて計算します。**

④ **Individual fees (Swiss francs)**(個別手数料(スイスフラン))

付加手数料及び追加手数料に代えて、「個別手数料」の受領を宣言している締約国を指定する場合には、締約国の名称及び締約国ごとに定められている個別手数料の額(スイスフラン)を記載してください。締約国に対して商品(役務)の区分の数が限定されている場合には、限定された区

分の数に応じて、指定締約国毎に個別手数料を計算します。

- ⑤ **Total individual fees** (個別手数料の合計)に個別手数料の合計を、**GRAND TOTAL (Swiss francs)** (総計(スイスフラン))に総合計額をそれぞれ記載してください。

※個別手数料は為替の変動・料金改定等により随時変わります。

個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

⇒国際登録出願に関して支払うべき手数料の額は、本国官庁の受理日に有効な手数料が適用された額となります。 [規則34(7)]

また、WIPO ホームページに手数料計算を行うためのツール(Fee Calculator)が提供されていますので、手数料計算を行う際には併せてご利用ください。

(<https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)



第3節 標章を使用する意思の宣言書【MM18】の作成

1. 提出時期

米国を指定締約国とする場合は、願書【MM2】と同時に「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】を提出することが必要です。

なお、米国やフィリピン等の一部の指定締約国で保護が認められた後も、保護を維持するために、証拠等を添付した「標章の使用に関する宣言書」等を、定期的に、各締約国官庁へ提出しなければならないという情報がありますので注意が必要です。

参考:「特定の締約国における標章の使用等にかかる要件(参考訳)」

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/shiyou_youken.html

※下記のサイトも参照して最新情報をご確認ください。

Madrid Member Profiles Databases (<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember>)

2. 「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の各欄の記載要領

本資料中の「様式集(MM様式)」の「6. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】」も併せてご確認ください。

(1) Signature (署名)

出願人が署名します。法人の場合は代表権者が署名します。署名は、手書き、印刷、スタンプ、タイプ打ちのいずれでも構いません。

(2) Date of execution (dd/mm/yyyy) (署名日(日/月/年))

署名者が署名した日を「日/月/年」の順に記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュ「/」を付してください。

(3) Signatory's Name (Printed) (署名者の氏名(タイプ浄書))

署名者の氏名をアルファベットでタイプ打ちします。

(4) Signatory's Title (署名者の肩書)

署名者の肩書を英語でタイプ打ちします。

なお、法人であれば署名者の肩書を「President」、「General manager」のように記載し、自然人であれば「Applicant」と記載します。

(5) INFORMATION REQUIRED BY THE INTERNATIONAL BUREAU (国際事務局により要求される情報)

本国官庁は、国際登録の願書【MM2】と「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】を一緒に国際事務局へ送付しますので、この欄は記載する必要がありません。ただし、当該ページも破棄せずに提出してください。

(6) 国際登録出願に出願人が2名以上いる場合、出願人毎にMM18を提出する必要はなく、出願人を代表して1人の出願人が署名したMM18を提出します。

(7) 写しの提出も認められます。

3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて

(1) 国際事務局が米国を指定する国際登録出願を受理した時に、標章を使用する意思の宣言書が添付されていない場合、又は必要条件を満たしていない場合(例えば、署名がされていない、署名日の未記入、前回使用したMM18のコピー等)、国際事務局は速やかに出願人と本国官庁に通報します。 [規則11(6)(a)]

(2) 本国官庁の国際登録出願の願書受理日より2ヶ月以内に、欠落していた、又は訂正された宣言書が国際事務局により受理された場合、標章を使用する意思の宣言書は、国際登録出願の願書と同時に受理されたものとみなされます。

なお、欠落していた、又は訂正された宣言書が、この2ヶ月の間に国際事務局により受け取られない場合、その国際登録出願は米国を指定国としないものとされ、国際事務局は請求により米国の指定料を払い戻します。 [規則 11(6)(b)(c)]

第4節 優先順位の主張【MM17】の作成

1. 「優先順位的主張」の手続等

(1) 手続

欧州連合を指定締約国とする国際登録出願の場合で、欧州連合の加盟国内において自己の名をもって既に登録されている商品(役務)と同一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を国際登録出願する時に、先の商標登録の優先順位を主張する場合は、願書【MM2】と同時に「優先順位的主張」【MM17】を提出します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

先の商標が放棄又は期間満了により消滅した場合(先の商標が取消又は無効となった場合を除く)においても、当該欧州連合商標の所有者は、先の商標が存続している場合と同一の権利を保有するものと見なされます。

(4) 国際登録簿への記録

【MM2】と同時に申請された優先順位的主張は、国際登録簿へ記録されます。

優先順位的主張については、欧州連合知的財産庁(EUIPO)で審査が行われます。審査の結果、主張が認められた場合は、国際登録簿に既に記録された事項に変更がないため、EUIPOから国際事務局へは通報されません。しかし、主張が認められない場合には、国際登録簿及び公報における公表に修正があるため、EUIPOから国際事務局へ通報され、記録されます。

2. 作成要領

(1) 同一国で複数件登録がある場合は、登録番号毎に作成します。

(2) 領域内に構成国が複数国ある場合は、各国毎に作成します。

第4章 国際登録出願の後に行う手続

第1節 手数料補正

1. 手数料補正指令

国際登録出願手数料(日本国特許庁へ納付する実費勘案手数料)が納付されていない場合、又は必要な額に満たない場合に、特許庁は必要な額を納付するよう出願人に対して補正指令を行います。 [法第68条の7]

2. 補正の期間

指令の日(発送日)から14日です。

3. 補正の方法

「手続補正書」に、必要な額の**特許印紙**を貼付する等して、手数料の納付を行います。なお、手数料補正指令の発出前に自発的に提出する場合も同様です。

4. 補正が行われた場合

補正手続が適正に行われた場合は、国際登録出願として手続が進められます。

5. 補正が行われない場合

手数料補正指令に対し、所定の期間内に補正が行われなかった場合は、その国際登録出願は却下処分となります。 [法第68条の7]

第2節 方式不備通知

1. 方式不備通知

国際登録出願の願書の記載に不備がある場合、又は基礎出願(基礎登録)の記載と同一でない場合には、本国官庁は必要な訂正を行うよう出願人に対して方式不備通知を行います。

2. 訂正の期間

本国官庁が国際登録出願を受理した日を国際登録日とするためには、本国官庁が受理した日から2月以内に国際事務局に願書が到達する必要があります。通知の日(発送日)から14日以内を目安に提出してください。

3. 訂正の方法

MM2様式による書面出願により国際登録出願を行った場合は、「差替書面提出書」により、訂正する願書の該当ページを本国官庁に提出します。

Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filing画面から、願書の記載を訂正し、再提出します。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

4. 訂正が行われた場合

訂正手続が適正に行われた場合は、国際登録出願として手続が進められます。

5. 訂正が行われない場合

方式不備通知に対し、所定の期間内に不備の是正が行われなかった場合は、その国際登録出願は訂正がされないまま国際事務局に送付されます。

また、基礎出願(基礎登録)の記載と同一でない等の場合には、本国官庁(日本国特許庁)は、国際出願を証明及び署名することができません。 [議3条(1)、法第68条の3第2項]

国際事務局が受理した願書の記載に不備がある場合には、国際事務局から欠陥是正通報が出願人及び本国官庁あてに送付されます。

国際事務局の欠陥是正通報から3月以内に不備が是正されない場合は、国際登録出願は放棄されたものとみなされる場合があります。 [規則11(2)～(4)]

方式不備通知(見本)

特許庁長官
年 月 日

国際登録出願人・手続者・代理人
_____ 様

事件の表示
_____年 月 日に特許庁が受け付けた以下に係る

手続者が付した書類記号・番号
国際登録番号
又は
基礎出願番号
基礎登録番号

貴殿が提出した上記書面は、下記事項について不備があるので、この方式不備通知の
発送の日から14日以内に差替書面提出書を提出してください。

記

【お願い】

本件についての特許庁への問い合わせ、又は書類提出には、次の特許庁整理
番号を使用してください。

特許庁整理番号 2025-300001

問い合わせ先及び提出先 特許庁 国際意匠・商標出願室
郵便番号 100-8915
東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-3581-1101 内線2671
担当者 国際 太郎

差替書面提出書(見本)

特許庁長官 殿

年 月 日

1. 事件の表示

特許庁整理番号 2025-300001
(国際登録番号)

手続者が付した書類記号・番号

2. 手続をした者(方式不備通知の対象手続書類に使用した言語で記載してください)

氏名(名称) _____

住所(居所) _____

3. 代理人

氏名(名称) _____

住所(居所) _____

4. 差替えに係る書類の名称及び欄

書類名称

欄 第__欄 第__欄 第__欄

5. 差替え書面の枚数

____枚

※Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filing画面から願書の記載を訂正し、再提出しますので、「差替書面提出書」の提出は必要ありません。

第3節 国際事務局からの欠陥通報

[規則11～13]

国際登録出願の願書が国際事務局に送付された後、国際事務局において審査が行われます。審査の内容は議定書規則に規定されています。

国際事務局が、国際出願に欠陥 (Irregularity) があると判断した場合、国際事務局は「欠陥通報 (NOTICE CONCERNING AN INTERNATIONAL APPLICATION)」と呼ばれる補正指令通知に相当する文書を本国官庁及び出願人に送付します。この通報に対し、出願人は指定された期間 (通報の日から3月) 以内に欠陥を解消しなければなりません。

欠陥通報には、主に、①指定商品 (役務) の分類に関する欠陥通報、②指定商品 (役務) の表示に関する欠陥通報、③手数料納付に関する欠陥通報、④その他の欠陥通報があります。それぞれの欠陥通報の詳細及び応答方法は以下のとおりです。

1. 指定商品 (役務) の分類欠陥通報

[規則12]

(1) 概要

国際事務局は、国際登録出願の指定商品 (役務) の分類に関し、規則に定める要件を満たしていないと判断した場合は、国際事務局の提案を記載した「分類欠陥通報」を本国官庁及び出願人に対し送付します。

当該通報では、国際事務局が提案する分類及び区分けに従った区分数により手数料が計算されるため、出願時に指定のない類への移行が提案されている場合には、同時に料金欠陥がかかります (該当商品の削除等により類の移行が生じなければ料金欠陥は解消します)。

出願人は、本国官庁 (日本国特許庁) 経由で国際事務局に、国際事務局の提案に対し、提案に同意する、当該商品 (役務) を削除する、異なる商品 (役務) への修正提案を行う等の意見を提出します。国際事務局に直接意見を提出することはできません。また、商品 (役務) の修正を行う場合は、修正後の商品 (役務) は、基礎出願又は基礎登録の商品 (役務) の範囲と実質的に同一又はその範囲内でなければなりません。

(2) 意見の方法

国際事務局の提案に対し、同意、修正又は削除等の意見を述べた「意見書」を本国官庁に提出してください。

なお、上記以外のその他の欠陥通報 (下記「4. その他の欠陥通報」参照) が同時になされた場合、その他の欠陥通報については国際事務局に直接、欠陥通報で指示された方法に従って必要書類を提出してください。

Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filingの画面上で、国際事務局の提案に対する意見の内容を入力し、提出します。上記「意見書」書面の本国官庁への提出は必要ありません。Madrid e-Filingから提出後、入力した意見の内容が本国官庁に提出されます。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

(3) 本国官庁 (日本国特許庁) への提出期限

欠陥通報の発行日 (通報の右上に記載) から30日 (目安) です。

欠陥の解消期限は3月ですが、本国官庁における意見内容の確認や、不備があった場合の出

願人への連絡に要する時間を考慮して、本国官庁に対する提出期限を上記のとおり設定しています。また、国際事務局への意見提出によっても欠陥が解消されず、更なる欠陥通報が送付された場合でも、原則応答期間が延長されず、最初の応答期限が維持される場合が多いため、早期の提出にご協力ください。

(4) 意見が提出された場合

本国官庁は、意見の内容を確認し、商品(役務)の範囲が基礎出願・基礎登録の範囲内であることを確認後、国際事務局の提案に対する意見として国際事務局へ送付します。

意見によっても欠陥が解消されなかった場合、国際事務局から更なる欠陥通報が送達される場合があります。また、意見が提出された場合でも、それに伴って発生した手数料が期限内に支払われなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(5) 意見が提出されない場合／意見の提出によっても分類欠陥が解消されない場合

<【MM2】第10欄(a)のメイン・リストの指定商品(役務)の場合>

国際事務局の判断で分類及び区分けを行い登録されます。 [規則12(9)]

ただし、それに伴って発生した手数料が期限内に支払われなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

<【MM2】第10欄(b)の限定リストの指定商品(役務)の場合>

[規則12(8)の2)]

締約国ごとに限定した指定商品(役務)の分類に関し期限内に欠陥が解消されなかった場合は、限定リストに当該商品(役務)を含まないものとみなされます。

2. 指定商品(役務)の表示欠陥通報

[規則13]

(1) 概要

国際事務局は、国際登録出願の指定商品(役務)が「分類上極めて不明確である」、「理解できない」、「語学的に不正確である」と判断した場合は、用語の修正又は削除の勧告を記載した「**指定商品(役務)の表示欠陥通報**」を本国官庁及び出願人に対し送付します。

出願人は、本国官庁(日本国特許庁)経由で国際事務局に、国際事務局の勧告に対して用語の修正又は削除を行う等の意見を提出します。国際事務局に直接意見を提出することはできません。また、商品(役務)の修正を行う場合は、基礎出願又は基礎登録の商品(役務)の範囲と実質的に同一又はその範囲内でなければなりません。

(2) 意見の方法

国際事務局の勧告に対し同意、用語の修正提案、又は削除等の是正案を述べた「意見書」を本国官庁に提出してください。

なお、上記以外のその他の欠陥通報(下記「4. その他の欠陥通報」参照)が同時になされた場合、その他の欠陥通報については国際事務局に直接、欠陥通報で指示された方法に従って必要書類を提出してください。

Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filingの画面上で、国際事務局の

勧告に対し同意、用語の修正提案、又は削除等の意見の内容を入力して提出します。上記「意見書」書面の本国官庁への提出は必要ありません。Madrid e-Filingから提出後、入力した意見の内容が特許庁に提出されます。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

(3) 本国官庁(日本国特許庁)への提出期限

欠陥通報の発行日(通知の右上に記載)から30日(目安)です。

欠陥の解消期限は3月ですが、本国官庁における意見内容の確認や、不備があった場合の出願人への連絡に要する時間を考慮して、本国官庁に対する提出期限を上記のとおり設定しています。また、国際事務局への意見によっても欠陥が解消されず、更なる欠陥通報が送付された場合でも、原則応答期間が延長されず、最初の応答期限が維持される場合が多いため、早期の提出にご協力ください。

(4) 意見が提出された場合

本国官庁は、意見書の内容を確認し、商品(役務)の範囲が基礎出願・基礎登録の範囲内であることを確認後、国際事務局へ送付します。

なお、意見書の内容によっても欠陥が解消されなかった場合、国際事務局から更なる欠陥通報が送達される場合があります。

(5) 意見が提出されない場合／意見の提出によっても表示欠陥が解消されない場合

国際事務局は、国際登録に欠陥の対象となった表示を含めますが、国際事務局の意見により、それぞれの場合に応じ、分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である旨の表示を加えます。

意見書（見 本）

特許庁長官 殿

年 月 日

1. 事件の表示

特許庁整理番号

出願人の書類記号・番号

WIPOの書類記号・番号

2. 出願人（国際登録出願に使用した言語で記載してください）

氏 名（名 称） _____

3. 代理人（国際登録出願に使用した言語で記載してください）

氏 名（名 称） _____

4. 意見・是正提案の内容

別紙のとおり

特許庁では別紙（意見書（英語版））に国際意匠・商標出願室長名のカバーレターを付して国際事務局へ送付します。

意見書（英語版）の記載例は次頁をご参照ください。

※Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filingの画面上で、欠陥通報に対する意見の内容を入力して提出しますので、「意見書」書面の特許庁への提出は不要です。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

(分類・表示欠陥通報に対する意見書記載例 (英語版))

Madrid Registry
Brands and Designs Sector
International Bureau of the
World Intellectual Property Organization (WIPO)

全て英語により作成してください。

Date: dd/mm/yyyy

WIPO ref.: (WIPOの書類記号・番号)
Office ref.: (特許庁整理番号)

こちらはあくまで記載例であり、規定のフォーマットはありません。

Re: Irregularity notice of (欠陥通報日) on the international application

Dear Sir or Madam,

Please find below our response(s) to your suggestion(s) in the irregularity notice.

■欠陥の対象となった全ての表示に対する WIPO 国際事務局 (IB) の提案を受け入れる場合
例. We agree to all of your suggestions.

■上記以外の場合 (欠陥の対象となった各表示への応答内容が明らかとなるよう記載してください。必ずしも表形式にする必要はありません。)

1. Irregularities Concerning the Classification of Goods/Services (Rule 12)

(第 12 規則に基づく商品役務の分類に関する欠陥)

	欠陥の対象となっている商品 役務・区分 Term subject to irregularity	応答内容 Response
1)	AXAXX (Class 3)	(IB の区分移行提案を受け入れるとき) 例. We agree to transfer the term from Class 3 to Class 5.
2)	BXBXX (Class 6)	(商品・役務を削除するとき) 例. We delete the term from the main list and the limitation list(s) for CN, EM and US.
3)	CXCXX (Class 9)	(商品・役務の表示を変更して出願時の分類を維持することを主張するとき) 例. In order to keep the term in Class 9, we prefer to amend it as follows: “CXCXX for scientific purposes” (Class 9).
4)	DXDXX (Class 9)	(出願時の分類・表示を維持したい場合において意見を述べるとき) 例. We prefer to keep the term in Class 9. (商品・役務の説明や出願時の区分で認められるべきと考える理由等。) 例. The goods/services is/are intended for measuring ..., and “measuring apparatus” is grouped in Class 9 according to the Heading of Class 9 of the NICE Classification. Therefore, we believe they fall under Class 9.

2. Irregularities Concerning the Indications of Goods/Services Considered Too Vague by the IB (Rule 13)

(第13規則に基づき「分類上極めて不明確」と判断された表示に関する欠陥)

	欠陥の対象となっている商品 役務・区分 Term subject to irregularity	応答内容 Response
1)	EXEXX (Class 10)	(IBの提案を受け入れるとき) 例. We agree to amend the term as the IB suggested.
2)	FXFXX (Class 10)	(IB提案とは異なる表示への変更を提案するとき) 例. We prefer to amend the term as follows: “FXFXX for medical purposes” (Class 10).
3)	GXGXX (Class 10)	(商品・役務を削除するとき) 例. Please delete the term from the main list and the limitation list(s) for KR and US.
4)	HXHXX (Class 10)	(出願時の表示の維持を主張するとき) 例. We would like the IB to accept the term that we indicated in the application, considering/because ... (認められるべきと考える理由).

3. Irregularities Concerning the Indications of Goods/Services Considered Linguistically Incorrect by the IB (Rule 13)

(第13規則に基づき「語学的に不正確」と判断された表示に関する欠陥)

	欠陥の対象となっている商品役務・区分 Term subject to irregularity	応答内容 Response
1)	IXIXX (Class 41)	(IBの提案を受け入れるとき) 例. We agree to amend the term as the IB suggested. (IB提案とは異なる表示への変更を提案するとき) 例. We prefer to amend the term as follows: “Organization of IXIXX XXXXX” (Class 41).

4. Irregularities Concerning the Indications of Goods/Services Considered Incomprehensible by the IB (Rule 13)

(第13規則に基づき「理解不能」と判断された表示に関する欠陥)

	欠陥の対象となっている商品役務・区分 Term subject to irregularity	応答内容 Response
1)	JXJXX (Class 35)	(IBの提案を受け入れるとき) 例. We agree to amend the term as the IB suggested. (IB提案とは異なる表示への変更を提案するとき) 例. We prefer to amend the term as follows: “JXJXX services for advertising purposes” (Class 35).

※Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filingの欠陥通報に関する画面(WIPO Irregularities)の「Answer」欄に、意見の内容を入力します。上記の書面を作成する必要はありません。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

3. 料金欠陥通報

[規則9(3)、規則 11(2)]

(1) 概要

国際事務局は、国際登録出願について規則に基づいて支払われるべき手数料の額が不足していると判断した場合は、「**料金欠陥通報**」を本国官庁及び出願人に対し送付します。

(2) 支払期限

国際事務局による欠陥の通報の日から3月以内です。

(3) 支払方法

国際事務局に直接支払う必要があります。銀行振込、クレジットカード等による支払いが可能です(詳細は、本テキスト第5章第2節「6. 国際事務局への支払方法」を参照ください)。

(4) 期限内に手数料が支払われた場合

料金欠陥が解消し、その他規則で定める要件を満たす場合には、国際登録簿に標章が登録されます。

(5) 期限内に手数料が支払われなかった場合

期限内に指定された額が支払われず、欠陥通報が解消されなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。

(注)既に適正額を支払っている事実がある場合等、国際事務局からの料金欠陥通報に対し意見がある場合には、国際事務局に対して直接意見を提出してください。

4. その他の欠陥通報

[規則11(2)]

(1) 概要

上記1～3のほか、国際事務局が国際登録出願について欠陥を含むと判断した場合は、欠陥の内容を示した通報を本国官庁及び出願人に対して送付します。

<主な「その他の欠陥通報」の内容>

- ① 標章が不鮮明である [規則9(4) (a) (v)]
- ② (色彩の主張をしている場合) 主張する色彩又はその組合せに関する表記がない [規則9(4) (a) (vii)]
- ③ (標章がラテン文字等以外の文字(漢字・カナ・ひらがな等)を含む場合) 標章のラテン文字等への音訳の表記がない [規則9(4) (a) (xii)]

(2) 意見の方法

欠陥通報で指示された方法に従って、必要書類を国際事務局に直接提出してください。

Madrid e-Filingにより国際登録出願を行った場合は、Madrid e-Filingから応答します。Madrid e-Filingの画面上で、欠陥の内容に応じて必要事項を入力して提出してください。欠陥の応答は全て本国官庁に提出され、本国官庁から国際事務局に提出されます。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

(3) 提出期限

国際事務局による欠陥の通報の日から3月以内です。

(4) 欠陥が解消された場合

その他規則で定める要件を満たす場合には、国際登録簿に標章が登録されます。

(5) 欠陥が解消されない場合

国際事務局による欠陥の通報の日から3月以内に欠陥が解消されない場合は、出願は放棄されたものとみなされます。

第4節 事後指定【MM4】

1. 事後指定の概要

[議3条の3]

標章の保護の領域を拡張する請求は、国際登録後においても可能です。国際登録された後に、指定国を追加すること、または国際登録簿に登録されている商品(役務)の範囲内で、既に指定した領域の指定商品(役務)を追加することが可能です。請求は、規則で定める様式で提出しなければなりません。

その請求は、直ちに国際事務局によって記録され、国際事務局は、遅滞なく指定国官庁及び本国官庁に当該記録を通知し、当該記録は国際事務局の公報にて公表されます。

保護の領域の拡張は、国際登録簿に登録が行われた日(事後指定日)から効力を生じ、当該国際登録の存続期間の満了により、その効力を失います(更新可能)。

2. 事後指定の手続

(1) 国際登録の名義人は、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式【MM4】により、議定書第3条の3に規定する領域指定(以下、「領域指定」という。)を国際登録の登録後に特許庁長官にすることができます(以下、「事後指定」という。)。 [法第68条の4、法施規第3条]

事後指定を特許庁長官にする場合は、日本国特許庁の手数料(事後指定一件につき4,200円)の納付とともに、事後指定書【MM4】を特許庁に提出します。特許庁窓口、郵送、電子特殊申請のいずれかの方法により特許庁への提出が可能です。日本国特許庁に提出する手数料納付書の記載例は、第4章第4節「7. 事後指定時に行う日本特許庁の手数料の納付方法」を参照ください。

(注) 国際事務局へ納付する所定の手数料は、あらかじめ国際事務局へ直接支払わなければなりません。 [議8条(2)]

(2) 国際登録の名義人は、事後指定を国際事務局へ直接、又は名義人の締約国官庁経由で手続することが可能です。 [規則24(2)(a)]

(3) 議定書第14条(5)の宣言を行っている国は、議定書の効果が発生する日前の国際登録を基に事後指定をすることはできません(注: エストニアは1998年11月18日、フィリピンは2012年7月25日、インドは2013年7月8日、ブラジルは2019年10月2日以降の国際登録日を持つ国際登録でなければ事後指定をすることができません)。

3. 事後指定の言語

(1) 事後指定は、官庁(日本国特許庁)を通じて行う場合は、英語を使用しなければなりません。

(2) 事後指定を国際登録の名義人が直接国際事務局へ提出する場合には、国際登録の名義人の選択により英語、仏語又はスペイン語を使用できます。 [規則6(2)(i)]

4. 様式

(1) 事後指定は、日本国特許庁を通じて行う場合には、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式【MM4】により作成しなければなりません。 [法施規第3条]

(2) 事後指定を国際登録の名義人が直接国際事務局へ行う場合には、国際事務局の公式様式【M4】:「DESIGNATION SUBSEQUENT TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION」により作成しなければなりません。 [規則24(2)(b)]

WIPOホームページから様式の電子データをアップロードすることにより提出します(アップロード方法は、第6章、第1節、4. 国際事務局への提出方法及び提出先を参照して下さい)。

(3) 国際登録の名義人は、WIPOのオンライン・ツール(eMadrid: <https://www.wipo.int/web/emadrid/>)の「Manage your trademarks」欄にある「Expand protection」により、オンラインで事後指定の請求をし、クレジットカード又はWIPOに開設した口座からオンラインで手数料の支払をすることができます。

<eMadridの利用方法>

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>

上記WIPO日本事務所のホームページにおいて、「マドリッドオンラインツール関連資料」中の「[eMadrid利用方法](各種変更手続き)」の事後指定手続きに関する資料をご参照ください。

5. 作成要領

事後指定書の作成要領は、本テキスト第3章第2節「2. 作成要領」を参照し、これに準じて作成してください。

6. 事後指定書【MM4】の各欄の記載要領

本資料中の「様式集 (MM様式)」の「2. 事後指定書【MM4】」も併せてご確認ください。

(1) **For use by the holder** (名義人による使用欄)

Number of continuation sheets (連続用紙の数)

追加した「CONTINUATION SHEET」がある場合、その枚数を記載してください。

Number of MM17 forms (MM17の数)

欧州連合を指定締約国とし、領域内の先の国内登録について優先順位の主張をする場合に提出するMM17の枚数を記載してください。

MM18 form (if applicable, check the box) (MM18様式(該当がある場合、チェック))

MM18を提出する場合、チェックを付けてください。

Holder's reference (optional) (名義人の整理番号(任意))

名義人又は代理人の書類の整理番号として、ローマ字、アラビア数字若しくは「-」による「書類記号」を記載することができます。この整理番号は、書類一通につき一つの書類番号を使用します。

(2) **For use by the Office of origin** (官庁による使用欄)

Office's reference (optional) (官庁の整理番号)

名義人の締約国官庁(日本国特許庁)が「特許庁整理番号」を記載するため、名義人又は代理人は使用できません。

(3) **1.INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER** (国際登録番号)

[規則24(3)(a)(i)]

この欄には、事後指定を行う国際登録の番号を記載してください。

事後指定は一つの国際登録ごとに行います。

(4) **2.NAME OF THE HOLDER** (名義人の氏名(名称))

①名義人の氏名(名称)を、国際登録簿に登録されているとおりに記載してください。

②国際登録が共同所有されている場合には、本欄に、それぞれの名義人の氏名(名称)を、国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5) **3.DESIGNATIONS** (指定締約国)

①この欄の締約国の前の□内にチェックを入れることにより、事後指定ができます。

②新規締約国で、国コード・国名が記載されていない場合には「CONTINUATION SHEET」に3欄を設け、「Others: 国名」のように記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。

③欧州連合を指定締約国とする場合、欧州連合の公用語(仏語、独語、イタリア語、スペイン語)から第二言語を一つ選択しなければなりません。出願言語が英語による国際登録は、英語は選択することはできません。

④米国を事後指定した場合は、「標章の使用意思の宣言書」(MM18)の添付が必要です。

⑤エストニア、フィリピン、インド、ブラジルは議定書第14条(5)の宣言を行っておりますので、当該国において議定書の効力が発生する日(エストニア:1998年11月18日、フィリピン:2012年7月25日、インド:2013年7月8日、ブラジル:2019年10月2日)前の国際登録日をもつ国際登録を基に事後指定をすることはできません。

(6) **4.GOODS AND SERVICES CONCERNED BY THE SUBSEQUENT DESIGNATION** (事後指定に関連する商品及び役務)

①第3欄において指定した全ての締約国について、国際登録に係る全ての商品(役務)を指定するときは、(a)の□内にチェックを入れてください。

②第3欄において指定した全ての締約国について、国際登録に係る商品(役務)の一部を指定するときは、(b)の□内にチェックを入れてください。この場合、商品(役務)の区分及び指定商品(役務)は「CONTINUATION SHEET」に記載してください。

③第3欄で指定した締約国で、

(i)国際登録に係る全ての商品(役務)を指定する国と、

(ii)国際登録に係る一部の商品(役務)を指定する国が混在している場合には、(c)の□内にチェックを入れてください。

この場合、(ii)の詳細(締約国ごとの商品(役務)の区分及び指定商品(役務))を「CONTINUATION SHEET」にそれぞれ記載してください。

(7) **5.MISCELLANEOUS INDICATIONS** (その他の表示)

国際登録簿に記載されていない項目のみを記載してください。既に国際登録簿に記載されている場合、新たな表示を記載したとしても、既に記録されている表示が変更されることはありません。

(a) Indications concerning the holder

米国及びシンガポールを事後指定する場合、名義人が自然人であるときは、国籍を有する国名を記載してください。名義人が法人である場合は、法人資格を得た国名とともに、法人の種類(法的性質)を例えば「Corporation」のように記載してください。

(b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color

特定の指定締約国が求める場合、色彩の主張に係る標章の主要部分の説明を記載することができます。

(c) Translation of the mark

特定の指定締約国が求める場合であって、標章が翻訳できる言語で構成されている、又は翻訳できる言語を含んでいるときは、英語、仏語又はスペイン語若しくは3つの言語への翻訳を記載することができます。 [規則24(3)(c)(i)]

シンガポール、米国を指定して、標章が英語本来の意味合いを持たない場合は、(d)にチェックを入れる場合を除き、記載する方が望ましいです。

(d) Check this box if the words contained in the mark have no meaning

標章に含まれている文字が意味を持たない造語である旨を表明する場合には、□内にチェックを入れてください。

(e) Voluntary description of the mark

任意の標章の記述を記載することができます。

(8) 6.DATE OF THE SUBSEQUENT DESIGNATION (事後指定の効力日)

①(a)欄は、国際登録の更新後に事後指定の効力が発効することを請求する場合に□内にチェックを入れてください。

②(b)欄は、名称変更、名義変更等の変更の記録又は取消の記録後に事後指定の効力が発効することを希望する場合に□内にチェックを入れ、かつ、当該変更の記録の申請を特定する情報を記載してください。 [規則24(3)(c)(ii)及び(6)(d)]

(9) 7.SIGNATURE OF THE HOLDER AND/OR THEIR REPRESENTATIVE (名義人及び/又は代理人の押印又は署名)

国際事務局に直接提出する場合、名義人又は代理人の記名及び押印又は署名(タイプ打ちも可)をしてください。

名義人の締約国官庁(日本国特許庁)を通じて提出する場合、本欄は空欄で構いません。

(10) 8.DATE OF RECEIPT AND DECLARATION BY THE OFFICE OF THE CONTRACTING PARTY OF THE HOLDER PRESENTING THE SUBSEQUENT DESIGNATION (事後指定書を提出する名義人の締約国官庁による事後指定書の受理日及び官庁による宣言)

事後指定が名義人の締約国官庁(日本国特許庁)を通じて提出された場合、この欄に日本国特許庁が受理日を記載します。

(11) 9.SIGNATURE OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST (当該請求書を提出する官庁の署名)

事後指定が日本国特許庁(本国官庁)を通じて提出された場合、日本国特許庁が官庁名を記載

するとともに押印又は署名をします。

(12) **METHOD OF PAYMENT** (支払方法)

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT (WIPO当座口座引き落としの指示)

名義人が国際事務局に口座を開設しており、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、内にチェックを入れ、かつ、

- **Holder of the account** (口座の名義人)
- **Account number** (口座番号)
- **Identity of the party giving the instructions** (口座引き落とし指示者)

をそれぞれ記載してください。

(注) なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER (銀行または郵便での送金)

① **Identity of the party effecting the payment** (支払を行う当事者の身元)

上記手数料を支払う者(名義人、代理人等)の氏名(名称)を記載してください。

(注) 国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は事後指定が放棄され、あるいは取り下げられ、手数料の全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。したがって、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。

② 該当個所の内にチェックを入れ(次の二つの内どちらか)、かつ、右欄に必要事項を記載してください。

記載方法1: **Payment received and acknowledged by WIPO** (WIPOにより受領・確認された支払)

支払に対して既にWIPOにより受領書を受け取っている場合には、受領書の番号を記載してください。

記載方法2: **Payment made to WIPO bank account** (WIPO銀行口座への支払)

Payment identification (支払の特定)は、銀行振込の際に銀行から付与される番号を記載しますが、銀行により番号が付与されない等の場合は記載を必要としません。

dd/mm/yyyy (年月日)には送金依頼日を記載してください。

※「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で記載してください。

(注) 外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払うときは常に、支払に係る国際登録番号や支払の目的を明示しなければなりません。事後指定書に係る手数料の支払い時は、受取人への連絡事項欄に、事後指定書である旨、名義人及び国際登録番号を記載してください。

事後指定である旨は、申請の種類を特定するコード「EX」で特定できます。

(https://www.wipo.int/finance/en/transaction_codes.html)

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振込みを行ってください。また、国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振込者(名義人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

なお、**Payment made to WIPO postal account**(WIPO郵便口座への支払)は、欧州圏内のみ利用可能であり、日本からの振込みには利用できませんのでご注意ください。

(13) **FEE CALCULATION SHEET**(手数料計算シート)

事後指定に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

METHOD OF PAYMENTで**(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**欄に記載をした場合、当欄の記載は不要です。

AMOUNT OF FEES(手数料の総額)

① **Basic fee (Swiss francs)**(基本手数料(スイスフラン))

300(スイスフラン)を記載してください。

② **Complementary fees**(付加手数料)

付加手数料が適用される「指定国の数」に「付加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。

③ **Individual fees (Swiss francs)**(個別手数料(スイスフラン))

「個別手数料」を徴収することを宣言している締約国を指定する場合には、締約国の名称及び個別手数料の額(スイスフラン)を記載してください。

④ **Total individual fees**(個別手数料の合計)に個別手数料の合計を、**GRAND TOTAL (Swiss francs)**(総計(スイスフラン))に総合計額をそれぞれ記載してください。

個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

また、WIPOホームページに手数料計算を行うためのツール(Fee Calculator)が掲載されていますので、手数料計算を行う際には併せてご利用ください。

(Fee Calculator <https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)



7. 事後指定時に行う日本国特許庁への手数料納付方法

【手数料額】 事後指定1件につき4,200円

【納付方法】

(1) 紙による納付手続の場合、①特許印紙、②現金納付、③電子現金納付、④特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。

この場合、手数料納付書を作成し、事後指定書【MM4】提出時に提出してください。手数料納付書には、名義人の氏名(名称)、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。特許印紙以外の方法による納付の場合は、納付方法に応じて納付を特定するための必要事項を記載してください(次頁参照)。

(2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、①予納、②電子現金納付、③口座振替、④指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により事後指定書【MM4】を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

(手数料納付書記載見本)※用紙はA4判で作成してください

dd/mm/yyyy		
Holder's name:		
International registration number:		
Holder's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(4, 200Yen)		

※現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

※電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

<記載例>

【納付番号】○○○○-○○○○-○○○○-○○○○

※特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

<記載例>

【指定立替納付】

【識別番号】○○○○○○○○○○

第5節 事後指定時の「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の作成

1. 「標章を使用する意思の宣言書」の記載要領

第3章第3節「2. 「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の各欄の記載要領」参照

2. 「国際事務局により要求される情報」欄

事後指定書【MM4】と一緒に「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】を本国官庁に提出する場合は、本欄は記載不要ですが、当該ページも破棄せずに提出してください。

また、事後指定書を国際事務局へ直接送付する場合には、この欄に必要事項を記載しなければなりませんのでご注意ください。

3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて

(1) 国際事務局が、米国を指定する事後指定書を受理した時に、標章を使用する意思の宣言書が添付されていない場合、又は必要条件を満たしていない場合、国際事務局は名義人に(事後指定書が本国官庁によって提出された場合は、本国官庁にも)欠陥がある旨を通知します。

なお、欠陥通報の日付より3ヶ月の間、欠落していた、又は訂正された宣言書の国際事務局への提出が認められています。

(2) 欠陥がこの3ヶ月の間に訂正された場合、その事後指定書の日付は、指定した全ての事後指定国に関し、欠落していた、又は訂正された宣言書を国際事務局が受理した日となります。ただし、事後指定書が本国官庁によって提出され、本国官庁が事後指定書を受理した日から2ヶ月以内に、国際事務局が、欠落していた、又は訂正された宣言書を受理した場合、その事後指定書は本国官庁に受理された日付を保つことができます。

(3) 欠陥がこの3ヶ月の間に訂正されない場合、その事後指定書は、米国を含まないものとみなされ、米国に関して既に支払われた個別手数料は払い戻されます。

第6節 事後指定時の「優先順位の主張」【MM17】の作成

1. 「優先順位の主張」の申請

出願時と同様に、事後指定で欧州連合を指定締約国とする場合で、欧州連合の加盟国内において既に登録されている商品(役務)と、同一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を欧州連合を指定して出願する時に、先の国内商標登録の優先順位を主張する場合には【MM4】と同時に申請を行います。

(1) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(2) その他効果等については、願書提出時の優先順位の主張と同様ですので詳細は、テキスト第3章第4節をご覧ください。

第7節 国際登録の存続期間の更新申請【MM11】

1. 国際登録の更新

[議7条、並びに、規則第29、30及び31]

(1) 国際登録は、所定の手数料を支払うことにより当該存続期間の満了から、さらに10年の期間にわたって更新することができます。

(2) 更新は、更新手数料を支払うことによって単に国際登録の保護期間を延長するための手続として扱われるため、更新手続に国際登録に関する変更を含めることはできません。

したがって、名義人の氏名(名称)又は住所(居所)若しくは商品(役務)等に関する変更を更新手数料額の算定や更新証明書の内容に反映させるためには、更新期日前であって更新手数料の支払より前に、当該変更の記録がなされるよう十分な期間の余裕を持って、別途変更手続をする必要があります。

(3) 国際事務局は、存続期間の満了の6ヶ月前に、国際登録の名義人及び代理人(存在する場合)に非公式の通知を送付して、正確な満了日について注意を喚起します。(ただし、非公式の通知書が名義人(又は代理人)の手に渡らなかつたために、期日までに手数料を支払うことができなかつたという理由は一切認められません。) [議7条(3)、規則29]

(4) 規則で定める割増手数料を支払うことを条件として、存続期間の満了から6ヶ月の猶予期間が国際登録の更新について認められます。

※割増手数料＝更新基本手数料の50%の追加手数料

[規則30(1)(a)]

2. 更新の対象・範囲

(1) 更新できる対象・範囲

①原則として、規則18の3に規定する指定国による最終処分において、保護の拒絶が国際登録簿に記録されていない商品・役務(例えば、指定国による最終処分において保護が認められている商品・役務)が更新されます。なお、規則17(5)(e)に規定する宣言をした締約国(中国、マダガスカル及びガンビア)の官庁により送付された職権による暫定的拒絶通報は、規則18の3に規定する最終処分に相当する声明を含むものとみなされます。

したがって、一部の指定商品・役務について保護の拒絶が国際登録簿に記録されている場合は、3欄にチェックをすることにより、保護が認められた商品・役務についてのみ更新が行われます。その後の抗告手続等により保護が認められた場合には、次の更新手続から更新の対象になります。

②例外的に、規則18の3に規定する指定国による最終処分において全部の指定商品・役務について保護の拒絶が国際登録簿に記録されている場合であっても、これらの拒絶する旨の決定に対する司法・行政上の抗告手続が指定国において継続中である等により、保護が拒絶された商品・役務についても更新することを希望する場合は、保護が拒絶された全ての商品・役務について国際登録を更新することができます。

(2) 更新できない対象・範囲及び指定締約国

- ①国際登録簿に全部無効(Total Invalidation)の記録がなされている指定締約国
- ②保護の放棄(Renunciation)が国際登録簿に記録されている指定締約国
- ③一部取消し(Partial Cancellation)が記録されている場合には、いずれの指定締約国についても当該取り消された商品・役務の更新を請求することはできません。
- ④一部無効(Partial Invalidation)が国際登録簿に記録されている指定締約国については、無効が記録されている商品・役務については更新することができません。
- ⑤指定商品・役務リストの限定(Limitation)が、国際登録(Registration)、事後指定(Subsequent Designation)又は限定(Limitation)の請求を通して国際登録簿に記録されている指定締約国に関しては、限定されたリストに含まれない商品・役務については更新することができません。

3. 更新手数料(適正額)の計算における注意点

国際事務局に対して支払う更新手数料は、基本手数料、付加手数料、並びに、追加手数料又は個別手数料があります(本テキスト第5章第2節3. をご参照ください)。

個別手数料及び追加手数料の計算に際しては、以下の点にご注意ください(Madrid Highlight (No.4/2014) 参照)。

(1) 個別手数料の徴収を宣言していない 指定締約国

国際登録簿に記録されているメイン・リストの区分数で追加手数料の適正額を計算する必要があります。すなわち、指定締約国に係る無効、限定又は最終決定は、追加手数料(Supplementary Fees)の計算に影響しませんが、他方、一部取消し(Partial Cancellation)の記録により取り消された区分については、国際登録簿から取り除かれていますので、追加手数料の計算には含めません。

なお、個別手数料の徴収を宣言していない指定締約国については、別途、付加手数料(Complementary Fee)が国の数に応じてかかります。

(2) 個別手数料を徴収する指定締約国

個別手数料を徴収する指定締約国別に、更新される商品・役務の区分数により個別手数料の適正額を計算します。すなわち、更新を行う指定国の最終処分(規則18の3)において保護が認容された区分数で個別手数料を計算します。最終処分において全ての商品・役務についての保護が拒絶された指定国を更新する場合には、当初指定した全ての区分数で個別手数料を計算します(上記2(1)参照)。

ただし、一部取消し(Partial Cancellation)、当該締約国に係る一部無効(Partial Invalidation)、限定(Limitation)が記録された結果、更新されない商品・役務の区分については、個別手数料の計算における区分数の算定に入りません(上記2(2)参照)。

(3) **更新にかかる個別手数料は頻繁に変更されます。**また、更新手数料をいつ国際事務局に支払うかにより、適用される個別手数料の額が決定されます。従いまして、手数料を計算する際には、どの手数料額が適用されるかに十分注意してください(Fee Calculatorsで計算する場合は、“Date”において適切な日付を選択してください)。(更新手数料をいつ国際事務局に支払うか、については下記「5. 更新申請の時期」を参照してください)

4. 更新申請の手続

- (1) 国際登録の存続期間の更新の申請は、直接国際事務局へ提出することができます。
- (2) 国際登録の名義人は、様式【MM11】により、議定書7条(1)に規定する国際登録の存続期間の更新(以下、「国際登録の存続期間の更新」という。)の申請を特許庁長官にすることができます。

[法第68条の5、法施規第10条の2]

ただし、日本国特許庁を経由する場合でも、存続期間満了までに申請書が国際事務局に到達する必要があります。国際登録の存続期間の満了日までの期間が1ヶ月未満である場合は、国際事務局に直接提出していただくようお願いします。

国際登録の存続期間の更新の申請を特許庁長官にする場合は、日本国特許庁の手数料(更新の申請一件につき4,200円)の納付とともに、更新申請書【MM11】を特許庁に提出します。特許庁窓口、郵送、電子特殊申請のいずれかの方法により特許庁への提出が可能です。日本国特許庁に提出する手数料納付書の記載例は、第4章第7節「10. 更新申請時に行う日本特許庁の手数料の納付方法」を参照ください。

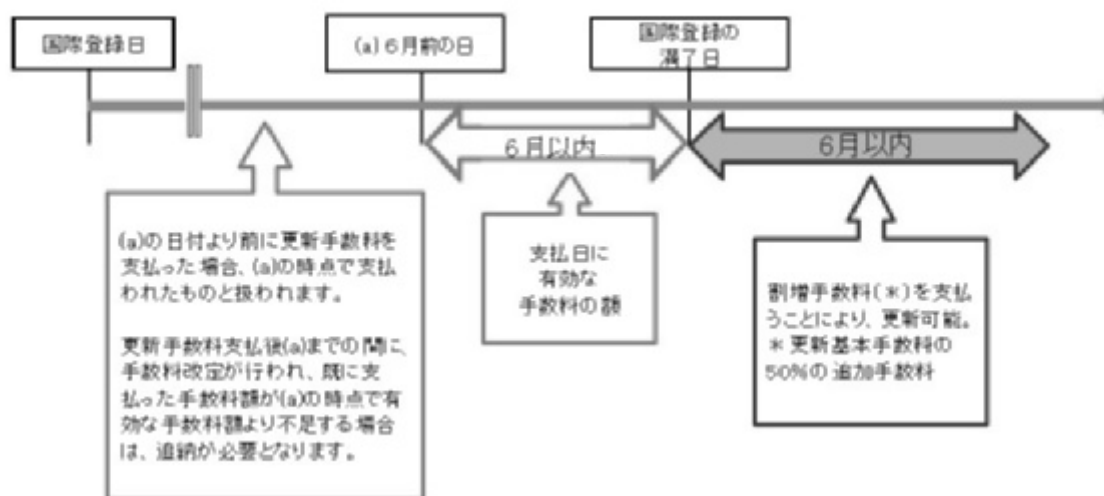
(注) 国際事務局へ納付する所定の手数料は、あらかじめ国際事務局へ直接支払わなければなりません。また、特許庁におけるMM11の受領日には何ら法的な効果はありませんのでご注意ください。特許庁へのMM11の提出をもって更新の手続が完了したことにはなりません。

5. 更新申請の時期

- (1) 国際登録は、遅くとも国際登録の更新がなされるべき日に、所定の更新手数料の支払により、更新される旨が規則30に規定されており、更新申請のできる開始時期に関する規定は特に定められていません。更新手数料は各国通貨とスイスフランとの為替変動等で変更する場合がありますので、支払う時点での手数料を確認する必要があります(手数料は、原則、国際事務局が所定の更新手数料を受領した日に、支払われたものとみなされます)。 [規則30、34(6)及び(7)(d)]

(2) しかしながら、存続期間の満了日の6ヶ月以上前に手数料が支払われた場合には、存続期間の満了日の6ヶ月前に支払われたものとして扱われます。例えば、手数料を存続期間の満了日の6ヶ月前に支払ったが、その後手数料の改定により既に支払った手数料が存続期間満了日の6ヶ月前の時点で有効な手数料額より不足する場合は、手数料の追納が必要となります。 [規則30(1)(b)]

(注) オンライン(eMadrid)で更新手続をする場合、6ヶ月前から更新手続が可能となります。



(注)特許庁HP「ホーム」>制度・手続>商標>国際出願>国際出願(商標)>よくある質問」に、更新時の支払に関連して、よくある質問を掲載しています。

6. 更新申請の言語

- (1) 更新申請は、日本国特許庁(本国官庁)を通じて行う場合には英語を使用しなければなりません。
- (2) 更新申請を名義人が直接国際事務局へ提出する場合には、名義人の選択により英語、仏語又はスペイン語を使用できます。[規則6(2)(i)]

7. 様式

(1)更新申請は、日本国特許庁(本国官庁)を通じて行う場合には、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式【MM11】により作成しなければなりません。 [法施規第10条の2]

(2)更新申請を名義人が直接国際事務局へ行う場合、公式様式は定められていませんが、任意の様式【MM11】:「RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」を使用することができます。

MM11又は書簡の電子データを、WIPOホームページからアップロードすることにより提出します(アップロード方法は、第6章、第1節、4. 国際事務局への提出方法及び提出先を参照して下さい)。国際事務局へ納付する所定の手数料は、国際事務局へ直接支払わなければなりません。

(3)国際登録の名義人は、国際事務局のホームページから、オンライン・ツール(eMadrid: <https://www.wipo.int/web/emadrid/>)による更新手続が可能となっており、国際事務局は eMadrid の利用を強く推奨しています。手数料の支払は、クレジットカード、又は現在 WIPO に開設されている口座からの引き落としで行うことができます。以下の3社のカードが利用可能です。利用手数料は国際事務局が負担します。

- VISA
- マスター
- アメリカン・エクスプレス(AMEX)

<eMadrid の利用方法>

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>

上記WIPO日本事務所のホームページにおいて、「マドリッドオンラインツール関連資料」中の「[eMadrid利用方法](各種変更手続き)」の更新手続に関する資料をご参照ください。

8. 作成要領

更新申請書の作成要領は、本テキスト第3章第2節「2. 作成要領」を参照し、これに準じて作成してください。

9. 更新申請書【MM11】の各欄の記載要領

本資料中の「様式集(MM様式)」の「3. 国際登録の存続期間の更新の申請書【MM11】」も併せてご確認ください。

(1) **For use by the holder** (名義人による使用欄)

Number of continuation sheets (連続用紙の数)

追加した「CONTINUATION SHEET」がある場合、その枚数を記載してください。

Holder's reference (optional) (名義人の整理番号(任意))

この欄には、名義人又は代理人の書類の整理番号として、ローマ字、アラビア数字若しくは「-」による「書類記号」を記載することができます。この整理番号は、書類一通につき一つの書類番号を使用します。

(2) **For use by the Office of origin** (官庁による使用欄)

Office's reference (optional) (官庁の整理番号(任意))

この欄は、本国官庁(日本国特許庁)が「特許庁整理番号」を記載するため、名義人又は代理人は使用できません。

【願書の記載に準じますので、詳細は本テキスト第3章第2節3. をご覧ください。】

(3) **1. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER** (国際登録番号)

更新する国際登録番号を記載してください。

(4) **2. NAME OF THE HOLDER** (名義人の氏名(名称))

①国際登録簿に登録されている名義人の氏名(名称)を記載してください。

②国際登録名義人が複数の場合、全ての名義人名を本欄に記載してください。

(5) **3. CONTRACTING PARTIES FOR WHICH RENEWAL IS REQUESTED** (更新請求締約国)

更新を希望する全ての指定締約国にチェックマークを付してください。

(6) **4. SIGNATURE** (署名)

①更新申請は、日本国特許庁(本国官庁)を通じて行う場合には、日本国特許庁が押印又は署名しますので、第4欄は空欄にしてください。

②更新申請を名義人が直接国際事務局へ提出する場合には、名義人、(存在すればその代理

人)の押印又は署名(タイプ打ちも可)が必要です。

(7) **METHOD OF PAYMENT** (支払方法)

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT (WIPO当座口座引き落としの指示)

名義人が国際事務局に口座を開設しており、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、内にチェックを入れ、かつ、

- ・ 「Holder of the account : 口座の名義人」
- ・ 「Account number : 口座番号」
- ・ 「Identity of the party giving the instructions : 口座引き落とし指示者」

をそれぞれ記載してください。

(注)なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER (銀行または郵便での送金)

① **Identity of the party effecting the payment** (支払を行う当事者の身元)

上記手数料を支払う者(名義人、代理人等)の氏名(名称)を記載してください。

(注)国際事務局は手数料が不足していると判断した場合、又は更新申請が放棄され、あるいは取り下げられ、全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。したがって、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。

②該当個所の内にチェックを入れ(次の二つのうちどちらか)、かつ、右欄に必要事項を記載してください。

記載方法1: **Payment received and acknowledged by WIPO** (WIPOにより受領・確認された支払)

支払に対して既にWIPOにより受領書を受け取っている場合には、受領書の番号を記載してください。

記載方法2: **Payment made to WIPO bank account** (WIPO銀行口座への支払)

Payment identification (支払の特定)は、銀行振込の際に銀行から付与される番号を記載しますが、銀行により番号が付与されない等の場合は記載を必要としません。

dd/mm/yyyy (年月日)には送金依頼日を記載してください。

※「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で記載してください。

(注)外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払うときは常に、支払に係る国際登録番号や支払の目的を明示しなければなりません。更新申請に係る手数料の支払い時には、受取人への連絡事項欄に、更新申請である旨、名義人及び国際登録番号を記載してください。

更新申請である旨は、申請の種類を特定するコード「RE」で特定できます。

(https://www.wipo.int/finance/en/transaction_codes.html)

(注) 日本国特許庁を経由する場合でも、存続期間満了までに申請書が国際事務局に到達する必要があります。国際登録の存続期間の満了日までの期間が1ヶ月未満である場合は、国際事務局に直接提出していただくようお願いします。

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振込みを行ってください。また、国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振込者(名義人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

なお、Payment made to WIPO postal account (WIPO郵便口座への支払)は、欧州圏内のみ利用可能であり、日本からの振込みには利用できませんのでご注意ください。

(8) FEE CALCULATION SHEET (手数料計算シート)

更新申請に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

METHOD OF PAYMENT で (a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT 欄に記載した場合、当欄の記載は不要です。

AMOUNT OF FEES (手数料の総額)

① Basic fee (基本手数料)

653 (スイスフラン) を記載してください。

② Where applicable, surcharge for the grace period

該当する場合、猶予期間の追加手数料 326. 50 (スイスフラン) を記載してください (存続期間中に手続をする場合は、記載は不要です)。

(注) 6ヶ月の猶予期間に更新申請を行う場合には、基本料金とは別に、326. 50 スイスフランの追加手数料が必要となります。

③ Complementary fees (付加手数料)

付加手数料が適用される「指定国の数」に「付加手数料の100 (スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。

④ Supplementary fees (追加手数料)

「3を超える商品及び役務の区分の数」に「追加手数料の100 (スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。本節3. 更新手数料(適正額)の計算における注意点をご確認ください。

⑤ Individual fees (Swiss francs) (個別手数料(スイスフラン))

個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合には、指定締約国名及び締約国ごと

に定められている個別手数料の額(スイスフラン)を記載してください。本節3. 更新手数料(適正額)の計算における注意点 をご確認ください。

- ⑥ **Total individual fees** (個別手数料の合計)に個別手数料の合計を、**GRAND TOTAL (Swiss francs)** (総計(スイスフラン))に総合計額をそれぞれ記載してください。

個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

また、WIPOホームページに手数料計算を行うためのツール(Fee Calculator)が掲載されていますので、手数料計算を行う際には併せてご利用ください。

(Fee Calculator <https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)



10. 更新申請時に行う日本国特許庁への手数料納付方法

【手数料額】 更新の申請1件につき4,200円

【納付方法】

(1) 紙による納付手続の場合、①特許印紙、②現金納付、③電子現金納付、④特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。

この場合、手数料納付書を作成し、更新申請書【MM11】提出時に提出してください。手数料納付書には、名義人の氏名(名称)、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。特許印紙以外の方法による納付の場合は、納付方法に応じて納付を特定するための必要事項を記載してください(次頁参照)。

(2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、①予納、②電子現金納付、③口座振替、④指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により更新申請書【MM11】を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

(手数料納付書記載見本)※用紙はA4判で作成してください

dd/mm/yyyy		
Holder's name:		
International registration number:		
Holder's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(4, 200Yen)		

※現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

※電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

<記載例>

【納付番号】○○○○-○○○○-○○○○-○○○○

※特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

<記載例>

【指定立替納付】

【識別番号】○○○○○○○○○○

第8節 国際登録の名義人の変更の記録の請求【MM5】

1. 名義人の変更の記録の請求

[議9条]

(1) 議定書第9条に規定する国際登録の名義人の変更の記録の請求は、国際登録の名義人である者又は関係する官庁の職権若しくは利害関係人により、国際事務局に請求し国際登録簿に記録します。

(2) 国際事務局は、その国際登録が効力を有する領域における締約国の全部又は一部について及び当該国際登録に指定されている商品及び役務の全部又は一部について、当該国際登録の所有権の変更を国際登録簿に記録します。

(3) 新名義人(譲受人)は議定書第2条(1)の規定に基づき、国際登録出願をする資格を有する者(議定書締約国国民又は締約国内に住所・居所を有する者)である場合に限ります。

(4) 名義人の変更の記録の請求は、国際事務局へ直接又は本国官庁(日本国特許庁)経由で国際事務局へ提出します。

日本国特許庁経由で国際事務局へ名義人の変更の手続を行える者は、名義人(譲渡人)又は譲受人が日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては営業所)を有する者です。

2. 名義人の変更の記録の請求手続

(1) 国際登録の名義人又はその譲受人は、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式【MM5】により、名義人の変更の記録の請求を特許庁長官にすることができます。

[法第68条の6、法施規第9条の2]

名義人の変更の記録の請求を特許庁長官にする場合は、日本国特許庁の手数料(名義人の変更の記録の請求一件につき4,200円)の納付とともに、名義人の変更の記録の請求書【MM5】を特許庁に提出します。特許庁窓口、郵送、電子特殊申請のいずれかの方法により特許庁への提出が可能です。日本国特許庁に提出する手数料納付書の記載例は、第4章第8節「7. 名義人の変更の記録の請求書時に行う日本特許庁の手数料の納付方法」を参照ください。

(注) 国際事務局へ納付する所定の手数料は、あらかじめ国際事務局へ直接支払わなければなりません。

[議8条(2)]

(2) 国際登録の名義人の変更の記録の請求は、国際登録の名義人又は日本国特許庁により国際事務局へ提出することができます。

[規則25(1)(b)]

3. 名義人の変更の記録の請求の言語

- (1) 名義人の変更の記録の請求は、日本国特許庁を通じて行う場合には、英語を使用しなければなりません。
- (2) 名義人の変更の記録の請求を直接国際事務局へ提出する場合には、名義人の選択により、英語、仏語又はスペイン語を使用できます。 [規則6(2)(i)]

4. 様式

- (1) 名義人の変更の記録の請求は、本国官庁(日本国特許庁)を通じて行う場合には、特許庁ホームページ又はWIPOホームページに掲載する様式【MM5】により作成しなければなりません。 [法第68条の6、法施規第9条の2]
- (2) 国際登録の名義人が直接国際事務局へ手続を行う場合には、国際事務局の公式様式【MM5】:「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP」により作成しなければなりません。 [規則25(1)(a)(i)]
WIPOホームページから様式の電子データをアップロードすることにより行います(アップロード方法は、第6章第1節4. 国際事務局への提出方法及び提出先を参照して下さい)。
- (3) 国際登録の名義人(譲渡人)は、WIPOのホームページ上のオンライン・ツール「eMadrid (<http://www.wipo.int/web/emadrid/>)」により、名義人の変更の記録の請求をすることができます。国際事務局は、eMadridの利用を強く推奨しています。

<eMadrid の利用方法>

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>

上記WIPO日本事務所のホームページにおいて、「マドリッドオンラインツール関連資料」中の「[eMadrid利用方法](各種変更手続き)」の名義人変更手続きに関する資料をご参照ください。

5. 作成要領

名義人の変更の記録の請求の作成要領は、本テキスト第3章第2節「2. 作成要領」を参照し、これに準じてください。

6. 名義人の変更の記録の請求【MM5】の各欄の記載要領

本資料中の「様式集 (MM様式)」の「4. 名義人の変更の記録の請求書【MM5】」も併せてご確認ください。

- (1) For use by the holder (transferor)/ new holder (transferee) (名義人 (譲渡人) 又は新名義人 (譲受人) による使用欄)

Number of continuation sheets for several new holders (transferees) (複数の新名義人 (譲受人) 用の連続用紙の数)

追加した「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL NEW HOLDERS (TRANSFEREES)」がある場合、その枚数を記載してください。

Number of continuation sheets (連続用紙の数)

追加した「CONTINUATION SHEET」がある場合、その枚数を記載してください。

Holder/New holder's reference (名義人又は新名義人の整理番号)

名義人、新名義人又は代理人の書類の整理番号として、ローマ字、アラビア数字若しくは「ー」等による「書類記号」を記載することができます。この整理番号は、書類一通につき一つの書類番号を使用します。

- (2) For use by the Office (官庁による使用欄)

Office's reference (官庁の整理番号)

日本国特許庁 (本国官庁) が「特許庁整理番号」を記載するため、名義人又は代理人は使用できません。

- (3) 1. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER (S) (国際登録番号)

①この欄には、名義人を変更する国際登録番号を記載します。

②各国際登録について譲渡人、譲受人が同一であり、かつ、名義人の変更が、全ての商品及び役務に関するものであって、全ての指定締約国に適用する場合には、この欄に国際登録番号を複数記載することにより、一つの手続で請求することができます。第6欄(b)に該当する (本請求書が所有権の一部変更に係るものである) 場合には、複数の国際登録番号を記載することはできません。

- (4) 2. NAME OF THE HOLDER (TRANSFEROR) (名義人 (譲渡人))

①国際登録簿に記録されている名義人の氏名 (名称) を記載してください。

②国際登録簿に記録されている名義人が複数の場合、全ての名義人名を本欄に記載してください。

(5) 3. NEW HOLDER (TRANSFEREE) (新名義人(譲受人))

Number of new holders (transferees) (新名義人(譲受人)の数)
新名義人(譲受人)の数を記載してください。

(a) Name (氏名(名称))
新名義人(譲受人)の氏名(名称)を記載してください。

- ①譲受人が自然人の場合は、氏名を「姓→名」の順にローマ字で記載してください。
- ②また、譲受人が法人の場合は、名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。
- ③譲受人が2名以上いる場合は、1名について第3欄、第4欄「ENTITLEMENT OF THE NEW HOLDER (TRANSFEREE) TO BE THE RECORDED HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION (S)」に記載し、その他の譲受人については、譲受人ごとに、第3欄、第4欄の全ての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。

(b) Address (住所(居所))
迅速な郵便配達の慣習上の要件を満足するような方法によるものとし、少なくとも関連する全ての行政区画単位から構成され、該当する場合には部屋番号を含めます。例えば、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku TOKYO 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載してください。

(c) E-mail address (Eメールアドレス)
Eメールアドレスを必ず記載してください。

(d) Telephone number (電話番号)
電話番号を記載してください。

(e) Nationality or legal nature and State of organization (国籍又は機関の法的性質及び国)
①譲受人が自然人である場合には、(i) Nationality of the new holder (transferee) の欄に、譲受人の国籍を有する国名を記載してください。

②譲受人が法人である場合には、(ii) の Legal nature of the legal entity の欄に、法人の種類(法的性質)を例えば「Corporation」のように記載し、(ii) の State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized の欄に、法人資格を得た国名を記載してください。

Correspondence details (optional) (通信の詳細 (任意))
(f) Preferred language for correspondence (通信用選択言語)
新名義人(譲受人)の使用する通信言語を選択できます。(英語、仏語又はスペイン語)

(g) Alternative address and e-mail address for correspondence (通信のための宛先及びEメールアドレス
国際事務局との通信で、上述 (b) 欄に記載した住所や(c)欄に記載したEメールアドレスとは異なる宛先への通信を希望する場合に(g)(i)にその住所を、(g)(ii)にそのEメールアドレスを記載できます。(例えば、(b) 欄に記載の本社住所とは別に、特別に「知財部」や「研究開発部」等の部署に通信を希望する場合にこの欄をご利用いただくことができます。)

- ①複数の新名義人(譲受人)が異なる宛先を有する場合でも、通信のための宛先は1つに限られます。
- ②「通信のための宛先」が表示されていない場合は、日本国特許庁及び国際事務局は、MM5に最初に記載された新名義人(譲受人)(代理人がいる場合は代理人)の住所(居所)に書類を送付します。
- ③「通信のための宛先」の宛名は、上述(a)に記入した新名義人(譲受人)名(個人名又は法人名等)で記録されます。新名義人(譲受人)名と「通信のための宛先」の宛名が異なる場合には、「通信のための宛先」の宛名も記入してください。

(6) 4. ENTITLEMENT OF THE NEW HOLDER (TRANSFEEE) TO BE THE RECORDED HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATIONS (国際登録の名義人となるための新名義人(譲受人)の資格)

(a) Indicate in the appropriate spaces (該当する欄に記載)
該当する欄に記載してください。

- (i) 欄は、譲受人が締約国の国民である場合は、その国名を記載してください。
- (ii) 欄は、譲受人が締約機関の加盟国の国民である場合は、その加盟国の国名を記載してください。
- (iii) 欄は、譲受人が自然人であって、締約国の領域内に住所を有する場合は、その締約国名を記載してください。
- (iv) 欄は、譲受人が法人であって、その領域内において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合は、その締約国等の名称を記載してください。

(b) Where the new holder (transferee) is not a national of a Contracting State or of a State member of a Contracting Organization and the address given in item 3(b) is not in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iii) or (iv) of the present item, indicate in the space provided below (新名義人(譲受人)が締約国又は締約機関の加盟国の国民でない場合であり、かつ、第3欄(b)における住所が本欄(a)(iii)又は(iv)の締約国の領域にない場合には以下の欄に記載すること
該当する場合に記載してください。)

- (i) 欄は、自然人の場合は、本欄(a)(iii)の締約国等の領域内における譲受人の住所を記載してください。

(ii) 欄は、法人の場合は、本欄(a)(iv)の締約国等の領域内における譲受人の工業上又は商業上の営業所の住所を記載してください。

(7) **5. APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE BY THE NEW HOLDER (TRANSFEREE)** (新名義人(譲受人)による代理人の選任)

① 第5欄に、氏名(名称)、住所(居所)、電話番号及びEメールアドレスを記載し、新名義人(譲受人)が押印又は署名(タイプ打ちも可)することにより、国際事務局に対する新名義人(譲受人)の代理人として選任することができます。 [規則3(2)(a)]

(注) 名義人(譲渡人)の代理人として記録されている者が、新名義人(譲受人)の代理人として記録されることを請求する場合には、第5欄を埋めることにより選任します。

② 新たな代理人はこの欄に記載することにより選任することができ、代理権を証明する書面(委任状等)を提出する必要はありません。

③ 代理人は1名のみ選任することができます。
2名以上の代理人を記載した場合でも、筆頭の1名のみが代理人とみなされ、その旨記録されます。 [規則3(1)(b)]

④ 代理人の氏名を「姓→名」の順にローマ字で記載してください。
また、代理人が法人の場合は、その名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。

⑤ 代理人について記載するときは、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」及び「法定代理人」等の記載はできません。

(8) **6. SCOPE OF THE CHANGE IN OWNERSHIP** (所有権変更の範囲)

(a) Total change in ownership (所有権の全部変更)

第1欄において記載した国際登録において指定されている全ての締約国について、その国際登録にかかる全ての商品及び役務について請求するときは、「Total change in ownership」の□内にチェックを入れてください。

(b) Partial change in ownership (所有権の一部変更)

第1欄において記載した国際登録において指定されている締約国の一部、又は国際登録にかかる商品及び役務の一部について請求するときは、「Partial change in ownership」の□内にチェックを入れるとともに、

(i) に所有権の変更を請求する締約国名を記載してください。

(ii) に所有権の変更を請求する商品又は役務を記載してください。

(注) 第6欄(b)に該当する(本請求書が所有権の一部変更に係るものである)場合は、複数の国際登録に係る所有権の変更の記録を一通の【MM5】で請求することはできません。一部変更の場合には、国際登録一件毎に【MM5】を作成してください。

- (9) **7. SIGNATURE OF THE HOLDER (TRANSFEROR) AND/OR THEIR REPRESENTATIVE** (名義人(譲渡人)及び/又はその代理人による押印又は署名)

この欄は、名義人(譲渡人)が所有権を譲渡したことの意味を確認する欄ですので、国際事務局に直接提出する場合、名義人(譲渡人)又はその代理人が記名するとともに押印又は署名(タイプ打ちも可)してください。

名義人の締約国官庁(日本国特許庁)を通じて提出する場合、本欄は空欄で構いません。

- (10) **8. SIGNATURE OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST** (当該請求書を提出する官庁の署名)

この欄は、本件手続が特許庁(締約国官庁)を通じて国際事務局へ提出される場合に、特許庁が使用する欄ですので、空欄にしてください。

- (11) **METHOD OF PAYMENT** (支払方法)

- (a) **INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT** (当座口座引落しの指示)

名義人が国際事務局に口座を開設しており、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、内にチェックを入れ、かつ、

- **Holder of the account** (口座の名義人)
- **Account number** (口座番号)
- **Identity of the party giving the instructions** (口座引き落とし指示者)

をそれぞれ記載してください。

(注) なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。

- (b) **BANK OR POSTAL TRANSFER** (銀行または郵便での送金)

- ① **Identity of the party effecting the payment** (支払を行う当事者の身元)

上記手数料を支払う当事者(名義人、代理人等)の氏名(名称)を記載してください。

(注) 国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は名義人の変更の記録の請求が放棄され、あるいは取り下げられ、全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。したがって、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。

- ② 該当個所の内にチェックを入れ(次の二つのうちどちらか)、かつ、右欄に必要事項を記載してください。

記載方法1: **Payment received and acknowledged by WIPO** (WIPOにより受領・確認された支払)

支払に対して既にWIPOにより受領書を受け取っている場合には、受領書の番号を記載してください。

記載方法2: **Payment made to WIPO bank account** (WIPO銀行口座への支払)

Payment identification (支払の特定)は、銀行振込の際に銀行から付与される番号を記載しますが、銀行により番号が付与されない等の場合は記載を必要としません。

dd/mm/yyyy (年月日)には送金依頼日を記載してください。

※「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で記載してください。例:01/01/2024

(注)外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払うときは常に、支払に係る国際登録番号や支払の目的を明示しなければなりません。名義人の変更の記録の請求の手数料の支払い時には、受取人への連絡事項欄に、名義人の変更の記録の請求である旨、名義人及び国際登録番号を記載してください。

名義人の変更の記録の請求である旨は、申請の種類を特定するコード「TR」で特定できます。https://www.wipo.int/finance/en/transaction_codes.html

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振込みを行ってください。また、国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振込者(名義人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

なお、**Payment made to WIPO postal account** (WIPO郵便口座への支払)は、欧州圏内のみ利用可能となり、日本からの振込みには利用できませんのでご注意ください。

(12) **FEE CALCULATION SHEET** (手数料計算シート)

名義人の変更の記録に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

METHOD OF PAYMENTで(a)「**INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**」欄にチェックを入れた場合、当欄の記載は不要です。

AMOUNT OF FEES (手数料の総額)

手数料(177スイスフラン)に、第1欄に記載した国際登録の数を乗じた総額を記載してください。

7. 名義人の変更の記録の請求時に行う日本国特許庁への手数料納付方法

【手数料額】 名義人の変更の記録の請求1件につき4,200円
(1件で複数の国際登録に対する手続を行う場合も同じ)

【納付方法】

(1) 紙による納付手続の場合、①特許印紙、②現金納付、③電子現金納付、④特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。

この場合、手数料納付書を作成し、名義人の変更の記録の請求書【MM5】提出時に提出してください。手数料納付書には、名義人の氏名(名称)、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。特許印紙以外の方法による納付の場合は、納付方法に応じて納付を特定するための必要事項を記載してください(次頁参照)。

(2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、①予納、②電子現金納付、③口座振替、④指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により名義人の変更の記録の請求書【MM5】を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

(手数料納付書記載見本)※用紙はA4判で作成してください

dd/mm/yyyy		
Holder's name:		
International registration number:		
Holder's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(4, 200Yen)		

※現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

※電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

<記載例>

【納付番号】○○○○-○○○○-○○○○-○○○○

※特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

<記載例>

【指定立替納付】

【識別番号】○○○○○○○○○○

第5章 手数料**第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料**

[議8条(1)、法68条の2第5項、法76条、手数料令3条の2、4条]

1. 国際登録出願

- (1) 国際登録出願 (MM2書面による出願) 一件につき**9,000円**
- (2) 国際登録出願 (Madrid e-Filingによる出願):
一件につき**9,000円**に相当する額をスイス通貨により納付
(2025年6月現在:54スイスフラン)

2. 特許庁に手続をした場合に必要な手数料

- (1) 事後指定 一件につき**4,200円**
- (2) 国際登録の存続期間の更新の申請 一件につき**4,200円**
- (3) 国際登録の名義人の変更の記録の請求 一件につき**4,200円**

3. 納付方法

以下の(1)または(2)のいずれかの方法により手数料を納付します。

なお、Madrid e-Filingによる国際登録出願の場合は、WIPO国際事務局へ納付する国際手数料と併せて、Madrid e-Filing上で納付手続を行います。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

(1) 紙による納付手続の場合、特許庁に納付する手数料の納付手続には、特許印紙のほか、現金納付、電子現金納付、特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます(収入印紙は使用できません)。

手数料納付書を作成し、出願人(名義人)の氏名(名称)、基礎出願番号又は基礎登録番号、国際登録番号(既に国際登録されている場合のみ)、書類記号、及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。手数料納付書の記載例は、各手続の「日本国特許庁の手数料」に関する頁を参照ください。

(注) 現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

(注) 電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

(注) 特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定

立替納付の表示と識別番号を記載してください。

(注) 予納による納付及び口座振替納付は本件手続には適用されません。

- (2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、予納、電子現金納付、口座振替、指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により願書【MM2】等の手続書面を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

第2節 国際事務局へ納付する国際手数料

国際登録出願に必要な国際手数料は、あらかじめ国際事務局へ納付しなければなりません。国際事務局へ納付する全ての支払は、スイス通貨により行います。 [議8条(2)、規則35(1)]

1. 国際登録出願

(1) 基本手数料

- | | |
|---------------|-----------|
| ①標章が色彩付きでない場合 | 653スイスフラン |
| ②標章が色彩付きである場合 | 903スイスフラン |
- (注) 標章の複製が白黒(グレーを含む)である場合、【MM2】第8欄「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」の有無にかかわらず、基本手数料653スイスフランが適用されます。

(2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)

一指定国ごとに 100スイスフラン

(3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)

標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに 100スイスフラン
 (注) 追加手数料は、個別手数料とは異なり、全ての指定締約国に対して商品(役務)の区分の数が限定されているとしても、限定された区分の数では無く、【MM2】第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分数に応じて計算します。

(4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)

※2025年10月現在、²キューバは個別手数料の二段階納付制をとっています。キューバを指定する国際登録出願に関しては、国際登録出願時に個別手数料のうち第一の部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要になります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、上記の付加手数料、追加手数料の支払は不要です。

(注) 個別手数料は為替変動等により変更される場合があります。個別手数料に関する情報は、WIPOのホームページに掲載されています。

(https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

²2025年7月、ブラジルは、二段階納付制の撤廃を宣言しました。(a)ブラジルを指定した国際出願が2025年9月20日以降に本国官庁によって受理される場合、(b)ブラジルを指定した事後指定が、上記日付以降に名義人の締約国の官庁によって受理される、又は、WIPO国際事務局に直接手続される場合、(c)ブラジルを指定した国際登録が上記日付以降に更新される場合について、二段階納付制の撤廃の対象となります。

⇒国際登録出願に関して支払うべき手数料の額は、本国官庁の受理日に有効な手数料が適用された額となります。 [規則34(7)]

例えば、国際登録出願手数料の計算例として、商標は白黒で、日本から「フランス(個別手数料なし)」、「ドイツ(個別手数料なし)」、「米国(個別手数料設定)」を指定し、ともに分類を4区分として国際登録出願する場合、次のとおりとなります。

①基本手数料	653CHF(白黒料金)
+②付加手数料	100CHF×2国(個別手数料国を除くフランス、ドイツ分)
+③追加手数料	100CHF×1区分(3区分を超える部分)
+④個別手数料	460CHF×4区分(米国分)
=手数料支払総額	2,793CHF

2. 事後指定

(1)基本手数料 300スイスフラン

(2)付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

—指定国ごとに 100スイスフラン

(3)個別手数料(付加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合：各国ごとに定める額)

※2025年10月現在、³キューバは個別手数料の二段階納付制をとっています。キューバを指定する事後指定に関しては、事後指定時に個別手数料のうち第一の部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要となります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

³2025年7月、ブラジルは、二段階納付制の撤廃を宣言しました。(a)ブラジルを指定した国際出願が2025年9月20日以降に本国官庁によって受理される場合、(b)ブラジルを指定した事後指定が、上記日付以降に名義人の締約国の官庁によって受理される、又は、WIPO国際事務局に直接手続される場合、(c)ブラジルを指定した国際登録が上記日付以降に更新される場合について、二段階納付制の撤廃の対象となります。

3. 国際登録の存続期間の更新の申請

- | | |
|---|--------------|
| (1) 基本手数料 | 653スイスフラン |
| (注)6ヶ月間の猶予期間に手続した場合の追加手数料 | 326.50スイスフラン |
| (2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合) | |
| 一指定国ごとに | 100スイスフラン |
| (3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合) | |
| 標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに | 100スイスフラン |
| (4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額) | |

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 国際登録の全部移転の場合 | 177スイスフラン |
| (2) 国際登録の一部(商品及び役務の一部又は指定国の一部)移転の場合 | 177スイスフラン |

5. 国際事務局への支払手数料の計算方法

国際登録出願、事後指定及び存続期間の更新申請に関する国際事務局へ支払う手数料の算出方法として、手数料自動計算システムがWIPOのホームページに掲載されており、無料(通信回線料及びプロバイダー接続料は除く)で利用することができます。同システムは商標権の取得を希望する指定国、指定区分等を入力することにより必要な支払額が表示されます。

「WIPOホームページ:Fee Calculator <https://madrid.wipo.int/feecalapp/>」

6. 国際事務局への支払方法

(1) 手数料の納付方法

国際事務局に納付する国際手数料は、スイスフランにより国際事務局に直接支払わなければならないが、WIPOにより公表されている支払方法は次のとおりです。

- ①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

②銀行振込 ※2025年7月1日から以下の口座情報に変更になりました。

振込先銀行名:	UBS SWITZERLAND AG
銀行の所在地:	ZURICH, SWITZERLAND
受取人の名称:	WIPO
受取人の住所:	34,chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号 :	CH77 0024 0240 FP10 1035 6
SWIFT code ⁴ :	UBSWCHZH80A

※振り込みに必要な情報は、予告なく変更される場合があります。最新情報はWIPOホームページ 5. Bank Transferをご確認ください。

WIPOホームページ:<https://www.wipo.int/web/paying-for-ip-services/madrid-system-fees>

③郵便口座への支払

④クレジットカード(※特定の手続に際してのみ利用可能。後掲(2)④を参照。)

(2)留意点

上記(1)については下記の点について留意してください。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

口座を開設する方法は、以下のWIPOホームページで確認の上、詳細はWIPOにお問い合わせください。

「WIPOホームページ:<https://www3.wipo.int/currentaccount/public/index.xhtml>」

WIPO:	Finance Department - Income Section
Add:	34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
Tel:	41-22-338 9111

②銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続ですが、銀行間における外国送金に伴う送金方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行に確認してください。

なお、外国送金依頼書中の「受取人への連絡事項」の欄には、送金目的、基礎出願(登録)の番号又は国際登録番号、出願人(名義人)の氏名又は名称、商標名を記載し、「送金目的」の欄には、国際登録出願等手数料の支払の旨を必ず記載してください。

また、詳細は、下記「7. 外国送金における留意点」を参照してください。

③郵便口座への支払

欧州圏内のみ利用が可能となっていますので、日本からは利用できません。

⁴ SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code:銀行間通信用コード

④クレジットカード

オンラインによる事後指定、更新手続又は手数料不足に伴う国際事務局からの欠陥通報に対する手数料の電子納付等の際に利用可能です。

7. 外国送金における留意点

(1) 送金通貨

スイスフラン建てで送金してください。

(2) 外国送金依頼書の留意点 【参考資料3】「外国送金依頼書 兼 告知書 記載見本」参照

①「受取人への連絡事項」欄(銀行により若干記載表現が異なります)

銀行により連絡できるメッセージ数に制限がありますが、可能な限りたくさんのメッセージを英語で記載してください。また、メッセージは適宜省略形を使用することも可能です。

<国際登録番号付与前>

- ・送金目的(マドプロ出願:EN)

(国際事務局は二文字コード「EN」により記載することを推奨しています。)

- ・基礎出願(基礎登録)の番号(1つのみ)
- ・出願人の氏名又は名称(1名のみ)
- ・商標名(文字商標の場合)

※メッセージ数に制限があるため上記の順に可能な限り記載してください。

※本欄により国際事務局は、国際登録出願の入金の照合及び確認を行うため必ず正確に記載してください。また、仮に誤った情報を記載した場合には、「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からその旨伝えておくこともご検討ください。

<国際登録番号付与後>

- ・送金目的(事後指定(EX)、名義変更(TR)、更新申請(RE)等)

(2文字コード: https://www.wipo.int/finance/en/transaction_codes.html)

- ・国際登録番号
- ・名義人の氏名又は名称(1名のみ)

※本欄により国際事務局は、国際登録の入金の照合及び確認を行うため必ず正確に記載してください。また、仮に誤った情報を記載した場合には、「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からその旨伝えておくこともご検討ください。

②「送金目的」欄

「国際登録出願の手数料の支払」の旨を記載してください。

③「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますが、ローマ字記載がされていない場合には送付されませんのでご注意ください。

(3) その他の留意点

※電信で送信した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料等、1回の送金で数千円が必要ですのでご注意ください。なお、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、経由銀行等で手数料が発生する場合には送金者が負担してください。詳細は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

※送金者に対して、国際事務局より約10日前後で支払の受領書(Receipt)が送付されます。

第3節 指定締約国が受領する手数料

出願人(名義人)が本国官庁手続として、指定締約国へ直接納付することはありませんが、付加手数料に代えて個別手数料の受領を宣言している締約国を指定した場合は、当該締約国が宣言している額を国際事務局に支払わなければなりません。

なお、個別手数料の支払は国際登録出願時、事後指定時及び存続期間の更新申請時に個別手数料の支払を宣言している締約国を指定する又は更新する際に発生します。

第4節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 国際出願手数料

国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

国際出願が国際登録前に放棄されたものとみなされた場合 [規則11(5)、規則12(8)]

2. 事後指定手数料

国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

事後指定が国際登録簿への記録の前に放棄されたものとみなされた場合 [規則24(5)(b)]

3. 更新申請手数料

国際事務局は、納付された基本手数料、付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

更新手数料の満額が支払われず、更新を抹消した場合 [規則30(3)(b)、(c)]

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の変更の記録の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の変更の記録の請求が放棄されたものとみなされた場合 [規則26(2)]

5. 国際登録の商品及び役務の減縮の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の商品及び役務の減縮の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の商品及び役務の減縮の請求が放棄されたものとみなされた場合 [規則26(2)]

6. 国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合 [規則26(2)]

7. 国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合 [規則26(2)]

第5節 過誤納による手数料の返還

1. 日本国特許庁に対する返還請求

(1) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還します。 [法第76条第7項]

- ① 国際登録出願手数料
- ② 事後指定手数料
- ③ 更新申請手数料
- ④ 名義人変更の記録の請求手数料

(2) 返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。

(注) 手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は請求できません。 [法第76条第8項]

2. 国際事務局に対する返還請求

(1) 原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

(2) 金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

(3) 返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。

(4) 返還の請求は、国際事務局のウェブ上にある以下フォームを利用して行うことができます。

WIPO Home > Paying for IP Services > Refund <https://www3.wipo.int/finance/refund/>

Refund Request Form

Please select the type of operation that you would like to carry out.

Refund details

Type of operation (required)	<input type="radio"/> Refund <input type="radio"/> Cancellation <input type="radio"/> Closing my Current Account
Amount to be refunded	numbers only

Bank account holder details

(Reimbursement will be issued to original payer only)

Name (required)	
Address (required)	line 1
	line 2
Postal code (required)	
City (required)	
State	
Country (required)	Country
Email address (required)	

第6章 国際事務局に対する手続

第1節 手続の原則

1. 手続の原則

(1) 国際事務局に対する手続には、国際事務局が定めた様式を使う手続と、様式化されていない手続があります。

様式化されていない手続としては、代理人の選任の記録の取消し請求等があります。様式化されていない手続を行う場合には、提出する書簡に国際登録を特定する記載とその内容を記載しなければなりません。

(注)【MM2】の願書は、必ず本国官庁へ提出しなければなりません。それ以外の手続様式(【MM4】、【MM5】、【MM11】)を含む。概要は第4章第4節～8節を参照)については全て直接国際事務局へ提出することができます。他のMM様式や様式化されていない請求の概要は、本章の第3節を参照してください。

(2) また、上記のほか、WIPOが提供するオンライン・ツールeMadridにより、国際事務局に対し各種申請を行うことができます。

<eMadrid> <https://www.wipo.int/web/emadrid/>

※事後指定、国際登録の存続期間の更新、名義人の変更の記録の申請、商品役務の一覧表の減縮に関する記録の申請、放棄の記録に関する申請、国際登録の取消の記録に関する申請、代理人の選任・選任の記録の取消・代理人の名称等の変更の申請、名義人の名称・住所等の変更の記録の申請、記録の更正の請求をeMadridにより行うことができます。

2. 手続の言語

出願人(名義人)から国際事務局に対して行う手続は、国際登録出願の願書で使用した言語により行います。

3. 署名

出願人(名義人)が署名します。代理人が提出する場合は代理人が署名します。

4. 国際事務局への提出方法及び提出先

国際事務局が定めた様式を用いた手続または書簡を作成して提出する手続の場合は、WIPOホームページのドキュメント・アップロード・サービスから、電子データのアップロードにより書類を送信して下さい。

<Madrid System Document Upload> <https://www3.wipo.int/madrid/document-upload/>

同サービスを利用して提出した場合は、受領した旨が送信者に通知されます。また、国際事務局へ書類を送信した後は、WIPO が提供するオンライン・ツール Madrid Monitor の realtime search (https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/index.jsp?link=realtime_search)により、国際事務局での処理のステータスを確認することができます。

第2節 国際事務局への手数料の納付

1. 国際事務局への手数料の納付

(1) 手続を行う者が支払う手数料

手続を行う者は、第5章 第2節及び下記第3節に記載した額を国際事務局にあらかじめスイスフランにより納付します。

(2) 国際事務局からの指令に基づき支払う手数料

国際事務局からの「商品及びサービスの分類に関する欠陥通報」にある提案を受け入れることにより、追加の手数料が発生することがあります。

[規則12(7)]

2. 国際事務局の銀行口座

※2025年7月1日から以下の口座情報に変更になりました。

振込先銀行名:	UBS SWITZERLAND AG
銀行の所在地:	ZURICH, SWITZERLAND
受取人の名称:	WIPO
受取人の住所:	34,chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号 :	CH77 0024 0240 FP10 1035 6
SWIFT code ⁵ :	UBSWCHZH80A

※振り込みに必要な情報は、予告なく変更される場合があります。最新情報はWIPOホームページ 5. Bank Transferをご確認ください。

WIPOホームページ:<https://www.wipo.int/web/paying-for-ip-services/madrid-system-fees>

⁵ SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code:銀行間通信用コード

第3節 国際事務局に対する主な手続

以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、本国官庁(日本国特許庁)を経由して手続を行うことはできません。

各様式は、下記のWIPOホームページから入手できます。また、各手続の詳細や様式への入力方法については、同ホームページに掲載されている「Notes on filing forms」をご参照ください。
<https://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

1. 商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請【MM6】

(1) 手続

指定締約国(一部又は全部)に対する商品及び役務の一部を減縮する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：177スイスフラン

(3) 効果

指定締約国(一部又は全部)に対して商品及び役務を減縮することができるため、指定締約国から発出された、「暫定的拒絶の通報」に対する応答とすることができます。

(ただし、米国等の一部の指定締約国については、「商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請(MM6)」を国際事務局に提出するだけでなく、指定締約国に対して直接応答することが推奨されています。)

※各指定国における手続概要は下記サイトから入手可能です。

Madrid Member Profiles Databases

(<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember>)

(4) 注意点

一通の申請書で、複数の国際登録に関する一種類の減縮のみ記録を請求することができます(ただし、それらの複数の国際登録について、名義人が同一人であること、及び、全ての締約国又は同一の締約国に同一の減縮が適用されることを条件とします)。減縮が一部の締約国について異なる場合は、別の申請書により減縮の記録を申請しなければなりません。

2. 放棄の記録に関する申請【MM7】

(1) 手続

一部の指定締約国(全指定締約国は認められない)に対する商品及び役務の全部を放棄する場合に申請します(指定商品及び役務の一部放棄は認められません)。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、効力を及ぼす指定締約国へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

一部の指定締約国に対する商品及び役務の全部が放棄されます。なお、保護を放棄した国を再び事後指定することも可能です。また、一部の指定締約国に対して全ての指定商品及び役務を放棄することは可能ですが、全ての指定締約国について指定商品及び役務を放棄することはできません。全ての指定締約国において国際登録を無効にすることは下記のMM8により行うことができます。

(4) 注意点

一通の申請書で、名義人が同一人である複数の国際登録に関する放棄の記録を請求することができます(ただし、全ての国際登録について、放棄する指定締約国が同一であることを条件とします)。

3. 国際登録の取消の記録に関する申請【MM8】

(1) 手続

全ての指定締約国(一部は認められない)に対する商品及び役務の一部又は全部を取消す場合に申請します。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、全ての指定国官庁へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

全ての商品及び役務を取り消すと、国際登録は国際登録簿から抹消されます。

なお、国際登録簿から抹消された場合は、事後指定を行うことはできません。

また、一部取消の場合も、取消した商品及び役務を再び事後指定することは認められません。

(4) 注意点

全部取消(第3欄(a))の請求である場合には、名義人が同一であることを条件として複数の国際登録について一通の申請書により請求することができます。一方、一部取消(第3欄(b))の請求である場合には、一通の申請書により、一件の国際登録に関する取消しのみ請求することができます。

OMM6、MM7、MM8の手続の相違点

使用様式	手続	指定締約国	指定商品及び役務	国際登録簿への効果	事後指定の可否
MM6	減縮	一部又は全部	一部	残存	可
MM7	放棄	一部のみ	全部のみ	残存	可
MM8	取消	全部のみ	一部又は全部	抹消	否

4. 名義人の氏名(名称)、住所(居所)、法人の法的性質の変更の記録に関する申請【MM9】

(1) 手続

名義人の氏名(名称)又は住所(居所)、出願人が法人である場合には法人の法的性質、法人が設立された国を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料:150スイスフラン

(注)名義人の電話番号、Eメールアドレス、通信のための宛先を変更する場合は、WIPOのオンラインツール(eMadrid: <https://www.wipo.int/web/emadrid/>) の「Change Holder Details」から、または「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からオンラインで変更の請求することができます(手数料免除)。

5. 代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の記録に関する申請【MM10】

(1) 手続

代理人の氏名(名称)又は住所(居所)を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

6. 代理人の選任【MM12】

(1) 手続

新たに代理人を選任する場合は、本様式により選任の手続を行うことができます。名義人が同じである場合、MM12の様式1枚で複数の国際出願又は国際登録の代理人の選任手続を行うことができます。

なお、国際登録出願(MM2)及び名義人変更(MM5)の申請において代理人を選任する場合は、それぞれの様式にて代理人を選任することができます。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

7. ライセンスの記録の申請【MM13】

(1) 手続

指定締約国(留保国には認められない)に対する商品及び役務の一部又は全部のライセンスを登録する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 :

177スイスフラン

(3) 効果

ライセンスは、

- ①ライセンシーの氏名又は名称
- ②指定締約国又は指定締約国の一部域内
- ③商品及び役務の全部又は一部
- ④ライセンス期間
- ⑤ライセンスの種類(専用又は単独)

等を国際登録簿に記録することができます。

8. ライセンスの記録の修正の請求【MM14】

(1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を修正する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 177スイスフラン

(3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスの内容を修正できます。

9. ライセンスの記録の取消の請求【MM15】

(1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を取消す場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスに関する内容の全部又は一部を取消すことができます。

10. 名義人の処分権の制限【MM19】

(1) 手続

名義人の処分権を制限する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 効果

国際登録簿に記載された名義人の処分権を制限することができます。

11. 処理の継続の請求【MM20】

(1) 手続

出願人又は名義人が規則11(2)及び(3)、規則20の2(2)、規則24(5)(b)、規則26(2)、規則34(3)(c)(iii)並びに規則39(1)で規定された又は言及された期限のいずれかを遵守できなかった場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 200スイスフラン

(3) 効果

国際事務局は処理を継続するとともに、国際登録簿にこの事実を記録し、その旨出願人または名義人に通知します。

12. 記録(国際登録簿)の更正請求【MM21】

(1) 手続

国際登録簿に誤りがある場合に、国際事務局に対して更正(correction)を請求することができます。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 注意点

官庁に起因する誤りについては、官庁から更正を請求し、国際登録簿における記録の公表日から9ヶ月以内に国際事務局がその請求を受理しなければ、更正することができなくなります。また、出願人(名義人)及び代理人に起因する誤りは更正請求の対象となりません。

国際登録簿の誤りとされない場合や更正の効果等の詳細な内容については、「マドリッド制度に関するガイド」第II章の「国際登録の誤りの更正」箇所をご覧ください。

13. 名義人の一部変更起因する国際登録の併合の請求【MM23】

(1) 手続

国際登録の名義人が、名義人の一部変更の記録に起因する国際登録の併合を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の併合の記録がなされます。

14. 様式化されていない主な申請手続

代理人の選任の記録の取消し請求

[規則3]

国際登録簿における代理人の選任の記録を取り消す請求をすることができます。請求する書簡には、出願人、名義人又は代理人による署名又は押印が必要です。

また、WIPO が提供するオンライン・ツール「eMadrid (<https://www.wipo.int/web/emadrid/>) : Manage representative」から手続することも可能です。

新たな代理人が選任される時、及び、名義人の変更が記録される場合であって新名義人により新たな代理人が選任されないときは、国際事務局の職権により代理人の選任の記録が取り消されます。

当該請求の効果等の詳細は、規則3(6)及び「マドリッド制度に関するガイド」第Ⅱ章の「代理人の選任」をご覧ください。手続の原則については、本章第1節も併せてご覧ください。

第4節 締約国の官庁に対する手続

以下の手続は、締約国の官庁を通して国際事務局へ行う手続です。これら手続を、国際事務局へ直接、又は、日本国特許庁(本国官庁)に対し行うことはできません。

1. 切替から生ずる事後指定 【MM16】(欧州連合知的財産庁(EUIPO))

(1) 手続

国際登録が欧州連合において、取下げ、拒絶、失効等保護が受けられない時に、欧州連合の加盟国を指定した事後指定(通常の事後指定とは異なります。)に転換する場合に提出します。この書面はEUIPOへの直接提出となります。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：

(基本手数料)300スイスフラン+付加手数料+個別手数料

個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、上記の付加手数料の支払は不要です。

(3) 効果

転換の申請が欧州連合商標規則により規定された期間内(取下げ、拒絶、失効等より3ヶ月以内)に出願された場合、国際登録日(又は事後指定日)と同じ出願日が与えられます。(優先権又は優先順位的主張も享受することができます)

2. 国際登録の分割の請求 【MM22】(国際登録の分割にかかる締約国官庁)

(1) 手続

国際登録の名義人が、指定締約国に関して国際登録の分割を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：177スイスフラン

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の分割の記録がなされます。また、請求書で明記された商品及び役務、並びに関係締約国を唯一の指定締約国とした分割国際登録簿が作成されます。

(4) 注意点

当該手続を日本国特許庁(指定国官庁)に対し行うことはできません。

3. 分割の記録に起因する国際登録の併合の請求 【MM24】(分割された国際登録に係る締約国官庁)

(1) 手続

国際登録の名義人が、分割の記録に起因する国際登録(分割国際登録)と分割元の国際登録(親国際登録)との併合を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の併合の記録がなされます。

(4) 注意点

当該手続を日本国特許庁(指定国官庁)に対し行うことはできません。

指定国官庁への手続

—指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続—

第7章 指定国官庁に対する手続

第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

第2節 国際商標登録出願

第3節 代理人の選任

第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則

第5節 国際商標登録出願の特例

第6節 公報

第7節 登録

第8節 登録異議の申立て

第9節 審判

第10節 商標登録出願等の特例

第11節 商標登録出願と国際商標登録出願との相違点

指定国官庁への手続

(指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続、法第68条の9～第68条の39)

第7章では、国際登録出願において、海外の出願人が日本国を指定した場合に、指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続について説明します。

第7章 指定国官庁に対する手続

第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

1. 日本国特許庁(指定国官庁)における審査

日本国を指定した領域指定は、国際登録日にされた商標登録出願とみなされます。ただし、事後指定は、国際登録簿に記録された事後指定の日にした商標登録出願とみなされます。

日本国特許庁では、日本国を指定した国際登録出願に関し、国際事務局からの「指定通報」又は「事後指定通報」を受け実体審査を行います。この実体審査により拒絶理由を発見した場合は、出願人に「暫定的拒絶通報」を国際事務局を経由して送付します。

在外者である海外の出願人が「暫定的拒絶通報」に対し意見書や補正書等の手続を行う場合は、国内代理人を選任したうえで日本国特許庁に手続を行います。なお、中途受任となるため、委任状の提出が必要です。

2. 登録される場合

審査の結果、拒絶の理由が発見されなかった場合又は意見書・補正書によって拒絶の理由が解消した場合、出願日(本国官庁が出願又は事後指定を受理した日)により以下のとおり処理がされます。

※令和5年4月1日施行の商標法改正により、登録査定の際の謄本の送達方法及び個別手数料の納付制度(出願時に一括納付)が変更されました。 [法第68条の18の2、第68条の30]

(1) 出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

審査官は「登録査定」及び「保護認容声明」を起案します。

「登録査定」の謄本が添付された「保護認容声明」が、国際事務局を経由して出願人(国際登録簿に記録された代理人(以下「IB代理人」という。))がいる場合は、IB代理人)に送付されます。

日本国特許庁は登録査定後に商標権の設定の登録を行います。

(2) 出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

審査官は「登録査定」、「保護認容声明」及び「支払通知」を起案します。

日本国特許庁は、出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接、「登録査定」の謄本を送付(郵送)します。

また、「保護認容声明」及び「支払通知」は、国際事務局を經由して出願人(IB代理人がいる場合はIB代理人)に送付されます。この「支払通知」には登録料に相当する個別手数料の第二の部分の支払期限日が記載されていますが、これに国際事務局の「カバーレター」が添付されます。「カバーレター」には、支払うべき個別手数料の第二の部分の金額と国際事務局の口座が記載されています。

出願人が商標権の設定登録を受けたい場合は、この登録料に相当する個別手数料の第二の部分の部分を国際事務局へ支払います。国際事務局は受領を確認後、日本国特許庁に手数料が支払われた旨を通知し、日本国特許庁ではその通知を受け商標権の設定登録を行います。

国際事務局に個別手数料の第二の部分の納付がされなかった場合、国際事務局は国際登録簿から指定国日本に関する記録を取消し、日本国特許庁に納付がなかった旨を通知します。日本国特許庁では、その通知を受け出願の最終処分として料金未納による取下げを記録します。

なお、支払期限を失念した場合であっても、期間満了日から2月以内に国際事務局に対し処理の継続の請求(MM20)を申請し、所定の手数料を納付すれば、処理の継続が可能です。

期限を失念し支払を忘れ取り消された場合に日本に対して保護を求めたいときは、日本を指定した事後指定書(MM4)を本国官庁又は国際事務局に提出してください(ただし、この場合は事後指定日にされた出願とみなされるため、日本での出願日が繰り下がります)。

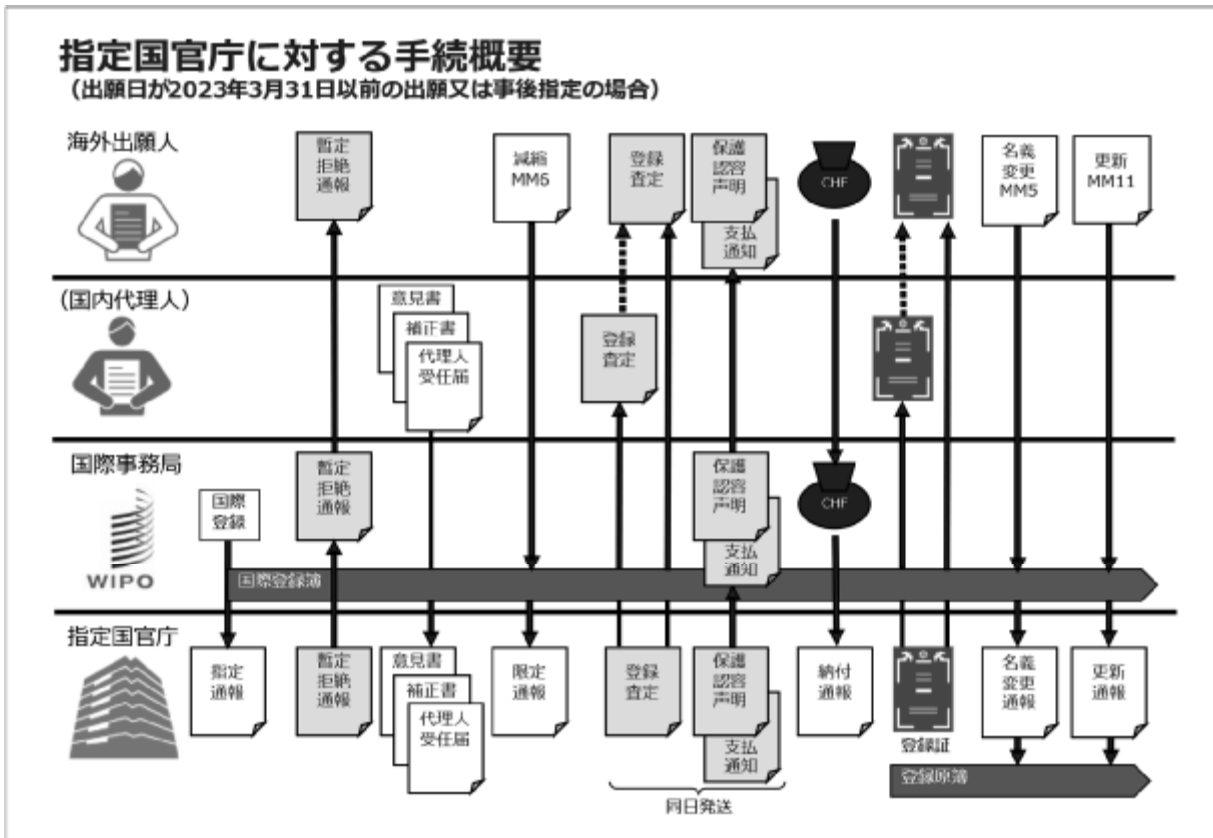
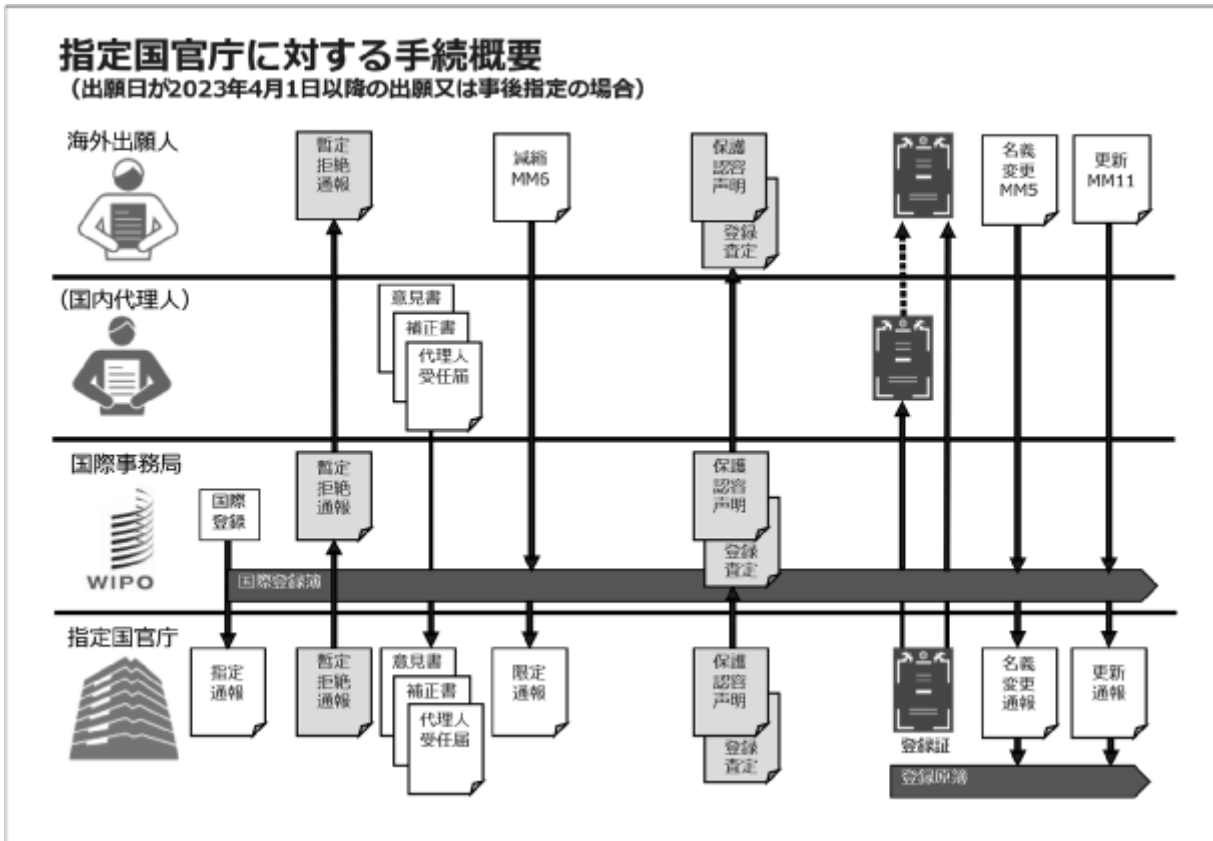
3. 拒絶される場合

提出された意見書や補正書等によっても拒絶の理由が解消しない場合や、「暫定的拒絶通報」の応答期間を過ぎて、何も応答書類が提出されない場合は、審査官は「拒絶査定」を起案し、日本国特許庁は出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接「拒絶査定」を送付(郵送)します。拒絶査定に対する不服審判の請求期間(3ヶ月)を経過し、審判請求がなかった出願に対して、日本国特許庁は拒絶確定声明を国際事務局経由で出願人(IB代理人がいる場合はIB代理人)に送付します。

なお、登録異議の申し立て、拒絶査定に対する不服審判、商標登録の取消審判等は日本国特許庁に対して手続を行います。

4. 公報

日本国特許庁は、指定通報又は事後指定通報を受けた際に、国際事務局とは別に公開国際商標公報を発行し、また商標権の設定登録がされたものに関しては、国際商標公報を発行します。



第2節 国際商標登録出願

1. 国際商標登録出願

[法第68条の9]

日本国を指定した領域指定は、国際登録日にされた商標登録出願とみなされます。ただし、事後指定は、国際登録簿に記録された事後指定の日にされた商標登録出願とみなされます。

2. 日本国特許庁の審査期間

[法第16条、令第3条]

日本国特許庁(指定国官庁)は、国際商標登録出願について「領域指定」の通報日から18ヶ月以内に拒絶の理由を発見しないときは、商標登録すべき旨の査定を行います。

上記期間内に拒絶の理由を発見したときは、「暫定的拒絶通報(拒絶理由通知に相当、応答期間3ヶ月)」を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通報を出願人に転送します。

(1) 暫定的拒絶通報への応答

暫定的拒絶通報を受け取った出願人は、国際事務局に商品及び役務の一覧表の減縮の請求書(MM6)等を提出又は日本国特許庁(指定国官庁)に手続補正書等を提出することで応答することができます。

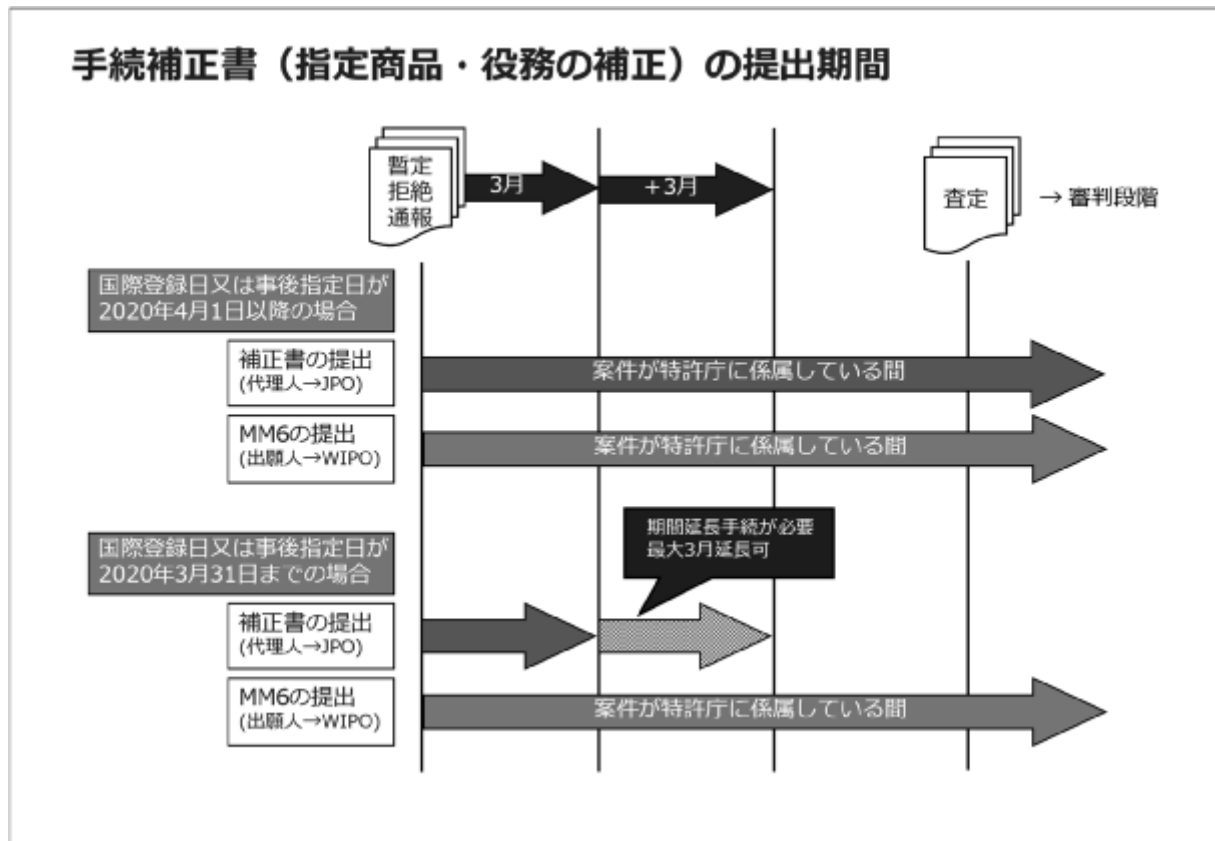
なお、国際事務局に提出するMM6は、案件が日本国特許庁に係属している間は提出が可能ですが、手続補正書は国際登録日(事後指定日)によって提出可能期間が異なります。

手続補正書の提出可能期間は以下のとおりです。[法第68条の28](令和2年4月1日改正)

- 国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願の場合
 - ・暫定的拒絶通報の発送日後、案件が審査、審判及び再審に係属している間は、手続補正書の提出が可能です。
 - ・案件が日本国特許庁に係属している間、国際事務局にMM6を提出することによる指定商品・役務の補正も可能です。
- 国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの国際商標登録出願の場合
 - ・暫定的拒絶通報の発送日から3月(発信主義)に限り、手続補正書の提出が可能です。
 - ・応答期間内に1回(1月)及び応答期間経過後に1回(2月)の最長3月の期間延長請求が認められます。
ただし、暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。
 - ・案件が日本国特許庁に係属している間は、上記期限に係わらず、国際事務局にMM6を提出することにより指定商品・役務の補正が可能です。

<注意>

審査官通知(暫定的拒絶通報後に補正を出願人に促す通知)に対して、手続補正書は提出できません。国際事務局にMM6を提出してください。



(2) 応答期間の延長

暫定的拒絶通報において指定された期間は、期間の満了前、経過後にそれぞれ1回延長することが可能です。期間満了前の請求により1ヶ月、経過後の請求により2ヶ月延長されます。また、応答期間満了前の請求により1ヶ月の延長をし、当該延長後の応答期間が過ぎた後、経過後の延長請求により、さらに2ヶ月の追加延長(合計で3ヶ月の延長)をすることも可能です。

ただし、暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。
[商標法第77条において準用する特許法第5条]

第3節 代理人の選任

在外者(日本国内に住所又は居所を有しない者)である国際商標登録出願人は、商標法の規定に基づく国内手続(意見書・手続補正書の提出等)について、日本国特許庁に直接手続をすることができません。日本国特許庁に手続をするためには、我が国に在住する代理人(商標管理人)を選任しなければなりません。 [商標法第77条において準用する特許法第8条]

代理人の選任は、「代理人受任届」又は「代理人選任届」により行い、「代理権を証明する書面(委任状)」及び同訳文を添付してください。

[商標施行規則第22条において準用する特許施行規則第4条の3]

なお、「代理権を証明する書面(委任状)」の代わりに、手続書面に包括委任状番号を記載することもできます。

選任された代理人が住所(居所)を変更する場合は、「代理人住所(居所)変更届」を提出する必要があります。

「代理人受任届」、「代理人選任届」、「代理人住所(居所)変更届」は、代理人が同一であり、かつ、届出の内容が同一の場合に限り、一通の書面で2以上の事件に係る手続をすることが可能です(紙手続の場合のみ、電子特殊申請の場合は1件ごとに手続をしてください)。

第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則

1. 書面の作成方法

- (1) 書面は原則として1件ごとに作成しなければなりません。
- (2) 書面には、提出者の氏名(名称)及び住所(居所)を記載してください。
識別番号による住所の記載の省略はできません。
手続者の押印は不要です。
- (3) 書面に記載する各項目にはデリミタ(【 】)を付してください。

2. 書面の提出方法

書面は郵送、窓口への持参又は電子特殊申請により提出してください。

3. 書面の言語

- (1) 書面は下記(2)及び(3)を除き日本語を使用しなければなりません。
- (2) 国際登録の名義人の記載 [法施規5条の3]
「名義人の氏名又は名称及び住所又は居所」の記載は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字を使用しなければなりません。
- (3) 国際登録に係る指定商品(役務)の記載 [法施規5条の4]
「指定商品(役務)」は英語で記載しなければなりません。

4. 様式上の要件

- (1) 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。
- (2) 各用紙の提出方法
各用紙は、綴じ方はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるように、例えばステープラー等を用いて綴じて提出してください。

5. 国際商標登録出願を特定する番号の表示

日本国特許庁(指定国官庁)に対して提出する手続書類には、国際登録番号を記載してください。ただし、事後指定による国際商標登録出願では、「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください(※年は西暦)。

代理人受任届(様式記載見本)

【書類名】 代理人受任届
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【手続をした者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【受任した代理人】
【識別番号】 ○○○○○○○○○○
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
又は
【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

- (注1) 【受任した代理人】欄に【識別番号】を記載した場合であっても【住所又は居所】の記載の省略はできません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。
- (注3) 【手続をした者】欄は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。
- (注4) 【受任した代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載してください。
- (注5) 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続を行う場合、【受任した代理人】欄の【代表者】の次に【代理関係の特記事項】を設け、「業務を執行する社員は弁護士 ○○○○(氏名)」と記載してください。複数人いる場合、項目は繰り返さずに名前を列記ください。
- (注6) 外国語で作成した代理権を証明する書面には翻訳文を添付してください。
- (注7) 包括委任状を援用する場合であって、包括委任状番号が通知されていないときには、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状提出書の写し」を添付してください。

代理権を証明する書面(例)

委任状

私は弁理士〇〇〇〇、同××××を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 国際登録第 1234567 号に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

(住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku 100-8915(JP))

名称 ▲▲株式会社
▲▲ KABUSHIKI KAISHA(also trading as ▲▲ Corporation)

代表者 代表取締役社長 ■■■■

- (注1) 上記の委任事項は例です。委任事項は出願人と代理人で決定してください。
- (注2) 外国語で記載された委任状には翻訳文を添付してください。
- (注3) 委任者である出願人の(住所及び)氏名又は名称は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。
(国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>)で確認できます。)
- (注4) 出願人が自然人の場合は出願人、出願人が法人の場合は代表権限のある者の記名が必要です。なお、当該者の押印/署名は不要です。
- (注5) 委任状は原本の写しの提出も可能です。

代理人住所(居所)変更届(様式記載見本)

【書類名】 代理人住所(居所)変更届
【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【住所(居所)を変更した代理人】
【旧住所又は旧居所】 東京都千代田区霞が関1-3-1
【新住所又は新居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

- (注1) 識別番号は使用できません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。
- (注3) 代理人が同一であり、かつ、届け出の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続をすることができます(紙手続の場合のみ、電子特殊申請の場合は1件ごとに手続をしてください)。
この場合、【事件の表示】欄に「別紙の通り」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載して、国際登録番号(事後指定の場合は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」)を、繰り返し記載した書面を添付してください。
- (注4) 住所(居所)を変更した代理人が複数の場合は、【住所(居所)を変更した代理人】の欄を繰り返し設けて記載してください。

意見書(様式記載見本)

【書類名】 意見書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 本手続に必要な物件は、原則、手続補足書による提出はできません。本手続の【提出物件の目録】の欄の次に【物件名】の欄を設け、その物件名を記載し添付してください。

手続補正書(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第14類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第14類】

【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatches; wall clocks.

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第15類

【補正方法】 削除

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 「指定商品(指定役務)」は英語で記載してください。

(注4) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の全文を補正する以外は、なるべく「商品及び役務の区分」の単位として記載してください。全文を補正する場合は、以下のとおり記載し、【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品(役務)を含め、補正後の全ての区分・指定商品(役務)を記載してください。記載のない区分・指定商品(役務)は削除されたこととなりますので、ご注意ください。

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【〇類】

【指定商品(指定役務)】

【〇類】

【指定商品(指定役務)】

(注5) 「指定商品(指定役務)」の補正は、国際登録の範囲内で補正してください。

なお、類を変更する補正はできません。

期間延長請求書[期間満了前](様式記載見本)

特許
印紙

(2, 100円)

【書類名】 期間延長請求書
【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【請求人】
【住所又は居所】 15 chemin des Coimbettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【請求の内容】

【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】

- (注1) 識別番号は使用できません。
(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。
(注3) 商標法第77条第1項において準用する特許法第5条1項の規定により、期間満了前の請求によって延長できる期間は、一回の1月のみです。
(注4) 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定された期間内に限り提出することができます。
(注5) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

期間延長請求書[期間徒過後](様式記載見本)

特許
印紙

(4, 200円)

【書類名】 期間延長請求書(期間徒過)

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coimbettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【請求の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 商標法第77条第1項において準用する特許法第5条3項の規定により、期間経過後の請求によって延長できる期間は、一回の2月のみです。

(注4) なお、本手続は暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定された期間経過後(期間満了前の延長請求により1ヶ月延長がなされた場合は、その期間経過後)2月以内に限り提出することができます。

(注5) 暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。

(注6) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

手続補正書(方式)(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書(方式)
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】
【補正対象書類名】 代理人受任届
【補正対象項目名】 提出物件の目録
【補正方法】 追加
【補正の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
又は
【包括委任状番号】 ○○○○○○○

- (注1) 識別番号は使用できません。
(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。
(注3) 【代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載してください。
(注4) 外国語で作成した代理権を証明する書面には訳文を添付してください。
(注5) 包括委任状による手続において、包括委任状の番号が通知されていないときには、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状提出書の写し」を添付してください。

第5節 国際商標登録出願の特例

1. 手続の補正の特例

国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願については、暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)後、事件が日本国特許庁に係属している場合に限り、我が国在住の代理人(商標管理人)により特許庁長官に対して指定商品又は指定役務の補正をすることができます。 [法第68条の28第1項]

また、国際登録の名義人は、事件が日本国特許庁に係属している場合は、直接国際事務局に対し日本についての国際登録の指定商品(役務)を限定する変更の記録の申請(MM6)をすることができ、出願人は、これにより暫定的拒絶通報に対する応答とすることもできます。

[議9条の2
(iii)]

2. 国際登録の名義人の変更

(1)届出の効力

国際商標登録により生じた権利の承継は、国際事務局に届け出なければその効力は生じません。 [規則25(1)(a)、法第68条の16]

名義人の変更をする場合は、国際事務局に「名義人の変更の記録の請求(MM5)」を提出し、所定の手数料を納付してください。

(2)名義人の変更に伴う国際商標登録出願

国際登録簿の名義人の変更に伴い、指定商品又は指定役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなします。 [法第68条の17]

【指定商品(役務)の一部分割の例】

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567
国際登録名義人 : 甲
指定商品 : X、Y、Z

名義人の変更の記録の請求(MM5) 指定商品「Z」を乙に移転(一部移転)

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567
国際登録名義人 : 甲
指定商品 : X、Y

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567A
国際登録名義人 : 乙
指定商品 : Z

※分割により生じた国際出願は国際登録番号に「アルファベット文字」が付与され新たな出願として管理されます。

(3) 作成要領

「名義人の変更の記録の請求(MM5)」の作成要領は、本テキスト第4章第8節「国際登録の名義人の変更の記録の請求」を参照し、これに準じて作成してください。

なお、我が国在住の代理人が「名義人の変更の記録の請求(MM5)」を国際事務局に提出することにより名義人の変更の手続を行う場合、本手続と同時に国際事務局に対する代理人となるため、国際事務局経由で出願人に発出する各種の通報も当該代理人に送付されます。

3. 国際商標登録出願の出願時の特例 [法第68条の10]

国際商標登録出願に係る登録商標及び商標権者と国内登録に基づく登録商標及び商標権者が同一であり、国際商標登録出願に係る指定商品(役務)と国内登録に基づく登録商標に係る指定商品(役務)とが重複している場合、国際商標登録出願はその重複している範囲について、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなされます。

4. 出願の分割の特例 [法第68条の12]

国際商標登録出願は、商標法第10条第1項に規定する分割出願をすることはできません。

5. 出願の変更の特例 [法第68条の13]

- (1) 通常の間際商標登録出願を、団体商標の間際商標登録出願に変更することはできません。
- (2) 団体商標の間際商標登録出願を、通常の間際商標登録出願に変更することはできません。
- (3) 国際商標登録出願を、防護標章登録出願に変更することはできません。

6. 補正後の商標についての新出願の特例 [法第68条の18]

国際商標登録出願は、補正却下後の新たな商標登録出願をすることができません。

7. 商標法第9条(出願時の特例)の適用を受けるための手続の特例 [法第68条の11]

国際商標登録出願について、商標法第9条第2項の規定の適用を受けようとする場合には、出願人は、その旨を記載した書面及びその事実を証明する書面を国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければなりません。

8. パリ条約の例による優先権主張の手続の特例

国際商標登録出願について、パリ条約の例により優先権を主張しようとするときは、その旨並びに第一国出願をした国の国名及び出願年月日を記載した書面を国際商標登録出願の日から30日以内に提出しなければなりません。 [法第68条の15第2項]

なお、優先権証明書は国際商標登録出願の日から3ヶ月以内に特許庁長官に提出しなければなりません。 [法第13条第1項]

第6節 公報

1. 公開国際商標公報

[法第12条の2]

(1) 公開国際商標公報

国際商標登録出願に関しても出願公開の対象となり、国際事務局から日本国特許庁へ指定通知が通報された後、速やかに「公開国際商標公報」を発行します。この公報は国際事務局が発行する公報とは別個に日本国特許庁が発行するものです。

なお、掲載事項の特例により、一部読み替え規定が設けられています。 [法68条の14]

(2) 発行形態、発行周期

公開国際商標公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>) により原則毎日発行します。

(3) 発行言語

公開国際商標公報は、英語により作成されますが、出願人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については日本国特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

(4) 公開国際商標公報番号

公開国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに公開国際商標公報番号は付与しません。

2. 国際商標公報

[法第18条第3項]

(1) 国際商標公報

国際商標登録出願に係る商標権の設定の登録があったときは、「国際商標公報」を発行します。

(2) 発行形態、発行周期

国際商標公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>) により原則毎日発行します。

(3) 発行言語

国際商標公報は、英語により作成されますが、名義人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については日本国特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

(4) 国際商標公報番号

国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに商標登録番号は付与しません。そのため、公開国際商標公報と誤認しやすく、注意が必要です。

第7節 登録

1. 商標権の設定の登録

[法第68条の19]

(1) 出願日(※)が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

日本国特許庁は商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは商標権の設定の登録を行います。

(2) 出願日(※)が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決後、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、個別手数料のうち第二の部分(登録料相当分)を支払わなければなりません。

日本国特許庁は、個別手数料の第二の部分(登録料相当)の納付があった旨の通報が国際事務局からあったときに商標権の設定の登録を行います。

(※)国際出願: 本国官庁が受理した日

事後指定: 本国官庁が受理した日

国際事務局に直接提出した場合、国際事務局が受理した日

令和5年4月1日施行の商標法改正により、日本国に係る個別手数料の支払方法が二段階納付から一括納付に変更されました。なお、出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定については、従前の例により、二段階納付制度が適用されます。

[特許法等の一部を改正する法律(令和3年5月21日法律第42号)

附則第5条第7項及び第9項]

<国際登録に基づく商標権の設定の登録に必要な個別手数料>

[法第68条の30](令和5年4月1日改正前)

(1) 納付金額

1件ごとに223スイスフラン(32,900円に相当する額)に区分の数を乗じて得た額。

(2) 納付先

国際事務局(送金方法は、本テキスト第5章第2節「6. 国際事務局への支払方法」を参照してください。)

(3) 納付時期

商標登録すべき旨の査定又は審決と同時に送付する「NOTIFICATION OF SECOND PART OF INDIVISUAL FEE: 個別手数料(登録料)支払通知」の支払期限までとなります。支払期限は発送日から3ヶ月以内です。

日本国特許庁は同通知を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通知を出願人又はIB代理人へ通報しますので、我が国に在住する代理人(商標管理人)が、同通知を受領することはありません。

なお、支払期限を失念した場合であっても、期間満了日から2月以内に国際事務局に対し処理の継続の請求【MM20】を申請し、所定の手数料を納付すれば、処理の継続が可能となります。

2. 商標登録証

[法第71条の2]

商標権の設定の登録が行われた後に、商標登録証を商標権者(又は、存在する場合は日本国内の代理人)に交付します。

商標登録証は日本語で作成されますが、指定商品(役務)は英語で、商標権者は国際登録簿に記録された文字で作成されます。

問い合わせ先

登録証に関することは、以下にお問い合わせください。
審査業務課登録室国際意匠・商標担当 内線2706番

3. 国際登録に基づく商標権の消滅

[法第68の20第2項]

国際登録に基づく商標権は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなします。消滅の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じます。

4. 国際登録に基づく商標権の存続期間

[法第68条の21]

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日から10年をもって終了します。なお、商標権の存続期間は以下の更新料の支払により更新することができます。

(1) 納付金額

1件ごとに263スイスフラン(43,600円に相当する額)に区分の数を乗じて得た額。

なお、更新手続の際には、基本手数料として653スイスフランが別途必要になります。(詳細は、本テキスト第5章第2節「3. 国際登録の存続期間の更新の申請」を参照してください。)

(2) 納付先

国際事務局

(3) 納付時期

存続期間の満了前

5. 商標原簿への登録の特例

[法第68条の27]

商標原簿への登録事項は「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」であり、国内の商標原簿の登録事項よりも限定されており、国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変

更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによります。

なお、国際登録に基づく商標原簿は、日本国特許庁独自の番号は付与せず、国際登録番号により管理します。

第8節 登録異議の申立て

登録異議の申立てに関する書類の作成は、商標法施行規則第12条様式第13に従い作成してください。

なお、商標登録異議申立書は、インターネット利用による国際商標公報の発行の日の翌日から起算して2月が提出期限です。 [法第43条の2]

第9節 審判

「拒絶査定に対する審判」及び「補正の却下の決定に対する審判」に関する書類の作成要領は、このテキスト「第7章 第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則」及び商標法施行規則第14条様式第14の2を参照し、これに準じて作成してください。

なお、審判請求期間は、以下のとおりです。

拒絶査定不服審判: 査定の謄本の送達の日から3月以内 [法第44条]

補正却下決定不服審判: 決定の謄本の送達の日から3月以内 [法第45条]

また、「商標登録の無効の審判」及び「商標登録の取消しの審判」に関する書類の作成は、商標法施行規則第14条様式第15に従い作成してください。

問い合わせ先

審判の手続に関することは、審判課審判書記官室商標担当にお問い合わせください。

無効審判、取消審判: 内線5804番

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、登録異議申立: 内線3682番

審判請求書(様式記載見本)

特許
印紙

(円)

【書類名】 審判請求書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【審判の種別】 拒絶査定に対する審判事件

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coimbertes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【(国籍)】

【(電話番号)】

【(ファクシミリ番号)】

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【(電話番号)】

【(ファクシミリ番号)】

【(手数料の表示)】

【(予納台帳番号)】

【(納付金額)】

【請求の趣旨】

原査定を取り消す。本願の商標は登録すべきものとする。との審決を求める。

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 【商品及び役務の区分の数】には拒絶査定時の区分数を記載し、その区分数に応じた金額を納めてください。

なお、拒絶査定後審判請求までの間に国際事務局に「商品及び役務の一覧表の減縮の請求書」(MM6)を提出し区分を削除した場合は、審判請求書にMM6の写しを添付することにより、当該欄に削除後の区分数を記載し、削除後の区分数に応じた金額を納付することが可能

です。また、国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願について、審判請求書と同時に手続補正書を提出し区分を削除する場合も同様です。

(注4) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

第10節 商標登録出願等の特例

1. 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例

[法第68条の32]

(1) 国際登録の取消し(セントラルアタック)後の商標登録出願の特例

議定書第6条(4)に規定された、基礎出願又は基礎登録の効果の終了による国際登録の取り消しにより、我が国を指定する国際登録の対象であった商標について、国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部が取り消されたときは、当該国際登録の名義人は取り消された指定商品(役務)の全部又は一部について、我が国に新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定の日を記載してください。)

(2) 特例の要件

上記(1)の特例による商標登録出願は、次の要件に該当するときには、国際登録日(又は事後指定の日)にされたものとみなします。

- ① 国際登録が取消された日から3ヶ月以内に商標登録出願をすること。
- ② 国際登録の対象であった標章と商標登録出願の標章が同一であること。
- ③ 商標登録出願に係る指定商品(役務)が、国際登録における指定商品(役務)の範囲に含まれていること。

(3) 優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張(商標法第13条で準用する特許法第43条)又はパリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2)が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

2. 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

[法第68条の33]

(1) 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

議定書の廃棄の規定(議定書第15条)により、国際登録の名義人が国際出願をする資格を有するものでなくなったときは、国際登録されていた指定商品(役務)について新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載してください。)

(2) 特例の要件

上記(1)の特例による商標登録出願は、次の要件に該当するときには、商標登録出願は国際登録日(又は事後指定の日)にされたものとみなします。

- ①議定書の規定による廃棄の効力が生じた日から2年以内に商標登録出願をすること。
- ②国際登録の対象であった商標と商標登録出願の商標が同一であること。
- ③商標登録出願に係る指定商品(役務)が国際登録における指定商品(役務)の範囲に含まれていること。

(3) 優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張(商標法第13条で準用する特許法第43条)又はパリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2)が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

国際登録の取消し後の商標登録出願をする場合の商標登録願(様式記載見本)

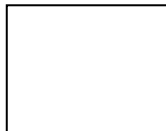
【書類名】 商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第14類】

【指定商品(指定役務)】 時計, 腕時計, 柱時計

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】 スイス国 ジュネーヴ 10 シュマン デ コワンベッツ 15

【氏名又は名称】 パッシフローラ ソシエテ アノニム

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願

国際登録第123456号

(注1) 当該国際登録が事後指定の場合は、【その他】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注2) なお、商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願は、国際登録が取消された日から3ヶ月以内に限りすることができます。

第11節 商標登録出願と国際商標登録出願との相違点

項目	商標登録出願	国際商標登録出願 (指定国官庁)
手続	オンライン可	紙手続、電子特殊申請
書類の様式	墨付き括弧、「【】」、「」を項目に使用	←
申請人制度	利用できる	利用できない
識別番号の記載	手続書面に記載したときは住所を省略できる	識別番号の記載はできるが、【住所又は居所】の住所の省略はできない
予納制度	利用できる	電子特殊申請の場合のみ利用できる
代理人の選任	出願人が在外者のときは、国内代理人が必須	←
包括委任状	援用できる	←
出願人の氏名(名称)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	名称変更の記録の申請【MM9】を国際事務局へ提出
出願人の住所(居所)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	住所変更の記録の申請【MM9】を国際事務局へ提出
代理人の氏名(名称)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
代理人の住所(居所)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
名義変更	出願毎に特許庁長官に提出	名義人の変更の記録の申請【MM5】を国際事務局へ提出
指定商品・役務の補正	事件が係属している間、いつでもできる	国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの出願 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定した期間に限る 国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の出願 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)後、事件が係属している間、いつでもできる 商品・役務の減縮の申請【MM6】は、事件が係属している間、いつでも国際事務局に提出できる
補正却下後の新出願	できる	できない
出願の変更	できる	できない
出願の分割	できる	できない
パリ優先権主張	願書に記載する	国際出願の願書【MM2】に記載する
パリ優先権証明書	出願の日から3月以内に提出	提出義務なし
パリ条約の例による優先権主張	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
上記証明書	出願の日から3月以内に提出	国際出願の日から3月以内に特許庁長官に提出
博覧会等へ出展したときの出願時の特例	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出

上記証明書	出願の日から30日以内に提出	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
商標法5条4項の物件の提出	出願時	暫定的拒絶通報の応答として提出する (日本に指定通報が送付された後であれば提出可能)
登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
更新登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
通信言語	日本語	英語
指定商品・役務	日本語	英語
事件の表示	出願番号	国際登録番号
出願人の表示	日本語	国際登録簿に記録された文字
代理人の表示	日本語	←

様式集

MM 様式:2025 年 7 月版

＜本国官庁へ提出する手続の様式:記載見本/参考訳＞

1. 国際登録出願願書【MM2】
2. 事後指定書【MM4】
3. 国際登録の存続期間の更新の申請書【MM11】
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求書【MM5】
5. 優先順位的主張【MM17】
6. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】

1. 国際登録出願願書【MM2】

MM2 (E) – APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION UNDER THE MADRID PROTOCOL

第7欄の標章がカラーでない限り、白黒印刷で構いません
印刷の際は、A4サイズ用の紙（白紙）を使用して片面印刷し、
記載内容が容易に判別できるよう文字は濃く印字してください

For use by the applicant:

Number of continuation sheets
for several applicants:

出願人が複数の場合に使用する専用の連続用紙（CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS）の枚数を記載してください

Number of continuation sheets:

その他の連続用紙の枚数を記載してください

Number of MM17 forms:

MM17を提出する場合、その枚数を記載してください

MM18 form (if applicable, check the box)

米国を指定する場合、チェックを付けてMM18を提出してください

Applicant's reference (optional):

出願人が使用する欄です
書類の整理番号を半角で記載可能です

For use by the Office of origin:

Office's reference (optional):

特許庁が庁内整理番号を記載するため
使用する欄です（出願人等記載不可）

1. NAME OF THE OFFICE OF ORIGIN

JAPAN

本国官庁となる締約国名「JAPAN」を記載してください

2. APPLICANT¹

出願人が複数の場合は、2人目以降を複数の出願人用の連続用紙
（CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS）に記載します

If there is more than one applicant, indicate the number of applicants and complete the
“Continuation Sheet for Several Applicants”.

Number of applicants:

出願人が2者以上の場合、出願人の数を記載してください

(a) Name:

Hatsumei Corporation

個人名の場合は、「姓→名」の順に記載してください

(b) Address:

7, Reinin-cho 2 chome, Tennoji-ku, Osaka-shi, Osaka 543-0061 Japan

原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください
市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください

¹ If there is more than one applicant, indicate the details for the first applicant only and provide the details requested in the “Continuation Sheet for Several Applicants” attached to this form.

MM2 (E) – マドリッド協定議定書に基づく標章の国際登録の出願

出願人による使用欄:

複数の出願人用の連続用紙の数: 連続用紙の数: MM17 の数: MM18 様式 (該当がある場合、チェック)出願人の整理番号 (任意):

官庁による使用欄:

官庁の整理番号 (任意):

1. 本国官庁となる締約国

2. 出願人¹

複数の出願人がいる場合、出願人の数を示し、「複数の出願人用の連続用紙」を記載してください。

出願人の数: (a) 氏名 (名称): (b) 住所 (居所):

¹ 複数の出願人がいる場合は、最初の出願人のみの内容を記載し、本様式に添付されている「複数の出願人用の連続用紙」に必要な内容を記載してください。

(c) E-mail address²:

1B00@jpo.go.jp

出願人の E メールアドレスは必ず記載してください
第 4 欄で代理人を選任する場合でも記載が必須です
代理人の E メールアドレスと同じものを記載することは
認められません

(d) Telephone number³:

81-3-3501-1913

「国コード」から記載してください

(e) Nationality or legal nature and State of organization⁴:

米国、シンガポールが指定締約国の
場合は記載するようにしてください

- (i) If the applicant is a **natural person**, indicate the nationality of the applicant:

Nationality of the applicant:	
-------------------------------	--

- (ii) If the applicant is a **legal entity**, provide **both** of the following indications:

Legal nature of the legal entity:	Corporation
State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized:	Japan

Correspondence details (optional):

(f) Preferred language for correspondence⁵: English French Spanish

² You **must** indicate the e-mail address of the applicant. If a representative is appointed, the e-mail address of the applicant and of the representative must be different. If you do not indicate the e-mail address of the applicant or it is the same as the e-mail address of the representative, you will receive an irregularity notice and delay the processing of the application. The applicant must ensure that the e-mail address indicated here is correct and kept up to date.

WIPO will send all communications for this international application and the resulting international registration to the e-mail address of the applicant, **unless** an alternative e-mail address for correspondence is indicated in item 2(g)(ii) or a representative is appointed in item 4.

Where a representative is appointed, WIPO will only send communications to the e-mail address of the representative, except for a few communications where the Regulations require that WIPO send a copy to the holder (see the Note for Filing Form MM2).

³ Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach you if needed.

⁴ These indications may be required for certain designations; only provide indications in either item (i) or item (ii) but **not** in both items.

⁵ If you do not indicate your preferred language, WIPO will send all communications concerning this international application and the resulting international registration in the language of the international application.

- (c) E メールアドレス²:
- (d) 電話番号³:

(e) 国籍又は機関の法的性質及び国⁴:

- (i) 出願人が自然人である場合には、出願人の国籍:

出願人の国籍:	
---------	--

- (ii) 出願人が法人である場合には以下の両方を表示してください:

法人の法的性質:	Corporation
その法律に基づいて法人が設立された国、該当する場合には当該国における地域（州、地方など）:	Japan

通信の詳細(任意):

- (f) 通信用選択言語⁵: 英語 仏語 スペイン語

² 出願人の E メールアドレスを記載しなければなりません。代理人が選任されている場合は、出願人の E メールアドレスと代理人の E メールアドレスが異なる必要があります。出願人の E メールアドレスが記載されていなかったり、代理人の E メールアドレスと同じであったりすると、欠陥通知が届き、申請の処理が遅れます。出願人は、ここに示された E メールアドレスが正しく、最新のものであることを確認しなければなりません。

WIPO は、第 2(g)(ii)項で通信のための代替の E メールアドレスが示されるか、第 4 項で代理人が指定されない限り、本国際出願及びその結果としての国際登録に関するすべての通信を出願人の E メールアドレスに送信します。

代理人が選任されている場合、WIPO は、規則により WIPO が名義人にコピーを送付することが要求されているいくつかの通信を除き、代理人の E メールアドレスにのみ通信を送付します (the Note for Filing Form MM2 (様式 MM2 を提出する際の注意) を参照)。

³ 電話番号の記載は必須ではありませんが、必要に応じて WIPO があなたに連絡を取ることができるようになります。

⁴ 特定の指定締約国にてこれらの表示が必要とされる場合があります。項目(i)または項目(ii)のいずれかにのみ表示を行い、両方に表示することはできません。

⁵ 希望する言語を示さない場合、WIPO は本国際出願及びその結果としての国際登録に関するすべての通信を国際出願の言語で送付します。

(g) Alternative address and e-mail address for correspondence⁶:

(i) Postal address:

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8951 Japan

第2欄(b)欄とは異なる場所に国際事務局からの連絡を受けたい場合に記載できます(1箇所のみ)
原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください
市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください

(ii) E-mail address:

第2欄(c)欄とは異なるEメールアドレスに国際事務局からの連絡を受けたい場合に記載できます(1つのアドレスのみ)
代理人のEメールアドレスと同じものを記載することは認められません

3. ENTITLEMENT TO FILE⁷

(a) Check the appropriate box:

出願人が複数の場合は2人目以降を連続用紙(CONTINUATION SHEET FOR SEVARAL APPLICANTS)に記載してください

- (i) where the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 is a State, the applicant is a national of that State; or
- (ii) where the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 is an organization, the name of the State of which the applicant is a national:
 ; or
- (iii) the applicant is domiciled in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1; or
- (iv) the applicant has a real and effective industrial or commercial establishment in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1.

(b) Where the address of the applicant, given in item 2(b), is not in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1, indicate in the space provided below:

- (i) if the box in paragraph (a)(iii) of the present item has been checked, the domicile of the applicant in the territory of that Contracting Party of the Office of origin, or,
- (ii) if the box in paragraph (a)(iv) of the present item has been checked, the address of the applicant's industrial or commercial establishment in the territory of that Contracting Party of the Office of origin.

⁶ Use this **only** if you want WIPO to send all communications concerning this international application and the resulting international registration to an address and e-mail address different from those indicated in item 2 (b) and (c).

⁷ If there is more than one applicant, indicate the entitlement details for the first applicant only and provide the details requested in the "Continuation Sheet for Several Applicants" attached to this form.

(g) 通信のための宛先及び E メールアドレス⁶:

(i) 住所 (居所) :

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8951 Japan

(ii) E メールアドレス:

3. 出願の資格⁷**(a) 対応するボックスにチェックすること:**(i) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国が国の場合、出願人はその国の国民である ; 又は(ii) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国が機関である場合、出願人が国民である国の名称 ; 又は(iii) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国に出願人は住所を有している ; 又は(iv) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国の領域内において出願人は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している。**(b) 第 2 欄(b)における出願人の住所が第 1 欄にいう本国官庁の締約国と相違する場合には、以下の欄に表示する事:**

(i) 本欄(a)(iii)のボックスにチェックした場合には、その本国官庁の締約国の領域内における出願人の住所、又は

(ii) 本欄(a)(iv)のボックスにチェックした場合には、その本国官庁の締約国の領域内における出願人の工業上若しくは商業上の営業所の住所

⁶ WIPO が本国際出願及びその結果としての国際登録に関するすべての通信を、第 2 項(b)および(c)で示されたものとは異なる住所および E メールアドレスに送付することを望む場合にのみ、本欄を使用してください。

⁷ 複数の出願人がいる場合には、最初の出願人についてのみ本欄に資格の詳細を示し、この様式に添付されている「複数の出願人用の連続用紙」で 2 人目以降の出願人について要求されている詳細情報を記載してください。

4. APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE⁸

委任状の提出は不要です

(a) Name:

KOKUSAI Taro

個人名の場合は、
「姓→名」の順に記載してください**(b) Address:**c/o Madpro Patent and Trademark Office, 7-1, Nagata-cho 5-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8951 Japan原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください
市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください**(c) E-mail address⁹:**

kokusai@jpo.go.jp

代理人の E メールアドレスを記載してください
この欄に記載した E メールアドレスと同じものを第 2 欄の出
願人 E メールアドレス欄に記載することは認められません**(d) Telephone number¹⁰:**

81-3-3501-1913

「国コード」から記載してください

5. BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION See continuation sheet.**Basic application**

2025-012345

Date of the basic
application
(dd/mm/yyyy):

17/04/2025

nu

4 桁－6 桁で記載してください
下 6 桁の頭字が「0」の場合も「0」を記入してください西暦(日/月/年)で、2 桁/2 桁/4 桁で
記載してください**Basic registration
number:**

5678900

Date of the basic
registration

20/04/2008

設定登録されている場合は、登録番号・登録の日を記載してください(出願番号・出願の日は記載しないでください)

書ききれない場合には、該当欄の余白
に「See continuation sheet.」と記載し、
連続用紙を使用してください⁸ You **must** indicate the name, address and e-mail address of the representative; otherwise, WIPO cannot record the appointment.⁹ When a representative is appointed, WIPO will send all communications concerning this international application and the resulting international registration **only** to the e-mail address of the representative, except for a few communications where the Regulations require that WIPO send a copy to the holder (see the Note for Filing Form MM2). The applicant and the representative must ensure that the e-mail address indicated here is accurate and kept up to date.¹⁰ Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach your representative if needed.

4. 代理人⁸

(a) 氏名 (名称) :

KOKUSAI Taro

(b) 住所 (居所) :

c/o Madpro Patent and Trademark Office, 7-1, Nagata-cho 5-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8951 Japan(c) E メールアドレス⁹:

kokusai@jpo.go.jp

(d) 電話番号¹⁰:

81-3-3501-1913

5. 基礎出願または基礎登録

See continuation sheet.

基礎出願番号:

2025-012345

基礎出願の日
(日/月/年):

17/04/2025

基礎登録番号:

5678900

基礎登録の日
(日/月/年):

20/04/2008

⁸ 代理人の氏名、住所及びE メールアドレスを記載しなければならず、そうでない場合、WIPOは選任を記録することができません。

⁹ 代理人が選任されると、WIPOは本国際出願及びその結果としての国際登録に関するすべての通信を代理人のE メールアドレスにのみ送付しますが、規則によりWIPOが名義人にコピーを送付することが要求されるいくつかの通信を除きます (the Note for Filing Form MM2 (様式 MM2 を提出する際の注意) を参照)。出願人および代理人は、ここに記載されたE メールアドレスが正確であり、常に最新のものであることを確認しなければなりません。

¹⁰ 電話番号の記載は必須ではありませんが、記載があれば、必要に応じてWIPOが代理人に連絡を取ることができます。

優先権証明書の提出は不要です
優先権の主張は第 1 国出願日から 6 ヶ月以内です

6. PRIORITY CLAIMED

The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below:

Office of earlier filing:

Japan

優先権に係る出願がなされた官庁を記載してください
(日本であれば「Japan」と記載)

Number of earlier filing
(if available):

2025-012345

Date of earlier filing
(dd/mm/yyyy):

17/04/2025

優先権に係る出願の番号、出願日を記載してください
設定登録されている場合でも、出願番号と出願日を記載してください
入力の形式は「5. BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION」の「Basic Application Number」「Date of the basic application」と同様です

If the earlier filing does not relate to all the goods and services listed in item 10, indicate in the space provided below the goods and services to which it does relate:

All goods in class 1

本欄に記載した優先権の主張が、第 10 欄に記載した商品(役務)の一部のみを対象としている場合は、優先権主張の対象となる区分、及び、必要な場合は商品(役務)の記載が必須です
※たとえば、第 5 欄に複数の基礎出願/登録を記載し、本欄で優先権の主張をする場合には記載が必須となります

If several priorities are claimed above, check this box and use a continuation sheet giving the information required for each priority claimed.

6. 優先権の主張

出願人は以下に言及した先の出願に係る優先権を主張する

優先権に係る出願がなされた官庁:

Japan

優先権に係る出願の番号（可能な場合）:

2025-012345

優先権に係る出願の日（日/月/年）:

17/04/2025

優先権の主張が本様式第 10 欄に掲げられた全ての商品及び役務に関係しない場合には、優先権の主張に係る商品及び役務を以下の欄に表示する

All goods in class 1

複数の優先権を主張する場合、このボックスにチェックし、各優先権主張に関して要求された情報を記載するため連続用紙を使用する。

7. THE MARK

(a) Place the representation of the mark as it appears in the basic application or basic registration in the square below¹¹; or attach it to this application as a single digital file¹².

発 明

Invention and Innovation



- ・標章見本は枠内(20cm平方)に限られます
- ・枠内の背景色は白色にしてください
- ・20cm 平方の枠は消さないでください
- ・本欄に直接文字を入力する場合、既定フォントが太字になっていることがありますのでご注意ください
- ・日本を本国官庁とする場合、音声ファイルや動画ファイルなどのデジタルファイルを添付することはできません

¹¹ A visual representation of the mark that shall not exceed a maximum size of 20 by 20 centimeters.

¹² The single digital file can be a visual representation, in JPEG, PNG or TIFF format, a sound recording, in MP3 or WAV format (not exceeding 5 MB in size) or a motion or multimedia recording, in MP4 format (with AVC/H.264 or MPEG-2/H.262 codecs, not exceeding 20 MB in size).

7. 標章

- (a) 基礎出願又は基礎登録に表されているものと同じ標章の複製を以下の欄に記載する¹¹。
もしくは1つのデジタルファイルを添付する。

発 明

Invention and Innovation



¹¹ 20×20cm を超えない範囲で、マークを視覚的に表現したもの。

¹² 1つのデジタルファイルは、JPEG、PNG または TIFF 形式の視覚的表現、MP3 または WAV 形式の録音（サイズ 5MB 以下）、MP4 形式（AVC/H.264 または MPEG 2/H.262 コーデックで、サイズ 20MB 以下）の動画またはマルチメディア記録とすることができます。

- (b) The applicant declares that the mark is to be considered as a mark in standard characters.
- (c) The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element.

標章が図形的要素を含まず、色彩のみで構成される場合のみチェックしてください

8. COLOR(S) CLAIMED

- (a) The applicant claims color as a distinctive feature of the mark.

Color or combination of colors claimed:

標章に使用されている色彩を単体で記載してください
例えば、標章に赤・青を使用している場合は「Red,blue」と記載してください
8.(b)に記載がある場合、8.(a)の記載は必須です

- (b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as it may be required for certain designations):

米国が指定締約国の場合は記載するようにしてください
例えば「a red bird sitting on the green leaf」のように色彩と色彩を使用する文字又は図形の要素を記載します
標章中の全ての色彩について説明を行ってください
また、(b)を記載する際は(a)の記載も必須となりますのでご注意ください

9. MISCELLANEOUS INDICATIONS

第9欄その他の表示は、一度国際登録簿に記録されると、その後(事後指定時等に)修正・削除をすることができない点にご注意ください

- (a) Transliteration of the mark (this information is compulsory where the mark consists of or contains matter in characters other than Latin characters, or numerals other than Arabic or Roman numerals):

Hatsumei

商標に日本語(漢字、かな等)を含む場合は、ローマ字による音訳が必須です

- (b) Translation of the mark (as it may be required for certain designations; **do not** check the box in item (c) if you provide a translation):

(i) into English: invention

米国及びシンガポールが指定締約国の場合、(c)のケース以外は記載する方が望ましいです

(ii) into French:

(iii) into Spanish:

- (c) The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated; **do not** check this box if you have provided a translation in item (b)).

- (b) 出願人は本標章が標準文字による標章とすることを宣言する。
- (c) 本標章は図形要素を含まず、色彩のみ又は色彩のみの組み合わせにより構成されている。

8. 色彩に係る主張

- (a) 出願人は標章の特徴として色彩を主張する。
主張に係る色彩又はその組み合わせ

- (b) 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示（特定の指定締約国により要求される場合）

9. その他の表示

- (a) 標章の音訳（この情報は、本標章がラテン文字、アラビア数字あるいはローマ数字以外の文字要素で成り立っているか、あるいはそれらを含んでいる場合に必須である）

Hatsumei

- (b) 標章の翻訳（特定の指定締約国が求める場合。翻訳を表示するときは、本欄(c)のボックスにチェックしてはならない）

(i) 英語訳: invention

(ii) 仏語訳:

(iii) スペイン語
訳:

- (c) 標章に含まれている文字が意味を持たない造語を含む
（それゆえ翻訳できない場合。
本欄(b)に翻訳を表示したときは、このボックスにチェックしてはならない。）

(d) Where applicable, check the relevant box(es) below:

Three-dimensional mark

基礎出願又は基礎登録の標章が、「立体商標」、「音商標」、「団体標章、地域団体商標」である場合に、該当箇所をチェックします

Sound mark

Collective mark, certification mark, or guarantee mark

(e) Description of the mark (as may be required for certain designations)

(i) Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable (**only use this item** if the Office of origin requires to include this description in the international application for the purposes of item 13(a)(ii) of this form):

基礎に「商標の詳細な説明」が含まれている場合に、必ずその内容を英訳して記載します
(動き・ホログラム・立体・音・位置商標等)

(ii) Voluntary description of the mark (any description of the mark by words, including the description contained in the basic application or registration, if you were not required to provide this description in item (e)(i) above):

基礎に「商標の詳細な説明」が含まれていない場合で、国際登録出願に商標の説明を含めることを希望する場合に記載します

(f) Verbal elements of the mark (where applicable):

国際事務局は、第7欄の標章の重要な言語要素を取り出し、案件特定のために Madrid Monitor や通報において記載します
標章が装飾した文字である場合や標章に多くの文字要素が含まれる場合等は、国際事務局が誤って記載してしまう恐れがありますので、標章の重要な言語要素を記載することを推奨します

(g) The applicant wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark:

(d) 該当する場合、以下のボックスにチェックする:

- 立体標章
- 音響標章
- 団体標章、証明標章又は保証標章

(e) 標章の記述 (特定の指定締約国により要求される場合)

- (i) 基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述 (本国官庁が、第 13 欄(a)(ii)に記載の目的で、国際出願に本欄の記述を含めることを要求する場合にのみ使用する)

- (ii) 任意の標章の記述 (文字によるあらゆる標章の記述、本欄(e)(i)の記述を要求されていない場合には基礎出願又は基礎登録に含まれる記述も含む)

(f) 標章の言語要素 (該当するとき)

(g) 出願人は標章の次の要素について保護の放棄を希望する

10. GOODS AND SERVICES¹³**(a) List below the class(es) and goods and services to be covered by the international registration:**Class: Goods and Services¹⁵:

1	Beer-clarifying and preserving agents.
3	Perfumery.
7	Beer pumps; bottle sealing machines.
25	Clothing; garters; sock suspenders; suspenders [braces]; belts for clothing; boots for sports.

- 本国官庁がMM2を受理する日に有効なニース分類(商品・サービスの国際分類表)の版に基づき分類してください
- 商品区分が複数ある場合は、番号順(小さい順)に記載してください
- 区分の商品の最初のみ大文字を使用し、二つ目以降は小文字を使用してください
- 商品(役務)ごとにセミコロン(;)で区切ってください(例. “Clothing; garters; ...”)
- 一の商品(役務)表示内の要素を分ける際には、カンマ(,)を使用してください(例. “Retail services or wholesale services for clocks, watches, spectacles and eyeglasses; retail services for ...”)
- 商品表示は、複数形を使用することが国際事務局により推奨されています(例. “sock suspenders”。ただし、“clothing”や“bread”等の不可算なもの等を除く)
- 分類上曖昧な用語(例えば、“Bags and the like”)は、頻繁に表示欠陥の対象となります
- 提出する前に、スペルや文法に誤りがないか再度ご確認ください(例. “accommodation”)
- 記載しきれない場合は頁下の口をチェックし、連続用紙に記載してください
- 商品(役務)の下に波線や点線を記載すると、データを取り込む際に支障が生じ、誤登録の可能性が高まりますので記載しないでください

(b) The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designations, as follows:

Designation:	Class(es) or class(es) and goods and services for this designation:
EM	Class 1,7 and 25
US	Class 1 remains unchanged Class25 T-shirts.

限定の対象となる
国名を記載してく
ださい

If the space provided is not sufficient, check the box and use a **continuation sheet**.

¹³ You can use the Madrid Goods and Services Manager (MGS) to find indications accepted by WIPO. In MGS, you can also find acceptance information for selected Offices. MGS is available at www.wipo.int/mgs.

¹⁴ Use font “Courier New” or “Times New Roman”, size 12 pt., or larger.

¹⁵ Use semicolon (;) to separate indications or goods or services listed in a given class. For example:

09 Screens for photoengraving; computers.

35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

10. 商品及び役務¹³(a) 国際登録を求める類並びに商品及び役務を以下に示す¹⁴

類	商品及び役務 ¹⁵ :
1	Beer-clarifying and preserving agents.
3	Perfumery.
7	Beer pumps; bottle sealing machines.
25	Clothing; garters; sock suspenders; suspenders [braces]; belts for clothing; boots for sports.

(b) 出願人は、以下の通り、指定締約国に関し商品又は役務のリストを限定する

締約国	当該締約国で保護を求める類並びに商品及び役務
EM	Class 1, 7 and 25
US	Class 1 remains unchanged Class25 T-shirts.

 記載欄が不足した場合は、ボックスにチェックし連続用紙を使用する。

¹³ Madrid Goods and Services Manager (MGS) を使って、WIPO に受け入れられている表示を探することができます。MGS では選択した締約国官庁での受け入れ情報も見つけることができます。MGS は www.wipo.int/mgs を参照。

¹⁴ フォントは "Courier New "または "Times New Roman "を使用し、サイズは 12pt.またはそれ以上の大きさを使用してください。

¹⁵ 所定のクラスに記載されている表示や商品・サービスを区切るには、セミコロン (;) を使用してください。例えば、

09 Screens for photoengraving; computers.

35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

11. DESIGNATIONS¹⁶

Check the corresponding boxes:

- | | | | |
|---|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> AE United Arab Emirates | <input type="checkbox"/> DZ Algeria | <input type="checkbox"/> KZ Kazakhstan | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> AF Afghanistan | <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> LA Lao People's Democratic Republic | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> AG Antigua and Barbuda | <input checked="" type="checkbox"/> EM European Union ^a | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation |
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LR Liberia | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LS Lesotho ^b | <input type="checkbox"/> SD Sudan |
| <input type="checkbox"/> AT Austria | <input checked="" type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> AU Australia | <input type="checkbox"/> GB United Kingdom ^{b,j} | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SG Singapore ^b |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> GG Guernsey ^{b,k} | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SL Sierra Leone |
| <input type="checkbox"/> BH Bahrain | <input type="checkbox"/> GM Gambia | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SM San Marino |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam ^b | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> MG Madagascar | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> BQ Bonaire, Saint Eustatius and Saba ^{f,g} | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK North Macedonia | <input type="checkbox"/> SX Sint Maarten (Dutch part) ^f |
| <input type="checkbox"/> BR Brazil ^{e,h} | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> BT Bhutan | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> MU Mauritius | <input type="checkbox"/> SZ Eswatini |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> IE Ireland ^b | <input type="checkbox"/> MW Malawi ^b | <input type="checkbox"/> TH Thailand |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux ⁱ | <input type="checkbox"/> IL Israel | <input type="checkbox"/> MX Mexico | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> BY Belarus | <input type="checkbox"/> IN India ^b | <input type="checkbox"/> MY Malaysia ^b | <input type="checkbox"/> TM Turkmenistan |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize ^b | <input type="checkbox"/> IR Iran (Islamic Republic of) | <input type="checkbox"/> MZ Mozambique ^b | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> CA Canada | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> TR Türkiye |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TT Trinidad and Tobago ^b |
| <input type="checkbox"/> CL Chile | <input type="checkbox"/> JM Jamaica | <input type="checkbox"/> NZ New Zealand ^b | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input checked="" type="checkbox"/> CN China | <input type="checkbox"/> JP Japan | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization (OAPI) ^c | <input checked="" type="checkbox"/> US United States of America ^d |
| <input type="checkbox"/> CO Colombia | <input type="checkbox"/> KE Kenya | <input type="checkbox"/> OM Oman | <input type="checkbox"/> UZ Uzbekistan |
| <input type="checkbox"/> CU Cuba ^e | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> PH Philippines | <input type="checkbox"/> VN Viet Nam |
| <input type="checkbox"/> CV Cabo Verde ^b | <input type="checkbox"/> KH Cambodia | <input type="checkbox"/> PK Pakistan ^b | <input type="checkbox"/> WS Samoa |
| <input type="checkbox"/> CW Curaçao ^f | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PL Poland | <input type="checkbox"/> ZM Zambia |
| <input type="checkbox"/> CY Cyprus | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PT Portugal | <input type="checkbox"/> ZW Zimbabwe |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | | <input type="checkbox"/> QA Qatar | |
| <input checked="" type="checkbox"/> DE Germany | | | |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | | | |

¹⁶ You can find information on the procedures in national or regional offices in the Member Profile Database, available at www.wipo.int/madrid/memberprofiles.

11. 指定締約国¹⁶

該当するボックスをチェックする:

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> AE アラブ首長国連邦 | <input type="checkbox"/> DZ アルジェリア | <input type="checkbox"/> KZ カザフスタン | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア |
| <input type="checkbox"/> AF アフガニスタン | <input type="checkbox"/> EE エストニア ^h | <input type="checkbox"/> LA ラオス | <input type="checkbox"/> RS セルビア |
| <input type="checkbox"/> AG アンティグア・バーブーダ | <input type="checkbox"/> EG エジプト | <input type="checkbox"/> LI リヒテンシュタイン | <input type="checkbox"/> RU ロシア |
| <input type="checkbox"/> AL アルバニア | <input checked="" type="checkbox"/> EM 欧州連合 | <input type="checkbox"/> LR リベリア | <input type="checkbox"/> RW ルワンダ |
| <input type="checkbox"/> AM アルメニア | <input type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> LS レソト ^b | <input type="checkbox"/> SD スーダン |
| <input type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> FI フィンランド | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> AU オーストラリア | <input checked="" type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトヴィア | <input type="checkbox"/> SG シンガポール ^b |
| <input type="checkbox"/> AZ アゼルバイジャン | <input type="checkbox"/> GB 英国 ^{b,k} | <input type="checkbox"/> MA モロッコ | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| <input type="checkbox"/> BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | <input type="checkbox"/> GE ジョージア | <input type="checkbox"/> MC モナコ | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> GG ガーンジー ^{-b,l} | <input type="checkbox"/> MD モルドバ | <input type="checkbox"/> SL シエラレオネ |
| <input type="checkbox"/> BH バーレーン | <input type="checkbox"/> GH ガーナ | <input type="checkbox"/> ME モンテネグロ | <input type="checkbox"/> SM サンマリノ |
| <input type="checkbox"/> BN ブルネイ ^b | <input type="checkbox"/> GM ガンビア | <input type="checkbox"/> MG マダガスカル | <input type="checkbox"/> ST サントメ・プリンシペ |
| <input type="checkbox"/> BQ ボネール島, シントエスタティウス島, サハ島 ^{f,g} | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MK 北マケドニア | <input type="checkbox"/> SX シント・マルテン島 (オランダ領) ^f |
| <input type="checkbox"/> BR ブラジル ^{e,hi} | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> MN モンゴル | <input type="checkbox"/> SY シリア |
| <input type="checkbox"/> BT ブータン | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> MU モーリシャス | <input type="checkbox"/> SZ エスワティニ |
| <input type="checkbox"/> BW ボツワナ | <input type="checkbox"/> ID インドネシア | <input type="checkbox"/> MW マラウイ ^b | <input type="checkbox"/> TH タイ |
| <input type="checkbox"/> BX ベネルクス ^j | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ^b | <input type="checkbox"/> MX メキシコ | <input type="checkbox"/> TJ タジキスタン |
| <input type="checkbox"/> BY ベラルーシ | <input type="checkbox"/> IL イスラエル | <input type="checkbox"/> MY マレーシア ^b | <input type="checkbox"/> TM トルクメニスタン |
| <input type="checkbox"/> BZ ベリーズ ^b | <input type="checkbox"/> IN インド ^{b,h} | <input type="checkbox"/> MZ モザンビーク ^b | <input type="checkbox"/> TN チュニジア |
| <input type="checkbox"/> CA カナダ | <input type="checkbox"/> IR イラン | <input type="checkbox"/> NA ナミビア ^h | <input type="checkbox"/> TR トルコ |
| <input type="checkbox"/> CH スイス | <input type="checkbox"/> IS アイスランド | <input type="checkbox"/> NO ノルウェー | <input type="checkbox"/> TT トリニダード・トバゴ ^b |
| <input type="checkbox"/> CL チリ | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> NZ ニュージーランド ^b | <input type="checkbox"/> UA ウクライナ |
| <input checked="" type="checkbox"/> CN 中国 | <input type="checkbox"/> JM ジャマイカ | <input type="checkbox"/> OA アフリカ知的所有権機関 (OAPI) ^c | <input checked="" type="checkbox"/> US 米国 ^d |
| <input type="checkbox"/> CO コロンビア | <input type="checkbox"/> JP 日本 | <input type="checkbox"/> OM オマーン | <input type="checkbox"/> UZ ウズベキスタン |
| <input type="checkbox"/> CU キューバ ^e | <input type="checkbox"/> KE ケニア | <input type="checkbox"/> PH フィリピン ^h | <input type="checkbox"/> VN ベトナム |
| <input type="checkbox"/> CV カーボベルデ ^b | <input type="checkbox"/> KG キルギス | <input type="checkbox"/> PK パキスタン ^b | <input type="checkbox"/> WS サモア |
| <input type="checkbox"/> CW キュラソー島 ^f | <input type="checkbox"/> KH カンボジア | <input type="checkbox"/> PL ポーランド | <input type="checkbox"/> ZM ザンビア |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> KP 北朝鮮 | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル | <input type="checkbox"/> ZW ジンバブエ |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ | <input type="checkbox"/> KR 韓国 | <input type="checkbox"/> QA カタール | |
| <input checked="" type="checkbox"/> DE ドイツ | | | |
| <input type="checkbox"/> DK デンマーク | | | |

¹⁶ マドリッド制度の加盟国における手続に関する情報は、次のウェブサイトを参照。 www.wipo.int/madrid/memberprofiles

- ^a The designation of the **European Union** covers its Member States (Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands (Kingdom of the), Poland, Portugal, Romania, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden).

If the **European Union** is designated, it is compulsory to indicate a second language before the Office of the European Union, among the following (check one box only):

French German Italian Spanish

Moreover, if the applicant wishes to claim the **se** **EM (欧州連合)を指定締約国とした場合、第2言語の選択が必要です** European Union, the **official form MM17 must be annexed** to the present international application.

- ^b By designating **Belize, Brunei Darussalam, Cabo Verde, Guernsey, India, Ireland, Lesotho, Malawi, Malaysia, Mozambique, New Zealand, Pakistan, Singapore, Trinidad and Tobago** or the **United Kingdom**, the applicant declares that the applicant has the intention that the mark will be used by the applicant or with the applicant's consent in that country/territory in connection with the goods and services identified in this application.
- ^c The designation of the African Intellectual Property Organization (**OAPI**) covers the following Member States: Benin, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Chad, Comoros, Congo, Côte d'Ivoire, Equatorial Guinea, Gabon, Guinea, Guinea-Bissau, Mali, Mauritania, Niger, Senegal, Togo.
- ^d If the **United States of America** is designated, it is **compulsory to annex** to the present international application the official form (**MM18**) containing the declaration of intention to use the mark required by this Contracting Party. Item 2(e) of the present form should also be completed.
- ^e **Brazil** and **Cuba** have made a notification under Rule 34(3)(a) of the Regulations. Their respective **individual fees are payable in two parts**. Therefore, if **Brazil** or **Cuba** is designated, only the first part of the applicable individual fee is payable at the time of filing the present international application. The second part will have to be paid only if the Office of the Contracting Party concerned is satisfied that the mark which is the subject of the international registration qualifies for protection. The date by which the second part must be paid, and the amount due, will be notified to the holder of the international registration at a later stage.
- ^f Territorial entity previously part of the former Netherlands Antilles.
- ^g Protection in **BQ** (Bonaire, Saint Eustatius and Saba) is granted automatically with the designation (see [Information Notice No. 27/2011](#)).
- ^h By designating **Brazil**, the applicant declares that the applicant, or a company controlled by the applicant, effectively and lawfully conducts business in connection with the goods and services for which Brazil is being designated; and, agrees to receive notifications, including summons, not covered by the Madrid Protocol concerning the international registration of the mark that is the subject of this international application, issued in judicial proceedings held in Brazil, by post.
- ⁱ The designation of **Benelux** covers the following States: Belgium, Luxembourg and Netherlands (Kingdom of the).
- ^j The designation of the **United Kingdom** covers England, Wales, Scotland, Northern Ireland, the British Overseas Territory of the Falkland Islands (Malvinas) and Gibraltar, as well as the two British Crown Dependencies of the Isle of Man and Jersey (see Information Notices No. [38/2015](#) and [77/2020](#)).
- ^k The Bailiwick of **Guernsey** is a self-governing British Crown Dependency (see Information Notice No. [77/2020](#)).

12. SIGNATURE OF THE APPLICANT AND/OR THEIR REPRESENTATIVE

If required or allowed by the Office of origin.

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Signature:

	2020年12月28日以降に特許庁が受領する MM2については署名/押印が不要になりました (本欄は空欄で構いません)
--	---

- a **欧州連合**の指定は、以下の加盟国を含む（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン）。

欧州連合を指定する場合、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に対し次の中から第2言語の指示（1つのボックスのみチェック）を義務づけている。

仏語 独語 伊語 スペイン語

加えて、出願人が、欧州連合の構成国又はそれらの国に関して先行商標登録の**優先順位**の主張を望む場合は、**公式様式 MM17** をこの国際出願に添付して提出しなければならない。

- b **ベリーズ、ブルネイ、カーボベルデ、ガーンジー、インド、アイルランド、レソト、マラウイ、マレーシア、モザンビーク、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール、トリニダード・トバゴ、又は英国**を指定する事により、出願人はこれらの国/領域において標章を当該出願にかかる商標又は役務について同人又は同人の承諾により使用する意思を宣言することとなる。
- c **アフリカ知的所有権機関 (OAPI)**の指定は、以下の加盟国を含む：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。
- d **米国**を指定国とする場合、米国によって要求される**標章を使用する意思の宣言書 (MM18)** を当該出願に添付しなければならない。また、第2欄(e)も記載しなければならない。
- e **ブラジル及びキューバ**は議定書規則第 34(3)(a)による宣言を行っているため、これら指定締約国に関する個別手数料は**二段階納付制**となっている。よって、**ブラジル又はキューバ**を指定する場合、この国際出願時には個別手数料の第一段階部分のみの支払が必要である。個別手数料の第二段階部分については、これら指定締約国官庁が当該国際登録の標章の保護を認めた場合のみ支払わなければならない。個別手数料の第二段階部分の支払期限日とその額については、後に国際登録の名義人に通知される。
- f 以前は旧オランダ領アンティルの一部であった。
- g ボネール島、シントユースタティウス島、サバ島における保護は、**BQ** の指定によって自動的に与えられる(参照：[Information Notice No. 27/2011](#))。
- h **ブラジル**を指定することにより、出願人は、出願人もしくは出願人により管理される企業が、ブラジルの指定にかかる商品及び役務に関して、有効かつ合法的に事業を行っている旨を宣言することとなる。さらに出願人は、ブラジルでの司法手続において発行される、本国際出願の対象となる標章の国際登録に関するマドリッド議定書ではカバーされない呼出状を含む通知を、郵送で受け取ることに同意することになる。
- i **ベネルクス**の指定は以下の国家を含む：ベルギー、ルクセンブルク、オランダ。
- j **英国**の指定は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、フォークランド諸島の英国海外領土（マルビナス）、ジブラルタル、およびマン島とジャージーの2つの英国王室属領を含む(参照 [Information Notices No. 38/2015 and 77/2020](#))。
- k **ガーンジー**代官管轄区は自治の英国王室属領である (参照：[Information Notice No. 77/2020](#))。

12. 出願人及び／又は代理人の押印又は署名

本国官庁が要求する又は認める場合

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します
署名

13. CERTIFICATION AND SIGNATURE OF THE INTERNATIONAL APPLICATION BY THE OFFICE OF ORIGIN

この欄は特許庁が使用しますので記入はできません(出願人等記載不可)

(a) Certification. The Office of origin certifies:

- (i) That the request to present this application was received on (dd/mm/yyyy):

- (ii) that the applicant named in item 2 is the same as the applicant named in the basic application or the holder named in the basic registration mentioned in item 5, as the case may be,

that any indication given in item 7(c), 9(d) or 9(e)(i) appears also in the basic application or the basic registration, as the case may be,

that the mark in item 7(a) is corresponds to the mark in the basic application or the basic registration, as the case may be,

that, if color is claimed as a distinctive feature of the mark in the basic application or the basic registration, or the mark in the basic application or basic registration is applied to be or is protected in color, a color claim is included in item 8 or that, if color is claimed in item 8 without having being claimed in the basic application or basic registration, the mark in the basic application or basic registration is in fact in the color or combination of colors claimed, and

that the goods and services listed in item 10 are covered by the list of goods and services appearing in the basic application or basic registration, as the case may be.

Where the international application is based on two or more basic applications or basic registrations, the above declaration shall be deemed to apply to all those basic applications or basic registrations.

(b) Name of the Office:

(c) Name and signature of the official signing on behalf of the Office:

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

(d) E-mail address of the contact person in the Office:

13. 本国官庁による国際出願の証明及び署名

(a) 証明 本国官庁は以下について証明する

(i) 本出願の申請は以下の日程に受理された

(ii) 第 2 欄に記載された出願人は、第 5 欄に記載された基礎出願の出願人又は基礎登録の名義人で同一であること、

第 7 欄(c)、第 9 欄(d)又は第 9 欄(e)(i)において示された表示は、基礎出願又は基礎登録においても表示されている、

第 7 欄(a)の標章は、基礎出願又は基礎登録のものと同一であること、

色彩が基礎出願又は基礎登録における標章の独特の特徴として主張されるとき又は基礎出願若しくは基礎登録の標章に色彩付きで出願されている若しくは保護されているときは、同一の主張が第 8 欄に含まれる、又は、第 8 欄に記載した色彩の主張は基礎出願若しくは基礎登録に含まれていないが、標章が事実上主張された色彩又は色彩の組み合わせにあること、

第 10 欄に掲げられた商品及び役務は、基礎出願又は基礎登録に表示された商品及び役務のリストに含まれていること。

国際登録が 2 以上の基礎出願又は基礎登録に基づく場合には、上述の宣言は全ての基礎出願又は基礎登録に適用されるものとみなす。

(b) 官庁の名称

(c) 氏名及び官庁を代表する公式署名

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します。

(d) 官庁における連絡先 E メールアドレス

METHOD OF PAYMENT

If you want to debit the amount of the fees from your Current Account at WIPO, tick the box and provide the information under item (a). If you have already transferred those amounts to WIPO's bank or postal account, provide as much information as possible under item (b), which would allow WIPO to identify and allocate your payment.

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT AT WIPO

- The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with WIPO (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

(a) 欄をチェックし、口座引き落としした場合、
(b) 欄の記入は不要となります

Holder of the account:	
Account number:	
Identity of the party giving the instructions:	

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER

Identity of the party effecting the payment:	Kokusai Taro	支払者名を記載してください
--	--------------	---------------

Payment received and acknowledged by WIPO	<input type="checkbox"/>	WIPO receipt number	年月日欄には送金依頼日を記載してください 「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、 年は4桁のアラビア数字で記載してください
Payment made to WIPO bank account Account name: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A	<input checked="" type="checkbox"/>	Payment identification	dd/mm/yyyy 15/07/2025
Payment made to WIPO postal account (within Europe only) Account name: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE	<input type="checkbox"/>	Payment identification	日本からの支払いには、使用できません

支払方法

国際事務局の当座口座から手数料を引き落とす場合、(a)の項目にチェックを入れ、情報を提供してください。既に国際事務局の銀行あるいは郵便局の口座にそれらの金額を送金している場合には、国際事務局があなたの支払を特定し割り当てられるような情報を(b)の欄に可能な限り記入してください。

(a) WIPO 当座口座からの引き落としの表示

- 国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)

口座名義人	
口座番号	
口座引き落とし指示者	

(b) 銀行または郵便での送金

支払を行う当事者の身元	Kokusai Taro
-------------	--------------

WIPO により受領・確認された支払	<input type="checkbox"/>	WIPO 受領番号	
WIPO 銀行口座への支払 口座名: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A	<input checked="" type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年 15/07/2025
WIPO 郵便口座への支払 (欧州域内のみ) 口座名: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE	<input type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年

手数料計算シート

手数料の額(参照: 料金計算システム (Fee Calculator) :

<https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)

基本手数料: 標章の複製が白黒の場合には 653 スイスフラン、標章の複製が色彩を有する場合には 903 スイスフラン (国際連合作成のリスト (www.wipo.int/ldcs/en/country)) に従い、本国が後発開発途上国の出願人によって提出される国際出願: 標章の複製が白黒の場合には 65 スイスフラン、標章の複製が色彩を有する場合には 90 スイスフラン)	653
---	------------

付加及び追加手数料

付加手数料が適用される指定国の数	付加手数料	付加手数料の合計	
2 x	100 スイスフラン	200	200
3 区分を越える商品及び役務の類の数	追加手数料	追加手数料の合計	
1 x	100 スイスフラン	100	100

個別手数料 (スイスフラン)¹⁷:

指定締約国	個別手数料	指定締約国	個別手数料
China	624		
European Union	981		
United States of America	1060		
個別手数料の合計			2,665
総計 (スイスフラン)			3,618

¹⁷ 本国官庁が議定書および協定に拘束される場合には、両条約に拘束される指定締約国に対し、個別料金が宣言されているときでも、標準手数料を支払うことになります。

CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS

出願人が複数の場合に使用する連続用紙です
 次ページを含めて2頁で構成されています
 出願人の人数分作成してください
 出願人が1者の場合には、この連続用紙は提出しないでください

Please, complete a separate continuation sheet for each applicant.

APPLICANT No. of

(a) **Name:**

出願人の合計が2者の場合、本欄は「2 of 2」、
 出願人の合計が3者の場合、本欄は、「2 of 3」「3 of 3」と記載

(b) **Address:**

原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください
 市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください

(c) **E-mail address¹⁸:**

他の出願人や代理人のEメールアドレスとは異なるアドレスを記載してください

(d) **Telephone number¹⁹:**

(e) **Nationality or legal nature and State of organization²⁰:**

米国、シンガポールが指定締約国の場合は記載するようにしてください

(i) If the applicant is a **natural person**, indicate the nationality of the applicant:

Nationality of the applicant:	<input type="text"/>
-------------------------------	----------------------

(ii) If the applicant is a **legal entity**, provide **both** of the following indications:

Legal nature of the legal entity:	<input type="text"/>
State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized:	<input type="text"/>

¹⁸ You **must** indicate the e-mail address of each applicant. Where there is more than one applicant, each applicant must provide their own e-mail address, which must be different from each other and their representative, if any. The applicant must ensure that the e-mail address indicated here is correct and kept up to date.

WIPO will send all communications concerning the international application and the resulting international registration **only** to the e-mail address of the applicant named first in item 2 of the attached form, unless an alternative e-mail address for correspondence is indicated in item 2(g)(ii) or a representative is appointed in item 4.

¹⁹ Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach you if needed.

²⁰ These indications may be required for certain designations; only provide indications in either item (i) or item (ii) but not in both items.

複数の出願人用の連続用紙

No. of

それぞれの出願人について別の連続用紙に記載してください。

出願人 No. of

(a) 氏名
(名称):

(b) 住所（居所）：

(c) E メールアドレス ¹⁸:

(d) 電話番号 ¹⁹:

(e) 出願人の国籍、又は法人の法的性質と国 ²⁰:

(i) 出願人が自然人である場合には、出願人の国籍

出願人の国籍	<input type="text"/>
--------	----------------------

(ii) 出願人が法人である場合には、以下両方を記載してください。

法人の法的性質	<input type="text"/>
その法律に基づいて法人が 設立された国、該当する場 合には当該国における地域 (州、地方など)	<input type="text"/>

¹⁸ 各出願人の E メールアドレスを記入しなければなりません。複数の出願人がいる場合は、それぞれの出願人が自分の E メールアドレスを記入する必要がありますが、その E メールアドレスは、お互いに異なるものでなければならず、また、代理人がいる場合はその代理人とも異なるものでなければなりません。出願人は、ここに記載された E メールアドレスが正確であり、最新のものであることを確認しなければなりません

WIPO は、第 2(g)(ii)項で通信のための別の E メールアドレスが示されるか、第 4 項で代理人が指定されない限り、国際出願及びその結果としての国際登録に関するすべての通信を、添付様式の第 2 項で最初に指定された出願人の E メールアドレスにのみ送信します。

¹⁹ 電話番号の記載は必須ではありませんが、記載があれば必要に応じて WIPO があなたに連絡を取ることができます。

²⁰ 特定の指定締約国にてこれらの表示が必要とされる場合があります。項目(i)または項目(ii)のいずれかの表示のみを提供してください。両方の項目に表示することはできません。

ENTITLEMENT TO FILE

(a) Check the appropriate box:

- (i) where the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 of the attached form is a State, the applicant is a national of that State; or
- (ii) where the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 of the attached form is an organization, the name of the State of which the applicant is a national:
 ; or
- (iii) the applicant is domiciled in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 of the attached form; or
- (iv) the applicant has a real and effective industrial or commercial establishment in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1 of the attached form.

(b) Where the address of the applicant, given above, is not in the territory of the Contracting Party of the Office of origin mentioned in item 1, indicate in the space provided below:

- (i) if the box in paragraph (a)(iii) above, has been checked, the domicile of the applicant in the territory of that Contracting Party of the Office of origin, or,
- (ii) if the box in paragraph (a)(iv) above, has been checked, the address of the applicant's industrial or commercial establishment in the territory of that Contracting Party of the Office of origin.

出願の資格

(a) 対応するボックスにチェックすること

(i) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国が国の場合、出願人はその国の国民である；又は

(ii) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国が機関である場合、出願人が国民である国の名称

又は

(iii) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国に出願人は住所を有している、又は

(iv) 第 1 欄にいう本国官庁の締約国の領域内において出願人は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している。

(b) 第 2 欄(b)における出願人の住所が第 1 欄にいう本国官庁の締約国と相違する場合には、以下の欄に表示する事:

(i) 本欄(a)(iii)のボックスにチェックした場合には、その本国官庁の締約国の領域内における出願人の住所、又は

(ii) 本欄(a)(iv)のボックスにチェックした場合には、その本国官庁の締約国の領域内における出願人の工業上若しくは商業上の営業所の住所

CONTINUATION SHEET

No. of

5. BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION

Basic application
number:Date of the basic
application
(dd/mm/yyyy):Basic registration
number:

(dd/mm/yyyy):

・出願人欄以外の記載欄が不足した場合には、こちらの連続用紙を使用してください
 ・どの項目に関する記載かわかるように、項番とタイトルを記載してください
 ・連続用紙を使用しない場合、この用紙は提出しないでください

6. PRIORITY CLAIMED

 The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below:

Office of earlier filing:

Number of earlier filing
(if available):Date of earlier filing
(dd/mm/yyyy):

If the earlier filing does not relate to all the goods and services listed in item 10,
 indicate in the space provided below the goods and services to which it does relate:

 If several priorities are claimed above, check this box and use a continuation sheet giving the information required for each priority claimed.

連続用紙

No. 1 of 1

5. 基礎出願又は基礎登録

基礎出願の番号	2025-012346	基礎出願の日 (日/月/年):	17/04/2025
基礎登録の番号		基礎登録の日 (日/月/年):	

6. 優先権の主張

出願人は以下に言及した先の出願に係る優先権を主張する

優先権に係る出願がなされた官庁

Japan

優先権に係る出願の番号 (可能な場合)

2025-012346

優先権に係る出願の日 (日/月/年):

17/04/2025

優先権の主張が本様式第 10 欄に掲げられた全ての商品及び役務に関係しない場合には、優先権の主張に係る使用品及び役務を以下の欄に表示する

All goods in class 25

複数の優先権を主張する場合、ボックスにチェックし、各優先権主張に関する上記要求情報を記載するため連続用紙を使用する。

2. 事後指定書【MM4】

MM4 (E) – DESIGNATION SUBSEQUENT TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION

We strongly recommend that you use the online system for designation when paying the subsequent designation from your current account.

※国際出願が国際登録されてからでないと事後指定はできません
 ※eMadrid等を利用して、直接、国際事務局に事後指定手続をすることも可能です

For use by the holder:

Number of continuation sheets: 連続用紙の枚数を記載してください

Number of MM17 forms: MM17を提出する場合、その枚数を記載してください

MM18 form (if applicable, check the box) 米国を指定する場合、チェックを付けてMM18を提出してください

Holder's reference: MP00021 名義人または代理人が使用する欄です
書類の整理番号を半角で記載可能です

For use by the Office of origin:

Office's reference: 特許庁が庁内整理番号を記載するため使用する欄です
(出願人等記載不可)

1. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER

1234567 国際登録番号を記載してください

2. NAME OF THE HOLDER¹

As **recorded** in the International Register.

HATSUMEI Corporation

¹ Where the international registration is jointly owned, indicate the names of each joint holder as recorded in the international registration here.

MM4 (E) – 事後指定書

事後指定手数料をクレジットカードで支払う場合又は WIPO 当座預金口座から引き落とす場合は、オンラインによる事後指定手続を強くお勧めします。

オンラインによる事後指定手続はこちらから可能です: <https://www.wipo.int/web/emadrid/>

名義人による使用欄:

連続用紙の数:

MM17 様式の数:

MM18 様式 (該当がある場合、チェック)

名義人の整理番号:

官庁による使用欄:

官庁の整理番号:

1. 国際登録番号**2. 名義人の氏名 (名称) ¹**

国際登録簿に記録されているとおり

HATSUMEI Corporation

¹ 国際登録が共同所有されている場合には、ここに、それぞれの名義人の氏名 (名称) を国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

3. DESIGNATIONS²

Check the corresponding boxes:

- | | | | |
|---|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> AE United Arab Emirates | <input type="checkbox"/> DZ Algeria | <input type="checkbox"/> KZ Kazakhstan | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> AF Afghanistan | <input type="checkbox"/> EE Estonia ^h | <input type="checkbox"/> LA Lao People's Democratic Republic | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> AG Antigua and Barbuda | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation |
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input checked="" type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LR Liberia | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LS Lesotho ^b | <input type="checkbox"/> SD Sudan |
| <input type="checkbox"/> AT Austria | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> AU Australia | <input type="checkbox"/> GB United Kingdom ^{b,k} | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SG Singapore ^b |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> GG Guernsey ^{b,l} | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SL Sierra Leone |
| <input type="checkbox"/> BH Bahrain | <input type="checkbox"/> GM Gambia | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SM San Marino |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam ^b | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> MG Madagascar | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> BQ Bonaire, Saint Eustatius and Saba ^{f,g} | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK North Macedonia | <input type="checkbox"/> SX Sint Maarten (Dutch part) ^f |
| <input type="checkbox"/> BR Brazil ^{e,h,i} | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> BT Bhutan | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> MU Mauritius | <input type="checkbox"/> SZ Eswatini |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> IE Ireland ^b | <input type="checkbox"/> MW Malawi ^b | <input type="checkbox"/> TH Thailand |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux ^j | <input type="checkbox"/> IL Israel | <input type="checkbox"/> MX Mexico | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize ^b | <input type="checkbox"/> IN India ^{b,h} | <input type="checkbox"/> MY Malaysia ^b | <input type="checkbox"/> TM Turkmenistan |
| <input type="checkbox"/> BY Belarus | <input type="checkbox"/> IR Iran (Islamic Republic of) | <input type="checkbox"/> MZ Mozambique ^b | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> CA Canada | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NA Namibia ^h | <input type="checkbox"/> TR Türkiye |
| <input checked="" type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TT Trinidad and Tobago ^b |
| <input type="checkbox"/> CL Chile | <input type="checkbox"/> JM Jamaica | <input type="checkbox"/> NZ New Zealand ^b | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input type="checkbox"/> CN China | <input type="checkbox"/> JP Japan | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization (OAPI) ^c | <input type="checkbox"/> US United States of America ^d |
| <input type="checkbox"/> CO Colombia | <input type="checkbox"/> KE Kenya | <input type="checkbox"/> OM Oman | <input type="checkbox"/> UZ Uzbekistan |
| <input type="checkbox"/> CU Cuba ^e | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> PH Philippines ^h | <input type="checkbox"/> VN Viet Nam |
| <input type="checkbox"/> CV Cabo Verde ^b | <input type="checkbox"/> KH Cambodia | <input type="checkbox"/> PK Pakistan ^b | <input type="checkbox"/> WS Samoa |
| <input type="checkbox"/> CW Curaçao ^f | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PL Poland | <input type="checkbox"/> ZM Zambia |
| <input type="checkbox"/> CY Cyprus | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PT Portugal | <input type="checkbox"/> ZW Zimbabwe |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | | <input type="checkbox"/> QA Qatar | |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | | | |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | | | |

² You can find information on the procedures in national or regional offices in the Member Profile Database, available at www.wipo.int/madrid/memberprofiles.

3. 指定締約国²

該当するボックスをチェックする:

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> AE アラブ首長国連邦 | <input type="checkbox"/> DZ アルジェリア | <input type="checkbox"/> KZ カザフスタン | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア |
| <input type="checkbox"/> AF アフガニスタン | <input type="checkbox"/> EE エストニア ^h | <input type="checkbox"/> LA ラオス | <input type="checkbox"/> RS セルビア |
| <input type="checkbox"/> AG アンティグア・バーブーダ | <input type="checkbox"/> EG エジプト | <input type="checkbox"/> LI リヒテンシュタイン | <input type="checkbox"/> RU ロシア |
| <input type="checkbox"/> AL アルバニア | <input type="checkbox"/> EM 欧州連合 ^a | <input type="checkbox"/> LR リベリア | <input type="checkbox"/> RW ルワンダ |
| <input type="checkbox"/> AM アルメニア | <input checked="" type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> LS レソト ^b | <input type="checkbox"/> SD スーダン |
| <input type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> FI フィンランド | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> AU オーストラリア | <input type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトビア | <input type="checkbox"/> SG シンガポール ^b |
| <input type="checkbox"/> AZ アゼルバイジャン | <input type="checkbox"/> GB 英国 ^{b,k} | <input type="checkbox"/> MA モロッコ | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| <input type="checkbox"/> BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | <input type="checkbox"/> GE ジョージア | <input type="checkbox"/> MC モナコ | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> GG ガーンジー ^{b,l} | <input type="checkbox"/> MD モルドバ | <input type="checkbox"/> SL シエラレオネ |
| <input type="checkbox"/> BH バーレーン | <input type="checkbox"/> GH ガーナ | <input type="checkbox"/> ME モンテネグロ | <input type="checkbox"/> SM サンマリノ |
| <input type="checkbox"/> BN ブルネイ ^b | <input type="checkbox"/> GM ガンビア | <input type="checkbox"/> MG マダガスカル | <input type="checkbox"/> ST サントメ・プリンシパル |
| <input type="checkbox"/> BQ ボネール島, シントエースタティウス島, サバ島 ^{f,g} | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MK 北マケドニア | <input type="checkbox"/> SX シント・マルテン島 (オランダ領) ^f |
| <input type="checkbox"/> BR ベリーズ | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> MN モンゴル | <input type="checkbox"/> SY シリア |
| <input type="checkbox"/> BR ブラジル ^{e,h,i} | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> MU モーリシャス | <input type="checkbox"/> SZ エスワティニ |
| <input type="checkbox"/> BT ブータン | <input type="checkbox"/> ID インドネシア | <input type="checkbox"/> MW マラウイ ^b | <input type="checkbox"/> TH タイ |
| <input type="checkbox"/> BW ボツワナ | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ^b | <input type="checkbox"/> MX メキシコ | <input type="checkbox"/> TJ タジキスタン |
| <input type="checkbox"/> BX ベネルクス ^j | <input type="checkbox"/> IL イスラエル | <input type="checkbox"/> MY マレーシア ^b | <input type="checkbox"/> TM トルクメニスタン |
| <input type="checkbox"/> BZ ベリーズ ^b | <input type="checkbox"/> IN インド ^{b,h} | <input type="checkbox"/> MZ モザンビーク ^b | <input type="checkbox"/> TN チュニジア |
| <input type="checkbox"/> BY ベラルーシ | <input type="checkbox"/> IR イラン | <input type="checkbox"/> NA ナミビア ^h | <input type="checkbox"/> TR トルコ |
| <input type="checkbox"/> CA カナダ | <input type="checkbox"/> IS アイスランド | <input type="checkbox"/> NO ノルウェー | <input type="checkbox"/> TT トリニダード・トバゴ ^b |
| <input checked="" type="checkbox"/> CH スイス | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> NZ ニューゼーランド ^b | <input type="checkbox"/> UA ウクライナ |
| <input type="checkbox"/> CL チリ | <input type="checkbox"/> JM ジャマイカ | <input type="checkbox"/> OA アフリカ知的所有権機関 (OAPI) ^c | <input type="checkbox"/> US 米国 ^d |
| <input type="checkbox"/> CN 中国 | <input type="checkbox"/> JP 日本 | <input type="checkbox"/> OM オマーン | <input type="checkbox"/> UZ ウズベキスタン |
| <input type="checkbox"/> CO コロンビア | <input type="checkbox"/> KE ケニア | <input type="checkbox"/> PH フィリピン ^h | <input type="checkbox"/> VN ベトナム |
| <input type="checkbox"/> CU キューバ ^e | <input type="checkbox"/> KG キルギス | <input type="checkbox"/> PK パキスタン ^b | <input type="checkbox"/> WS サモア |
| <input type="checkbox"/> CV カーボベルデ ^b | <input type="checkbox"/> KH カンボジア | <input type="checkbox"/> PL ポーランド | <input type="checkbox"/> ZM ザンビア |
| <input type="checkbox"/> CW キュラソー島 ^f | <input type="checkbox"/> KP 北朝鮮 | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル | <input type="checkbox"/> ZW ジンバブエ |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> KR 韓国 | <input type="checkbox"/> QA カタール | |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ | | | |
| <input type="checkbox"/> DE ドイツ | | | |
| <input type="checkbox"/> DK デンマーク | | | |

² マドリッド制度の加盟国における手続に関する情報は次のウェブサイトを参照。www.wipo.int/madrid/memberprofiles

- a The designation of the **European Union** covers its Member States (Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands (Kingdom of the), Poland, Portugal, Romania, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden).

If the **European Union** is designated, it is compulsory to indicate a second language before the Office of the European Union. The second language must be chosen from among the following five languages, but may not be the language of the international application from which the international registration indicated in item 1 resulted, regardless of the language of the present subsequent designation. Thus, for example, if the international application was filed in French and this subsequent designation is in English, French may not be selected as the second language (check one box only):

English French German Italian Spanish

Moreover, if the applicant wishes to claim the **EM (欧州連合)**を指定締約国とした場合、第 2 言語の選択が必要です

- b By designating **Belize, Brunei Darussalam, Cabo Verde, Guernsey, India, Ireland, Lesotho, Malawi, Malaysia, Mozambique, New Zealand, Pakistan, Singapore, Trinidad and Tobago** or the **United Kingdom**, the holder declares that he/she has the intention that the mark will be used by him/her or with his/her consent in that country/territory in connection with the goods and services identified in the present subsequent designation.
- c The designation of the African Intellectual Property Organization (**OAPI**) covers the following Member States: Benin, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Chad, Comoros, Congo, Côte d'Ivoire, Equatorial Guinea, Gabon, Guinea, Guinea-Bissau, Mali, Mauritania, Niger, Senegal, Togo.
- d If the **United States of America** is designated, it is **compulsory to annex** to the present international application the official form (**MM18**) containing the declaration of intention to use the mark required by this Contracting Party. Item 5(a) of the present form should also be completed.
- e **Cuba** and **Brazil** have made a notification under Rule 34(3)(a) of the Common Regulations. Their respective **individual fees are payable in two parts**. Therefore, if **Cuba** or **Brazil** is designated, only the first part of the applicable individual fee is payable at the time of filing the present international application. The second part will have to be paid only if the Office of the Contracting Party concerned is satisfied that the mark which is the subject of the international registration qualifies for protection. The date by which the second part must be paid, and the amount due, will be notified to the holder of the international registration at a later stage.
- f Territory of the Contracting Party designated in the present subsequent designation
- g Protected by the Madrid Protocol or to which the Madrid Protocol applies
- h **Brazil** (October 2, 2019) and **Brazil** (October 2, 2019) (see Information Notice No. 38/2015 and 77/2020)
- i By designating **Brazil**, the holder declares that the holder, or a company controlled by the holder, effectively and lawfully conducts business in connection with the goods and services for which Brazil is being designated; and, agrees to receive notifications, including summons, not covered by the Madrid Protocol concerning the international registration of the mark that is the subject of this subsequent designation, issued in judicial proceedings held in Brazil, by post.
- j The designation of **Benelux** covers the following States: Belgium, Luxembourg and Netherlands (Kingdom of the).
- k The designation of the **United Kingdom** covers England, Wales, Scotland, Northern Ireland, the British Overseas Territory of the Falkland Islands (Malvinas) and Gibraltar, as well as the two British Crown Dependencies of the Isle of Man and Jersey (see Information Notices No. 38/2015 and 77/2020).
- l The Bailiwick of **Guernsey** is a self-governing British Crown Dependency (see Information Notice No. 77/2020).

次の国は、当該国で議定書が発効する前の国際登録に基づいて事後指定をすることができません (国際登録日が、以下に記載した各国における議定書発効日以後の日付であれば、当該国際登録に基づく事後指定が可能です)

エストニア(1998年11月18日)、フィリピン(2012年7月25日)、インド(2013年7月8日)、ブラジル(2019年10月2日)

- a **欧州連合**の指定は、以下の加盟国を含む（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン）。

欧州連合を指定する場合、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に対し第2言語の指示を義務づけている。第2言語は、下記の5つの言語から選択しなければならないが、当該事後指定の言語にかかわらず第1欄に示された国際登録の言語は選択できない。例えば、フランス語で出願し、英語で事後指定した場合は、フランス語は第二言語として選択できない（1つのボックスのみにチェック）：

英語 仏語 独語 伊語 スペイン語

加えて、出願人が、欧州連合の構成国又はそれらの国に関して先行商標登録の**優先順位**の主張を望む場合、**公式様式 MM17**をこの事後指定書に添付して提出しなければならない。

- b **ベリーズ、ブルネイ、カーボベルデ、ガーンジー、インド、アイルランド、レソト、マラウイ、マレーシア、モザンビーク、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール、トリニダード・トバゴ、又は英国**を指定する事により、出願人はこれらの国/領域において標章を当該事後指定にかかる商標又は役務について同人又は同人の承諾により使用する意思を宣言することとなる。
- c **アフリカ知的所有権機関 (OAPI)**の指定は、以下の加盟国を含む：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。
- d **米国**を指定国とする場合、米国によって要求される**標章を使用する意思の宣言書 (MM18)**を当該事後指定書に添付しなければならない。また、第5欄(a)も記載しなければならない。
- e **キューバ及びブラジル**は共通規則第34(3)(a)による宣言を行っているため、これら指定締約国に関する**個別手数料は二段階納付制**となっている。よって、**キューバ又はブラジル**を指定する場合、この事後指定時には個別手数料の第一段階部分のみの支払が必要である。個別手数料の第二段階部分については、これら指定締約国官庁が当該国際登録の標章の保護を認めた場合にのみ支払わなければならない。個別手数料の第二段階部分の支払期限日とその額については、後に国際登録の名義人に通知される。
- f 以前は旧オランダ領アンティルの一部であった。
- g ボネール島、シントユースタティウス島、サバ島における保護は、**BQ**の指定によって自動的に与えられる（参照：Information Notice No. [27/2011](#)）。
- h **ブラジル、エストニア、インド、及び、フィリピン**は、議定書第14条(5)にかかる宣言をしている。従って、**ブラジル**については2019年10月2日に行われた国際登録に基づいて、**エストニア**については1998年11月18日に行われた国際登録に基づいて、**インド**については2013年7月8日に行われた国際登録に基づいて、**フィリピン**については2012年7月25日に行われた国際登録に基づいて、事後指定することはできない。
- i **ブラジル**を指定することにより、名義人は、名義人もしくは名義人により管理される企業が、ブラジルの指定にかかる商品及び役務に関して、有効かつ合法的に事業を行っている旨を宣言することとなる。さらに名義人は、ブラジルでの司法手続において発行される、本事後指定の対象となる標章の国際登録に関するマドリッド議定書ではカバーされない呼出状を含む通知を、郵送で受け取ることに同意することになる。
- j **ベネルクス**の指定は以下の国家を含む：ベルギー、ルクセンブルク、オランダ。
- k **英国**の指定は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、フォークランド諸島の英国海外領土（マルビナス）、ジブラルタル、およびマン島とジャージーの2つの英国王室属領を含む（参照：Information Notices No. [38/2015](#) 及び [77/2020](#)）。
- l **ガーンジー**代官管轄区は自治の英国王室属領である（参照：Information Notice No. [77/2020](#)）。

4. GOODS AND SERVICES CONCERNED BY THE SUBSEQUENT DESIGNATION³

Check **only one box**.

- (a) **the subsequent designation is made**, in respect of **all** the Contracting Parties designated in item 3, for **all** the goods and services listed in the international registration indicated in item 1; or
- (b) **the subsequent designation is made**, in respect of **all** the Contracting Parties designated in item 3, **only** for those goods and services listed in the continuation sheet (which must be grouped in the appropriate class(es)); or:
- (c) **the subsequent designation is only** for those goods and services listed in the continuation sheet in respect of the Contracting Parties identified in the said continuation sheet; in respect of the other Contracting Parties designated in item 3, the subsequent designation is for all the goods and services listed in the international registration identified in item 1⁴.

5. MISCELLANEOUS INDICATIONS

Only provide these indications or translations if they are **not already recorded** in the International Register; if this is the case, the International Bureau will disregard any new indication or translation provided in item 5(c) of this form.

- (a) **Indications concerning the holder** (as may be required by certain designated Contracting Parties, such as, for example, the United States of America; **only** provide indications in **either** item (i) **or** in item (ii) but **not in both items**):

- (i) If the holder is a **natural person**, nationality of the holder:

Nationality of the holder:

--

- (ii) If the holder is a **legal entity**, provide **both** of the following indications:

Legal nature of the legal entity:

Corporation

State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized:

Japan

³ You can use the Madrid Goods and Services Manager (MGS) to find indications accepted by WIPO. In MGS, you can also find acceptance information for selected Contracting Parties. MGS is available at www.wipo.int/mgs.

⁴ Use font "Courier New" or "Times New Roman", size 12 pt., or larger. Use semicolon (;) to separate indications or goods or services listed in a given class. For example:

09 Screens for photoengraving; computers.

35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

4. 事後指定に関連する商品及び役務³

1つのみ選択

- (a) この事後指定は、第3欄で指定された全ての締約国並びに第1欄の国際登録に登録された全ての商品及び役務についてなされる；又は
- (b) この事後指定は、第3欄で指定された全ての締約国について、連続用紙に記載した商品及び役務についてのみなされる（これらは適切な区分にグループ化されていなければならない）；又は
- (c) この事後指定は、連続用紙において明示した締約国について、同連続用紙に記載した商品及び役務についてのみなされる。第3欄で指定されたその他の締約国については、この事後指定は第1欄の国際登録に登録された全ての商品及び役務についてなされる。⁴

5. その他の表示

これらの表示又は翻訳がすでに国際登録簿に登録されていない場合のみ記載してください；すでに国際登録簿に登録されていた場合、国際事務局はこの第5欄(c)に記載された新たな表示又は翻訳を無視します

- (a) 名義人に関する表示（特定の指定締約国により要求される場合、例えば米国；(i)又は(ii)のどちらかのみを表示する）：

- (i) 名義人が自然人である場合には、名義人の国籍：
名義人の国籍:

--

- (ii) 名義人が法人である場合には（以下の両方を表示してください）：
法人の法的性質:

その法律に基づいて法人が
設立された国、該当する場
合には当該国における地域
(州、地方など)：

Corporation

Japan

Corporation
Japan

³ Madrid Goods and Services Manager (MGS) を使って、WIPO に受け入れられている表示を探すことができます。MGS では選択した締約国の受け入れ情報も見つけることができます。MGS は www.wipo.int/mgs を参照。

⁴ フォントは“Courier New”または“Times New Roman”を使用し、サイズは12ポイントまたはそれ以上で記載してください。所定のクラスに記載されている表示や商品・サービスを区切るには、セミコロン (;) を使用してください。例えば、
09 Screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

- (b) **Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color** (as may be required by certain designated Contracting Parties):

- (c) **Translation of the mark** (as may be required by certain designated Contracting Parties; **do not** check the box in item (d) if you provide a translation in this item):

(i) into English:

(ii) into French:

(iii) into Spanish:

- (d) **Check this box if the words contained in the mark have no meaning** (and therefore cannot be translated; **do not** check this box if you have provided a translation in item (c)).

- (e) **Voluntary description of the mark** (any description of the mark by words, including the description contained in the basic application or registration, if you were not required to provide this description in item 9(e)(i) of the international application form MM2):

- (b) 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示（特定の指定締約国により要求される場合）：

--	--

- (c) 標章の翻訳（特定の指定締約国により要求される場合；ここに翻訳を表示するときは、本欄(d)のボックスにチェックしてはならない）：

(i) 英語訳:

--

(ii) 仏語訳:

--

(iii) スペイン語訳:

--

- (d) その文字標章が意味を持たない造語を含む（それゆえ翻訳できない）場合、このボックスにチェックする（本欄 (c)に翻訳を表示したときは、このボックスにチェックしてはならない）。

- (e) 任意の標章の記述（文字によるあらゆる標章の記述、国際出願において MM2 第 9 欄 (e)(i)の記述を要求されなかった場合には基礎出願又は基礎登録に含まれる記述も含む）：

--	--

6. DATE OF THE SUBSEQUENT DESIGNATION⁵

Check **only one** box.

- (a) this subsequent designation shall take effect after the renewal of the international registration indicated in item 1;
- (b) this subsequent designation shall take effect after the recording in the International Register of the following change or cancellation in respect of the international registration indicated in item 1 (specify the change or cancellation):

--

7. SIGNATURE OF THE HOLDER AND/OR THEIR REPRESENTATIVE

Holder (as recorded in the International Register)

本国官庁に MM4 を提出する場合、本欄は空欄で構いません ※WIPO に直接提出する場合は、名義人又は代理人いずれかの記名及び署名(タイプ打ちも可)が必要です

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

--

Signature:

--

Representative of the holder (as recorded in the International Register):

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

--

Signature:

--

⁵ If neither of these boxes is checked, the date of this subsequent designation will, subject to Rule 24(6)(c)(i) of the Regulations under the Protocol, be the date of its receipt by the International Bureau if it has been presented direct to the International Bureau, or, if it has been presented through the intermediary of an Office, the date of receipt by that Office, provided that the said designation has been received by the International Bureau within a period of two months from that date and subject to Rule 24(6)(c)(i) and (d) of the Regulations under the Protocol.

6. 事後指定の効力日⁵

1つのみ選択

- (a) 事後指定は、第1欄に示された国際登録の更新後に発効する；
- (b) 事後指定は、第1欄に示された国際登録に関する以下の変更又は取消が国際登録簿に記録された後に発効する（変更を明記する）：

--

7. 名義人及び／又は代理人の押印又は署名

名義人（国際登録簿に記録されている）：

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します

氏名（名称）：

押印又は署名：

名義人の代理人(国際登録簿に記録されている)：

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します

氏名（名称）：

押印又は署名：

⁵ このボックスのどちらにもチェックがなされない場合、事後指定日は、国際事務局へ直接提出された場合は議定書規則第24(6)(c)(i)に基づき国際事務局による受理日、官庁を通じて送付された場合は議定書規則第24(6)(c)(i),(d)に基づき、その官庁が当該事後指定を受理した日から2カ月以内に国際事務局によって受理されることを条件に当該官庁によって受理された日となります。

8. DATE OF RECEIPT AND DECLARATION BY THE OFFICE OF THE CONTRACTING PARTY OF THE HOLDER PRESENTING THE SUBSEQUENT DESIGNATION

Where the subsequent designation is presented through an Office.

Date of receipt of the subsequent designation by the Office (dd/mm/yyyy)

特許庁が使用する欄です

9. SIGNATURE OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST

If applicable.

特許庁が使用する欄です

(a) Name of the Office:

(b) Name and signature of the official signing on behalf of the Office:

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

(c) E-mail address of the contact person in the Office:

8. 事後指定書を提出する名義人の締約国官庁による受理日及び宣言

官庁を通じて事後指定書が提出される場合

官庁による事後指定書の受理日
(日/月/年)

9. 当該請求書を提出する官庁の署名

該当する場合

(a) 官庁の名称:

(b) 官庁を代表して公式に署名する者の氏名及び署名:

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します

(c) 官庁における連絡先 E メールアドレス:

METHOD OF PAYMENT

If you want to debit the amount of the fees from your Current Account at WIPO, tick the box and provide the information under item (a). If you have already transferred those amounts to WIPO's bank or postal account, provide as much information as possible under item (b), which would allow WIPO to identify and allocate your payment.

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

- The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account:		(a) 欄をチェックし、口座引き落としとした場合、 (b) 欄の記入は不要となります
Account number:		
Identity of the party giving the instructions:		

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER

Identity of the party effecting the payment:	KOKUSAI Taro	支払者名を記載してください	
Payment received and acknowledged by WIPO	<input type="checkbox"/>	WIPO receipt nu	年月日欄には送金依頼日を記載してください。 「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、 年は4桁のアラビア数字で記載してください
Payment made to WIPO bank account	<input checked="" type="checkbox"/>	Payment identification	dd/mm/yyyy
Account name: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A			28/07/2025
Payment made to WIPO postal account (within Europe only)	<input type="checkbox"/>	Payment identification	dd/mm/yyyy
Account name: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE			日本からの支払いには、使用できません

支払方法

国際事務局の当座口座から手数料を引き落とす場合、(a)の項目にチェックを入れ、情報を提供してください。既に国際事務局の銀行あるいは郵便局の口座にそれらの金額を送金している場合には、国際事務局があなたの支払を特定し割り当てられるような情報を(b)の欄に可能な限り記入してください。

(a) 当座口座からの引き落としの指示

<input type="checkbox"/>	国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)	
口座名義人		
口座番号		
口座引き落とし指示者		
(b) 銀行または郵便での送金		
支払を行う当事者の身元:		KOKUSAI Taro
WIPOにより受領・確認された支払	<input type="checkbox"/>	WIPO受領番号
WIPO銀行口座への支払	<input checked="" type="checkbox"/>	支払の特定
口座名: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A		日/月/年 28/07/2025
WIPO郵便口座への支払 (欧州域内のみ)	<input type="checkbox"/>	支払の特定
口座名: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE		日/月/年

FEE CALCULATION SHEET

AMOUNT OF FEES (see Fee Calculator: <https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)

Basic fee (Swiss francs)	<参考例> 事後指定国→CH,ES 区分数:1の場合	300
Complementary fees:		

Number of designations for which complementary fee is applicable	Complementary fee	Total amount of the complementary fees
1	100 Swiss francs	100
	x	=
		100
		=
		100

Individual fees (Swiss francs)⁶:

Designated Contracting Parties	Individual fee	Designated Contracting Parties	Individual fee
Switzerland	400		

Total individual fees = 400

GRAND TOTAL (Swiss francs) = 800

⁶ Where individual fees have been declared, you will pay these fees instead of the standard fees **except** where the designated Contracting Party and the Contracting Party of the holder are both States bound by the Protocol and the Agreement, in which case, a complementary fee is payable.

手数料計算シート

手数料の総額

(参照:料金計算システム (Fee Calculator) :

<https://madrid.wipo.int/feecalapp/>)

基礎手数料 (スイスフラン)	300
----------------	-----

付加手数料:

付加手数料が適用される指定国の数	付加手数料	付加手数料の合計	
1 x	100 スイスフラン	= 100	= 100

個別手数料 (スイスフラン)⁶:

指定締約国	個別手数料	指定締約国	個別手数料
Switzerland	400		

個別手数料の合計 = 400

総計 (スイスフラン) = 800

⁶ 個別料金が宣言されている場合、お客様は標準料金の代わりにこれらの料金を支払うことになります。ただし、指定締約国と保有者の締約国がともに議定書および協定に拘束される国である場合は、補完的な料金を支払うことになります。

CONTINUATION SHEET

No. of

第4欄(b)又は(c)にチェックした場合や、その他記載欄が不足した場合には、こちらの連続用紙を使用してください
どの項目に関する記載か分かるように、項番とタイトルを記載してください
連続用紙を使用しない場合、この用紙は提出しないでください

連続用紙

No. of

Blank area for content.

3. 国際登録の存続期間の更新の申請書【MM 1 1】

M

M

11

MM11 (E) – RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

We strongly recommend that you debit them from a WIPO

※eMadrid等を利用して、直接、国際事務局に手続することも可能です
 ※更新期限までに支払及び申請書が国際事務局に到達する必要があります
 ※特許庁による受理は、存続期間の満了日から1～6か月前の期間に限ります
 ※当該期間外については、国際事務局に直接手続してください
 (例:存続期間満了日が12月1日の場合、6月1日～11月1日に特許庁で受理が可能です)
 ※国際登録に関する変更(氏名・住所変更、区分の削除等)は、更新申請に含めることはできません

For use by the holder:

Number of continuation sheets:

Holder's reference (optional):

For use by the Office of origin:

Office's reference (optional):

1. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER¹
2. NAME OF THE HOLDER²

As recorded in the International Register.

¹ You **cannot** renew the international registration for goods and services that have been **cancelled** or for designated Contracting Parties for which **total invalidation or renunciation** has been recorded. Where **partial invalidation or limitation** has been recorded, you cannot renew the international registration in respect of the designated Contracting Party concerned for the goods and services affected by said partial invalidation or limitation.

² Where the international registration is **jointly owned** indicate the names of each joint holder as recorded in the international registration here.

MM11 (E) –国際登録の更新の申請書

更新手数料をクレジットカードで支払う場合又は WIPO 当座預金口座から引き落とす場合は、オンラインによる更新手続を強くお奨めします。 <https://www.wipo.int/web/emadrid/>

名義人による使用欄:

連続用紙の数:

名義人の整理番号 (任意):

官庁による使用欄:

官庁の整理番号 (任意):

1. 国際登録番号¹2. 名義人の氏名 (名称)²

国際登録簿に記録されているとおり

¹ 取り消された商品役務、又は全部無効もしくは放棄が記録されている指定締約国の国際登録を更新することはできません。一部無効または限定が記録されている場合、その一部無効または限定の影響を受ける商品役務について、関係する指定締約国に関する国際登録を更新することはできません。

² 国際登録が共同所有されている場合は、ここに国際登録に記録されている各名義人の名前を記載してください。

3. CONTRACTING PARTIES FOR WHICH RENEWAL IS REQUESTED³

Check the corresponding boxes: (you must indicate at least one Contracting Party):

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> AE United Arab Emirates | <input type="checkbox"/> DZ Algeria | <input type="checkbox"/> KZ Kazakhstan | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> AF Afghanistan | <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> LA Lao People's Democratic Republic | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> AG Antigua and Barbuda | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation |
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EM European Union ^b | <input type="checkbox"/> LR Liberia | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LS Lesotho | <input type="checkbox"/> SD Sudan |
| <input checked="" type="checkbox"/> AT Austria | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> AU Australia | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> GB United Kingdom ^e | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> MD Moldova | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <p>第3欄には、更新を希望する全ての指定締約国にチェックマークを付してください。</p> <p>チェックをすることにより、一部の商品及び役務のみが保護されている指定締約国については、保護が認められた商品及び役務についての更新がなされます。
(その後、抗告等で保護が認められた場合は、次の更新から更新の対象に含まれます。)</p> <p>全部拒絶が記録された指定締約国についてもチェックすることが可能です。(その場合は、限定、一部無効、一部取消によって更新できない区分を除く、全ての商品及び役務について必要な料金を支払う必要があります。)</p> | | |
| <input type="checkbox"/> BH Bahrain | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SV El Salvador |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> IE Ireland ^b | <input type="checkbox"/> MU Mauritius | <input type="checkbox"/> SZ Eswatini |
| <input type="checkbox"/> BQ Bonaire, Sint Eustatius and Saba ^a | <input type="checkbox"/> MM Myanmar | <input type="checkbox"/> MW Malawi | <input type="checkbox"/> TH Thailand |
| <input type="checkbox"/> BR Brazil | <p>更新できる対象・範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消(Cancellation)が記録されていない商品・役務 ・放棄(Renunciation)又は全部無効(Total Invalidation)が記録されていない指定締約国 ・限定(Limitation)又は一部無効(Partial Invalidation)が記録されている指定締約国については、それらの限定又は一部無効の記録によって影響を受けない商品・役務 <p>(原文: WIPO ホームページ "Notes on filing forms" 参照)</p> | | |
| <input type="checkbox"/> BT Bhutan | <input type="checkbox"/> JM Jamaica | <input type="checkbox"/> NZ New Zealand | <input type="checkbox"/> TL Timor-Leste |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> JP Japan | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization (OAPI) ^c | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input checked="" type="checkbox"/> BX Bermuda | <input type="checkbox"/> KE Kenya | <input type="checkbox"/> OM Oman | <input type="checkbox"/> US United States of America |
| <input type="checkbox"/> BY Belarus | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> PH Philippines | <input type="checkbox"/> UZ Uzbekistan |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> KH Cambodia | <input type="checkbox"/> PK Pakistan | <input type="checkbox"/> VN Viet Nam |
| <input type="checkbox"/> CA Canada | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PL Poland | <input type="checkbox"/> WS Samoa |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | <input type="checkbox"/> PT Portugal | <input type="checkbox"/> ZM Zambia |
| <input type="checkbox"/> CL Chile | <input type="checkbox"/> LA Lao People's Democratic Republic | <input type="checkbox"/> QA Qatar | <input type="checkbox"/> ZW Zimbabwe |
| <input type="checkbox"/> CN China | <input type="checkbox"/> MO Macao | | |
| <input type="checkbox"/> CO Colombia | <input type="checkbox"/> MT Malta | | |
| <input type="checkbox"/> CU Cuba | <input type="checkbox"/> NC New Caledonia | | |
| <input type="checkbox"/> CV Cabo Verde | <input type="checkbox"/> PE Peru | | |
| <input type="checkbox"/> CW Curaçao ^a | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation | | |
| <input type="checkbox"/> CY Cyprus | <input type="checkbox"/> TD Chad | | |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | <input type="checkbox"/> TM Turkmenistan | | |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> TG Togo | | |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> TR Turkey | | |

³ You must indicate below **all** the designated Contracting Parties for which you want to renew this international registration. The renewal fee for designated Contracting Parties that have granted **partial** protection (i.e., for some goods and services only) in a statement under Rule 18ter (a final or further decision) and have declared for an individual fee per class, are calculated taking into account the number of classes for which protection has been granted. You may renew the international registration in respect of a Contracting Party that has **refused protection for all goods and services** in a final decision by filling in this item solely. In that case, the registration must be renewed in respect of that Contracting Party for **all the goods and services** for which it remains designated (i.e., those goods and services not affected by a limitation, a partial invalidation or a partial cancellation). This may be useful, pending the outcome of further proceedings in the Contracting Party concerned.

3. 更新請求締約国³

該当するボックスをチェックする：(少なくとも1つの指定締約国が記載されていなければならない)

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> AE アラブ首長国連邦 | <input type="checkbox"/> DZ アルジェリア | <input type="checkbox"/> KZ カザフスタン | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア |
| <input type="checkbox"/> AF アフガニスタン | <input type="checkbox"/> EE エストニア | <input type="checkbox"/> LA ラオス | <input type="checkbox"/> RS セルビア |
| <input type="checkbox"/> AG アンティグア・バーブーダ | <input type="checkbox"/> EG エジプト | <input type="checkbox"/> LI リヒテンシュタイン | <input type="checkbox"/> RU ロシア |
| <input type="checkbox"/> AL アルバニア | <input type="checkbox"/> EM 欧州連合 ^b | <input type="checkbox"/> LR リベリア | <input type="checkbox"/> RW ルワンダ |
| <input type="checkbox"/> AM アルメニア | <input type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> LS レソト | <input type="checkbox"/> SD スーダン |
| <input checked="" type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> FI フィンランド | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> AU オーストラリア | <input type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトビア | <input type="checkbox"/> SG シンガポール |
| <input type="checkbox"/> AZ アゼルバイジャン | <input type="checkbox"/> GB 英国 ^e | <input type="checkbox"/> MA モロッコ | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| <input type="checkbox"/> BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | <input type="checkbox"/> GE ジョージア | <input type="checkbox"/> MC モナコ | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> GG ガーンジー ^f | <input type="checkbox"/> MD モルドバ | <input type="checkbox"/> SL シエラレオネ |
| <input type="checkbox"/> BH バーレーン | <input type="checkbox"/> GH ガーナ | <input type="checkbox"/> ME モンテネグロ | <input type="checkbox"/> SM サンマリノ |
| <input type="checkbox"/> BN ブルネイ | <input type="checkbox"/> GM ガンビア | <input type="checkbox"/> MG マダガスカル | <input type="checkbox"/> ST サントメ・プリンセ |
| <input type="checkbox"/> BQ ボネール島, シントエースタティウス島 ^a | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MK 北マケドニア | <input type="checkbox"/> SX シント・マルテン島
(オランダ領) ^g |
| <input type="checkbox"/> BR ブラジル | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> MN モンゴル | <input type="checkbox"/> SY シリア |
| <input type="checkbox"/> BT ブータン | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> MU モーリシャス | <input type="checkbox"/> SZ エスワティニ |
| <input type="checkbox"/> BW ボツワナ | <input type="checkbox"/> ID インドネシア | <input type="checkbox"/> MW マラウイ | <input type="checkbox"/> TH タイ |
| <input checked="" type="checkbox"/> BX ベネルクス ^d | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ^b | <input type="checkbox"/> MX メキシコ | <input type="checkbox"/> TJ タジキスタン |
| <input type="checkbox"/> BY ベラルーシ | <input type="checkbox"/> IL イスラエル | <input type="checkbox"/> MY マレーシア | <input type="checkbox"/> TM トルクメニスタン |
| <input type="checkbox"/> BZ ベリーズ | <input type="checkbox"/> IN インド | <input type="checkbox"/> MZ モザンビーク | <input type="checkbox"/> TN チュニジア |
| <input checked="" type="checkbox"/> BZ ベリーズ | <input type="checkbox"/> IR イラン | <input type="checkbox"/> NA ナミビア | <input type="checkbox"/> TR トルコ |
| <input type="checkbox"/> CA カナダ | <input type="checkbox"/> IS アイスランド | <input type="checkbox"/> NO ノルウェー | <input type="checkbox"/> TT トリニダード・トバゴ |
| <input type="checkbox"/> CH スイス | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> NZ ニュージーランド | <input type="checkbox"/> UA ウクライナ |
| <input type="checkbox"/> CL チリ | <input type="checkbox"/> JM ジャマイカ | <input type="checkbox"/> OA アフリカ知的所有
権機関
(OAPI) ^c | <input type="checkbox"/> US 米国 |
| <input type="checkbox"/> CN 中国 | <input type="checkbox"/> JP 日本 | <input type="checkbox"/> OM オマーン | <input type="checkbox"/> UZ ウズベキスタン |
| <input type="checkbox"/> CO コロンビア | <input type="checkbox"/> KE ケニア | <input type="checkbox"/> PH フィリピン | <input type="checkbox"/> VN ベトナム |
| <input type="checkbox"/> CU キューバ | <input type="checkbox"/> KG キルギス | <input type="checkbox"/> PK パキスタン | <input type="checkbox"/> WS サモア |
| <input type="checkbox"/> CV カーボベルデ | <input type="checkbox"/> KH カンボジア | <input type="checkbox"/> PL ポーランド | <input type="checkbox"/> ZM ザンビア |
| <input type="checkbox"/> CW キュラソー島 ^a | <input type="checkbox"/> KP 北朝鮮 | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル | <input type="checkbox"/> ZW ジンバブエ |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> KR 韓国 | <input type="checkbox"/> QA カタール | |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ | | | |
| <input type="checkbox"/> DE ドイツ | | | |
| <input type="checkbox"/> DK デンマーク | | | |

³ 国際登録を更新することを希望する**全ての**指定締約国を以下に表示しなければなりません(チェックマークを付す)。規則第18規則の3(最終処分又は更なる決定)に基づいて**一部の**保護(すなわち、一部の商品及び役務についてのみの保護)が認められている、及び、区分毎に個別手数料を宣言している指定締約国については、その更新料は保護が認められた区分のみを考慮して算定されます。最終処分**全ての商品及び役務についての保護が拒絶された**指定締約国については、この項目のみを記入することで、国際登録を更新することができます。その場合、その締約国について指定された**全ての商品及び役務**(すなわち、限定、一部無効又は一部取消の効果が及ばない商品及び役務)について登録を更新しなければなりません。こうした更新申請は、これは、当該締約国での更なる手続きの結果が出るまでの間有用となります。

記載見本 (MM11)

- a Territorial entity previously part of the former Netherlands Antilles.
- b The designation of the **European Union** covers its Member States (Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands (Kingdom of the), Poland, Portugal, Romania, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden).
- c The designation of the African Intellectual Property Organization (**OAPI**) covers the following Member States: Benin, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Chad, Comoros, Congo, Côte d'Ivoire, Equatorial Guinea, Gabon, Guinea, Guinea-Bissau, Mali, Mauritania, Niger, Senegal, Togo.
- d The designation of **Benelux** covers the following States: Belgium, Luxembourg and Netherlands (Kingdom of the).
- e The designation of the **United Kingdom** covers England, Wales, Scotland, Northern Ireland, the British Overseas Territory of the Falkland Islands (Malvinas) and Gibraltar, as well as the two British Crown Dependencies of the Isle of Man and Jersey (see Information Notices No. [38/2015](#) and [77/2020](#)).
- f The Bailiwick of Guernsey is a self-governing British Crown Dependency (see Information Notice No. [77/2020](#)).

4. SIGNATURE

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

Signature:

特許庁に MM11 を提出する場合、本欄は空欄にしてください(特許庁が署名します)

※WIPO に直接 MM11 を提出する場合は、名義人又は代理人いずれかの記名及び署名(タイプ打ちも可)が必要です

上段(Name)には、署名者の記名(姓名順)をしてください(国際登録簿に記録されている氏名(名称)と一致する必要はありません)

- a 以前は旧オランダ領アンティルの一部であった。
- b 欧州連合の指定は、以下の加盟国を含む（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン）
- c アフリカ知的所有権機関(OAPI)の指定は、以下の加盟国を含む：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。
- d ベネルクスの指定は、以下の国家を含む：ベルギー、ルクセンブルク、オランダ。
- e 英国の指定は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、フォークランド諸島の英国海外領土（マルビナス）、ジブラルタル、およびマン島とジャージーの 2 つの英国王室属領を含む。
（参照 Information Notices No. [38/2015](#) 及び [77/2020](#)）
- f ガーンジー代官管轄区は自治の英国王室属領である。（参照 Information Notice No. [77/2020](#)）

4. 署名

適用法令に基づき、私は押印または署名に対して権限があることを宣言します:

氏名（名称）：

--	--

押印又は署名:

--	--

METHOD OF PAYMENT

If you want to debit the amount of the fees from your Current Account at WIPO, tick the box and provide the information under item (a). If you have already transferred those amounts to WIPO's bank or postal account, provide as much information as possible under item (b), which would allow WIPO to identify and allocate your payment.

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

- The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account:	
Account number:	
Identity of the party giving the instructions:	(a) 欄をチェックし、口座引き落としとした場合、(b) 欄の記入は不要となります

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER

Identity of the party effecting the payment:	KOKUSAI Taro	支払者名を記載してください
Payment received and acknowledged by WIPO	<input type="checkbox"/> WIPO receipt nu	年月日欄には送金依頼日を記載してください 「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で記載してください
Payment made to WIPO bank account Account name: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A	<input checked="" type="checkbox"/> Payment identification	dd/mm/yyyy 28/07/2025
Payment made to WIPO postal account (within Europe only) Account name: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8	<input type="checkbox"/> Payment identification	dd/mm/yyyy 日本からの支払いには、使用できません

<手数料の送金について>

外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払うときは常に、支払に係る国際登録番号や支払の目的を明示しなければなりません。なお、更新申請には、受取人への連絡事項欄に、更新申請である旨(申請の種類を特定するコード「RE」で特定可)、名義人及び国際登録番号を記載してください。

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振り込みを行ってください。国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振り込み者(名義人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、御利用する金融機関にお問い合わせください。

支払方法

国際事務局の当座口座から手数料を引き落とす場合、(a)の項目にチェックを入れ、情報を提供してください。既に国際事務局の銀行あるいは郵便局の口座にそれらの金額を送金している場合には、国際事務局があなたの支払を特定し割り当てられるような情報を(b)の欄に可能な限り記入してください。

(a) 当座口座からの引き落としの指示

<input type="checkbox"/>	国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)		
口座名義人			
口座番号			
口座引き落とし指示者			
(b) 銀行または郵便での送金			
支払を行う当事者の身元:		KOKUSAI Taro	
WIPOにより受領・確認された支払	<input type="checkbox"/>	WIPO受領番号	
WIPO銀行口座への支払	<input checked="" type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年
口座名: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A			28/07/2025
WIPO郵便口座への支払 (欧州域内のみ)	<input type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年
口座名: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE			

FEE CALCULATION SHEET

AMOUNT OF FEES⁴ (see Fee Calculator: <https://madrid.wipo.int/feecalcap/>)

Basic fee: 653 Swiss francs.				653	
Where applicable, surcharge for the grace period: 326.50 Swiss francs					
Complementary and supplementary fees:				<参考例> 更新国→AT、BX 区分数→4 の場合	
Number of designations for which complementary fee is applicable	Complementary fee	Total amount of complementary fees			
1	x 100 Swiss francs	= 100	=	100	
Number of classes of goods and services beyond three	Supplementary fee	Total amount of the supplementary fees			
1	x 100 Swiss francs	= 100	=	100	

Individual fees (Swiss francs)⁵:

Designated Contracting Parties	Individual fee	Designated Contracting Parties	Individual fee
Benelux	434		

Total individual fees = 434

GRAND TOTAL (Swiss francs) = 1287

⁴ An international registration cannot be renewed until all the required fees are paid in full.

⁵ Where individual fees have been declared, you will pay these fees instead of the standard fees **except** where the designated Contracting Party and the Contracting Party of the holder are both States bound by the Protocol and the Agreement, in which case, a complementary fee is payable.

手数料計算シート

手数料の総額⁴(参照:料金計算システム (Fee Calculator) : <https://madrid.wipo.int/feecalcap/>)

基本手数料: 653 スイスフラン	653
該当する場合、猶予期間の追加割り増し: 326.50 スイスフラン	

付加及び追加手数料:

付加手数料が適用される指定の数	付加手数料	付加手数料の合計	
1	x 100 スイスフラン	= 100	= 100
3を超える商品及び役務の類の数	追加手数料	追加手数料の合計	
1	x 100 スイスフラン	= 100	= 100

個別手数料 (スイスフラン)⁵:

指定締約国	個別手数料	指定締約国	個別手数料
Benelux	434		

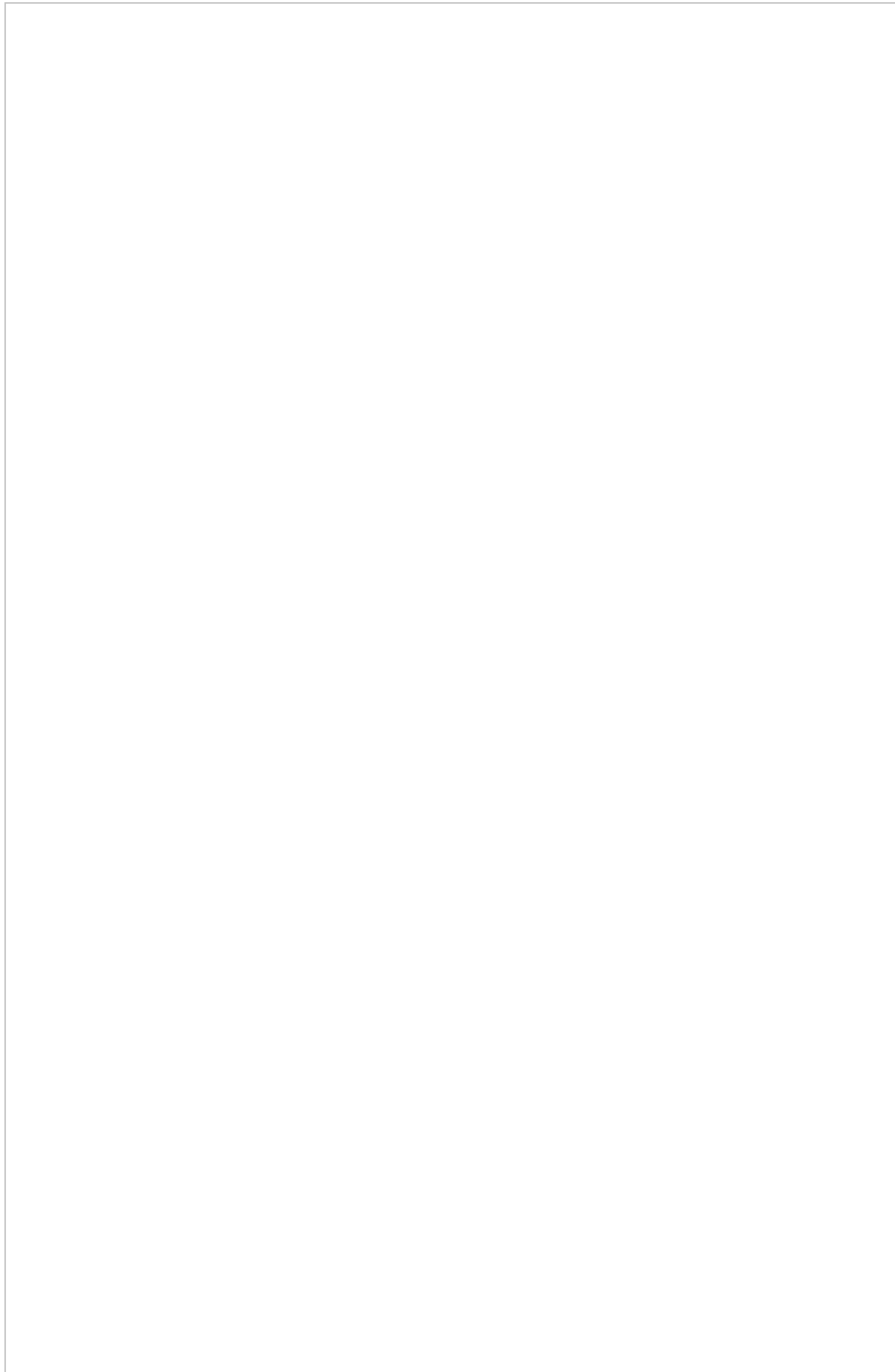
個別手数料の合計 = 434

総計 (スイスフラン) = 1287

⁴ 国際登録は、必要なすべての手数料が全額支払われるまで更新できません。

⁵ 個別手数料が宣言されている場合、名義人は標準手数料の代わりに個別手数料を支払うことになります。ただし、指定締約国と名義人の締約国がともに議定書及び協定の双方に拘束される国である場合は、標準手数料を支払うことになります。

記載欄が不足した場合には、こちらの連続用紙を使用してください
どの項目に関する記載が分かるように、項番とタイトルを記載してください
連続用紙を使用しない場合、この用紙は提出しないでください



4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求書【MM5】

M

M

5

MM5 (E) – REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP

※eMadrid等を利用して、直接、国際事務局に名義人の変更の記録の請求手続をすることも可能です

For use by the holder (transferor)/new holder (transferee):

Number of continuation sheets for several new holders (transferees):

新名義人(譲受人)が複数の場合に使用する専用の連続用紙 (CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL NEW HOLDERS (TRANSFEREES)) の枚数を記載してください

Number of continuation sheets:

その他の連続用紙の枚数を記載してください

Holder/New holder's reference:

MP00021

名義人または代理人が使用する欄です書類の整理番号を半角で記載可能です

For use by the Office:

Office's reference:

特許庁が庁内整理番号を記載するため使用する欄です(出願人等記載不可)

1. INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)

Several international registrations may be indicated below, provided that all registrations concerned are the subject of a **total** change in ownership, as provided for in item 6(a)¹.

1234567
1234578
1234589

譲渡人、譲受人が同一で、国際登録で指定された全ての締約国及び全ての商品(役務)に対して変更を行う場合は、複数の国際登録を記載できます

2. NAME OF THE HOLDER (TRANSFEROR)²

As **recorded** in the International Register.

HATSUMEI Corporation

名義人(譲渡人)名を、国際登録簿の記録どおりに記載してください名義人が複数の場合、全ての名義人名を本欄に記載してください

¹ If this request relates to a **partial** change in ownership, as provided for in item 6(b), this form may only be used to request the recording of a change in ownership for a **single** international registration.

² Where the international registration is **jointly owned** indicate the names of each joint holder as recorded in the international registration here.

MM5 (E) – 名義人の変更の記録の請求書

名義人（譲渡人）又は新名義人（譲受人）による使用欄:

複数の新名義人（譲受人）用の
連続用紙の数:

連続用紙の数:

名義人又は新名義人の整理番号:

MP00021

官庁による使用欄:

官庁の整理番号:

1. 国際登録番号

複数の国際登録番号を以下に記載することができる。ただし、これらの国際登録は第6欄 (a)において請求する所有権の全部変更であることが条件になる¹。

1234567
1234578
1234589

2. 名義人の氏名 (譲渡人)²

国際登録簿に記載されている

HATSUMEI Corporation

¹ 第6項 (b) に規定されているように、所有権の一部の変更を申請する場合は、一件の国際登録番号しか記載できません。

² 国際登録が共同所有されている場合は、ここに国際登録に記載されている各名義人の名称を示してください。

3. NEW HOLDER (TRANSFeree)³

If there is **more than one new holder (transferee)**, indicate the number of new holders (transferees) and complete the “Continuation Sheet for Several New Holders”.

Number of new holders (transferees):		譲受人が2者以上の場合、譲受人の人数を記載してください
(a) Name:	NIHON HANAKO Corporation	個人名の場合は、「姓→名」の順に記載してください
(b) Address:	3-1, Toranomom 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8911 Japan	
		原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください 市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください
(c) E-mail address⁴:	PA1B00@jpo.go.jp	譲受人のEメールアドレスを記載してください 第5欄で代理人を選任する場合でも記載が必須です 代理人のEメールアドレスと同じものを記載することは認められません
(d) Telephone number⁵:	81-3-3501-1511	「国コード」から記載してください

³ If there is more than one new holder (transferee), indicate the details for the first new holder (transferee) only and provide the name(s), address(es) and email address(es) of the additional joint new holder(s) in the “Continuation Sheet for Several New Holders (Transferees)” attached to this form.

⁴ You **must** indicate the e-mail address of the new holder (transferee). If a representative is appointed, the e-mail address of the new holder (transferee) and of the representative must be different. If you do not indicate the e-mail address of the new holder (transferee), or it is the same as the e-mail address of the representative, you will receive an irregularity notice and delay the recording of the change in ownership. The new holder (transferee) must ensure that the e-mail address indicated here is correct and kept up to date.

Where there is more than one holder (transferee), each holder (transferee) must provide their own e-mail address, which must be different from each other and their representative, if any.

WIPO will send all communications concerning the international registration(s) in item 1 to the e-mail address of the new holder (transferee), **unless** an alternative e-mail address for correspondence is indicated in item 3(g)(ii) or a representative is appointed in item 5.

Where a representative is appointed, WIPO will only send communications to the e-mail address of the representative, except for a few communications where the Regulations require that WIPO send a copy to the holder (see the Note for Filing Form MM5).

Where there are several new holders (joint transferees) and no alternative e-mail address for correspondence is indicated, and no representative is appointed, WIPO will send communications **only** to the e-mail address indicated for the first new holder (transferee) in the form.

⁵ Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach you if needed.

3. 新名義人 (譲受人)³

新名義人 (譲受人) が複数いる場合は、新名義人 (譲受人) の数を記載し、「複数の新名義人用の連続用紙」に記入してください。

新名義人 (譲受人) の数:

(a) 氏名 (名称) : NIHON HANAKO Corporation

(b) 住所 (居所) :

3-1, Toranomom 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8911 Japan

(c) E メールアドレス⁴:

PA1B00@jpo.go.jp

(d) 電話番号⁵:

81-3-3501-1511

³ 複数の新名義人 (譲受人) がいる場合は、最初の新名義人 (譲受人) のみの内容を記載し、本様式に添付されている「複数の新名義人 (譲受人) 用の連続用紙」にその他の共同の新名義人 (譲受人) の氏名 (名称) 及び住所 (居所) および E メールアドレスを記載してください。

⁴ 新名義人 (譲受人) の E メールアドレスを記入する必要があります。代理人が選任されている場合は、新名義人 (譲受人) と代理人の E メールアドレスが異なっている必要があります。新名義人 (譲受人) の E メールアドレスを記入しなかったり、代理人の E メールアドレスと同じであったりすると、欠陥通知が届き、所有権の変更の記録が遅れます。新名義人 (譲受人) は、ここに示されている E メールアドレスが正しく、最新のものであることを確認しなければなりません。複数の名義人 (譲受人) がいる場合、各名義人 (譲受人) はそれぞれ独自の E メールアドレスを記載する必要があります。この E メールアドレスは、お互いに異なるものでなければならず、また、代理人がいる場合はその代理人とも異なる必要があります。WIPO は、第 3 欄(g) (ii)の通信用の E メールアドレスまたは第 5 欄の代理人の E メールアドレスが示されていない限り、第 1 欄の国際登録に関するすべての連絡を新名義人 (譲受人) の E メールアドレスに送信します。代理人が選任された場合、WIPO は代理人の E メールアドレスにのみ連絡を送信します (名義人にコピーを送信することを規則が要求するいくつかの連絡を除く) (the Note for Filing Form MM5 参照)。新名義人が複数存在し (共同譲受人)、通信用の E メールアドレスが指定されておらず、代理人が選任されていない場合、WIPO はフォームの最初の新名義人 (譲受人) に指定された E メールアドレスにのみ通信を送信します。

⁵ 電話番号の記載は必須ではありませんが、記載があれば必要に応じて WIPO があなたに連絡を取ることができます。

(e) Nationality or legal nature and State of organization⁶:

米国、シンガポールが指定締約国の場合は記載するようにしてください

- (i) If the new holder (transferee) is a **natural person**, indicate the nationality of the new holder (transferee):

Nationality of the new holder (transferee):	
---	--

- (ii) If the new holder (transferee) is a **legal entity**, provide **both** the following indications:

Legal nature of the legal entity:	Corporation
State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized:	Japan

Correspondence details (optional):

- (f) **Preferred language for correspondence⁷:** English French Spanish

(g) Alternative address and e-mail address for correspondence⁸:

- (i) Postal address:

- (ii) E-mail address:

⁶ Certain designated Contracting Parties may require these indications; only provide indications in either item (i) **or** item (ii) but **not** in both items.

⁷ The new holder (transferee) may choose a preferred language for correspondence.

⁸ Use this **only** if you want WIPO to send all communications concerning the international registration(s) in item 1 to an address and e-mail address different from those indicated in item 3 (b) and (c).

(e) 国籍又は機関の法的性質及び国⁶:

- (i)
-
- 新名義人（譲受人）が
- 自然人**
- である場合には、新名義人（譲受人）の国籍:

新名義人（譲受人） の国籍:	
-------------------	--

- (ii)
-
- 新名義人（譲受人）が
- 法人**
- である場合には（以下の
- 両方**
- を表示してください）:

法人の法的性質:	Corporation
その法律に基づいて 法人が設立された 国、該当する場合には 当該国における地 域（州、地方など）:	Japan

通信の詳細（任意）:

- (f) 通信用選択言語
- ⁷
- :
-
- 英語
-
- 仏語
-
- スペイン語

(g) 通信のための宛先及び E メールアドレス⁸:

- (i) 住所:

--

- (ii) E メールアドレス:

--

⁶ 特定の指定締約国は、これらの表示を要求することができます。項目 (i) と (ii) のいずれかのみ記入してください。両方の項目に記入することはできません。

⁷ 新名義人（譲受人）は、通信に使用する優先言語を選択できます。

⁸ これは、第 1 欄の国際登録に関するすべての WIPO からの連絡を、第 3 欄 (b) および (c) に記載されているものとは異なる住所および E メールアドレスへ送信を希望する場合にのみ使用してください。

4. ENTITLEMENT OF THE NEW HOLDER (TRANSFeree) TO BE THE RECORDED HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION(S)⁹

(a) Indicate in the appropriate spaces:

- (i) the name of the Contracting State of which the new holder (transferee) is a national; and/or,

Japan

- (ii) the name of the State member of a Contracting Organization of which the new holder (transferee) is a national; and/or,

- (iii) the name of the Contracting Party in the territory of which the new holder (transferee) is domiciled; and/or,

- (iv) the name of the Contracting Party in the territory of which the new holder (transferee) has a real and effective industrial or commercial establishment:

(b) Where the new holder (transferee) is not a national of a Contracting State or of a State member of a Contracting Organization and the address given in item 3(b) is not in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iii) or (iv) of the present item, indicate in the space provided below:

- (i) the address of the new holder (transferee) in the territory of the Contracting Party mentioned in paragraph (a)(iii) of the present item; or,

- (ii) the address of the new holder's (transferee) industrial or commercial establishment in the territory of the Contracting Party mentioned in paragraph (a)(iv) of the present item.

⁹ If there is more than one new holder (transferee), indicate the entitlement details for the first new holder (transferee) only and refer to further instructions provided in the "Continuation Sheet for Several New Holders (Transferees)", attached to this form.

4. 国際登録の名義人となるための新名義人（譲受人）の資格⁹

(a) 該当する欄に記載:

- (i) 新名義人（譲受人）が国民である締約国の名称; 及び/又は、

Japan

- (ii) 新名義人（譲受人）が国民である締約機関の加盟国の名称; 及び/又は、

- (iii) 新名義人（譲受人）がその領域内において住所を有する締約国の名称; 及び/又は、

- (iv) 新名義人（譲受人）がその領域内において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する締約国の名称:

- (b) 新名義人（譲受人）が締約国又は締約機関の加盟国の国民でない場合であり、かつ、第3欄(b)における住所が本欄(a)(iii)又は(iv)にいう締約国の領域内でない場合には、以下の欄に記載すること:

- (i) 本欄(a)(iii)にいう締約国の領域内における新名義人（譲受人）の住所; 又は、

- (ii) 本欄(a)(iv)にいう締約国の領域内における新名義人（譲受人）の工業上又は商業上の営業所の住所

⁹ 新名義人（譲受人）が複数いる場合は、最初の新名義人（譲受人）の資格の詳細のみ記載し、本様式に添付されている「複数の新名義人（譲受人）用の連続用紙」にその他の必要な内容を記載してください。

5. APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE BY THE NEW HOLDER (TRANSFEEE)¹⁰

(a) Name:

譲受人が代理人を選任する場合は、この欄に記載してください
譲受人が、引き続き譲渡人と同じ代理人を選任する場合においても、
この欄の記載が必要です

(b) Address:

(c) E-mail address¹¹:

代理人を選任する場合、E メールアドレスは必ず記載してください
この欄に記載した E メールアドレスと同じものを第 3 欄の譲受人の
E メールアドレス欄に記載することは認められません

(d) Telephone number¹²:

SIGNATURE OF THE NEW HOLDER (TRANSFEEE) APPOINTING THE ABOVE REPRESENTATIVE¹³

The new holder (transferee) **must sign** this item in order for the appointment to be recorded.
By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Signature:

譲受人(法人の場合はその代表権のある者)の署名(タイプ打ちも可)または
押印が必要です

6. SCOPE OF THE CHANGE IN OWNERSHIP¹⁴

Check either (a) or (b).

- (a) **Total change in ownership** (the change in ownership is to be recorded for **all** the Contracting Parties designated in the international registration(s) indicated in item 1, and for **all** the goods and services covered by such international registration(s)).

¹⁰ You **must** indicate the name, address and e-mail address of the representative (and sign this item) otherwise, WIPO cannot record the appointment.

¹¹ When a representative is appointed, WIPO will send all communications concerning the international registration(s) in item 1 **only** to the e-mail address of the representative, except for a few communications where the Regulations require that WIPO send a copy to the holder (see the Note for Filing Form MM5). The new holder (transferee) and the representative must ensure that the e-mail address indicated here is accurate and kept up to date.

¹² Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach your representative if needed.

¹³ If the signature of the new holder (transferee) is missing, WIPO will process the request but the representative will not be recorded (even if the same representative is recorded in the international registration for the current holder (transferor)).

¹⁴ Where the request concerns **Brazil**, as designated Contracting Party, the new holder (transferee) declares that the transferee, or a company controlled by the transferee, effectively and lawfully conducts business in connection with the goods and services for which the international registration has effect in Brazil; and, agrees to receive notifications, including summons, not covered by the Madrid Protocol, concerning this international registration, issued in judicial proceedings held in Brazil, by post.

5. 新名義人（譲受人）による代理人の選任¹⁰(a) 氏名（名称）：(b) 住所（居所）：
(c) E メールアドレス¹¹：(d) 電話番号¹²：上記新代理人を選任した新名義人（譲受人）の押印又は署名¹³

新名義人（譲受人）は、記録するためにこの項目に署名する必要があります。
適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します。

署名：6. 所有権変更の範囲¹⁴

(a)又は(b)のいずれかをチェックする

(a) 所有権の全部変更 (所有権の変更は、第1欄に表示した国際登録で指定された全ての締約国及び全ての商品及び役務について記録する)

¹⁰ 代理人の氏名、住所、およびEメールアドレスを記載し、新名義人（譲受人）は署名しなければなりません。記入しない場合、WIPOは選任を記録することができません。

¹¹ 代理人が選任されると、WIPOは、代理人のEメールアドレスにのみ連絡を送信します（名義人にコピーを送信することを規則が要求するいくつかの連絡を除く）（the Note for Filing Form MM5 参照）。新名義人（譲受人）と代理人は、ここに示されているEメールアドレスが正しく、最新のものであることを確認しなければなりません。

¹² 電話番号の記載は必須ではありませんが、記載があれば必要に応じてWIPOが代理人に連絡を取ることができます。

¹³ 新名義人（譲受人）の署名がない場合、WIPOは申請の処理を進めますが、代理人は記録されません（同じ代理人が現在の名義人（譲渡人）の国際登録に記録されている場合でも）。

¹⁴ 指定締約国としてのブラジルについては、新名義人（譲受人）は、譲受人または譲受人によって管理される会社が、ブラジルの指定にかかる商品及び役務に関して、有効かつ合法的に事業を行っている旨を宣言することになります。また、本国際登録に関してブラジルでの司法手続において発行される、マドリッド議定書でカバーされない呼び出し状を含む通知を、郵送で受け取ることに同意することになります。

(b) **Partial change in ownership** (If this request relates to a **partial** change in ownership, this form may only be used to request the recording of a change in ownership for a **single** international registration).

(i) the change in ownership is to be recorded for the designated Contracting Parties indicated below (if no Contracting Party is indicated, it will be understood that the change in ownership is to be recorded in respect of all the designated Contracting Parties); and/or,

Designated Contracting Parties:	一部の締約国において名義の変更をする場合、 (b)にチェックの上、この欄に該当締約国を記載してください
---------------------------------	--

(ii) the change in ownership is to be recorded for the goods and services indicated below (grouped in the appropriate classes); if no goods and services are indicated, it will be understood that the change in ownership is to be recorded in respect of all goods and services¹⁵.

	一部の指定商品(役務)の名義の変更をする場合、(b)にチェックの上、 この欄に該当指定商品(役務)を記載してください
--	---

If the space provided is not sufficient, check the box and use a **continuation sheet**.

¹⁵ You can use the Madrid Goods and Services Manager (MGS) to find indications accepted by WIPO. In MGS, you can also find acceptance information for selected Contracting Parties. MGS is available at www.wipo.int/mgs. Use font "Courier New" or "Times New Roman", size 12 pt., or larger. Use semicolon (;) to separate indications or goods or services listed in a given class. For example:
 09 Screens for photoengraving; computers.
 35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

(b) **所有権の一部変更**(この要求が所有権の部分的な変更に関連する場合、このフォームは、単一の国際登録の所有権の変更の記録を要求するためにのみ使用できません。)

(i) 所有権の変更は、以下に示した指定締約国において記録する（締約国が示されない場合、所有権の変更は全ての指定締約国において登録するものと解す）；及び/又は、

指定締約国：	
--------	--

(ii) 所有権の変更は、以下に示した商品及び役務について記録する（適切な分類に区分する）；商品及び役務が示されない場合、所有権の変更は全ての商品及び役務において登録するものと解す。¹⁵

--	--

上に提供されるスペースが十分では無い場合には、左のボックスにチェックマークを付して、連続用紙を使用してください。

¹⁵ Madrid Goods and Services Manager (MGS) を使って、WIPO に受け入れられている表示を探することができます。MGS では選択した締約国の受け入れ情報も見つけることができます。MGS は www.wipo.int/mgs 参照
 フォントは“Courier New” または “Times New Roman” を使用し、サイズは 12 ポイントまたはそれ以上で記載してください。
 所定のクラスに記載されている表示や商品・サービスを区切るには、セミコロン (;) を使用してください。例えば、
 09 Screens for photoengraving; computers.
 35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

7. SIGNATURE OF THE HOLDER (TRANSFEROR) AND/OR THEIR REPRESENTATIVE

Holder (transferor) (as recorded in the International Register):

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

Signature:

Representative of the

本国官庁に MM5 を提出する場合、本欄は空欄で構いません
※WIPO に直接提出する場合は、譲渡人又はその代理人いずれかの
記名及び署名 (タイプ打ちも可) が必要です

(as recorded in the International Register):

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

Name:

Signature:

8. SIGNATURE OF THE OFFICE PRESENTING THE REQUEST

特許庁が使用する欄です

Where the request is presented through an Office.

(a) Name of the Office:

(b) Name and signature of the official signing on behalf of the Office:

By signing this form, I declare that I am entitled to sign it under the applicable law.

(c) E-mail address of the contact person in the Office:

7. 名義人（譲渡人）及び／又はその代理人による押印又は署名**名義人（譲渡人）（国際登録簿に記録されている）:***適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します*

氏名（名称）：

押印又は署名：

名義人（譲渡人）の代理人(国際登録簿に記録されている):*適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します*

氏名（名称）：

押印又は署名：

8. 当該請求書を提出する官庁の署名

官庁を通じて請求書を提出する場合

(a) 官庁の名称:

--	--

(b) 官庁を代表して公式に署名する者の氏名及び署名:*適用法令に基づき、私は押印または署名に対して権限があることを宣言します*

--	--

(c) 官庁における連絡先 E メールアドレス:

--	--

METHOD OF PAYMENT

If you want to debit the amount of the fees from your Current Account at WIPO, tick the box and provide the information under item (a). If you have already transferred those amounts to WIPO's bank or postal account, provide as much information as possible under item (b), which would allow WIPO to identify and allocate your payment.

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

- The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

(a)欄をチェックし、口座引き落としとした場合、
(b)欄の記入は不要となります

Holder of the account:	HATSUMEI Corporation	
Account number:	123456	
Identity of the party giving the instructions:	HATSUMEI Ichiro	口座引き落とし人名

(b) BANK OR POSTAL TRANSFER

Identity of the party effecting the payment:			
Payment received and acknowledged by WIPO	<input type="checkbox"/>	WIPO receipt number	
Payment made to WIPO bank account	<input type="checkbox"/>	Payment identification	dd/mm/yyyy
Account name: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A			
Payment made to WIPO postal account (within Europe only)	<input type="checkbox"/>	Payment identification	dd/mm/yyyy
Account name: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE			日本からの支払いには、使用できません

支払方法

国際事務局の当座口座から手数料を引き落とす場合、(a)の項目にチェックを入れ、情報を提供してください。既に国際事務局の銀行あるいは郵便局の口座にそれらの金額を送金している場合には、国際事務局があなたの支払を特定し割り当てられるような情報を(b)の欄に可能な限り記入してください。

(a) 当座口座からの引き落としの指示

国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)

口座名義人	HATSUMEI Corporation		
口座番号	123456		
口座引き落とし指示者	HATSUMEI Ichiro		
(b) 銀行または郵便での送金			
支払を行う当事者の身元:			
WIPO により受領・確認された支払	<input type="checkbox"/>	WIPO 受領番号	
WIPO 銀行口座への支払 口座名: WIPO Bank: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6 Swift: UBSWCHZH80A	<input type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年
WIPO 郵便口座への支払 (欧州域内のみ) 口座名: WIPO / OMPI SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern IBAN: CH03 0900 0000 1200 5000 8 Swift: POFICHBE	<input type="checkbox"/>	支払の特定	日/月/年

FEE CALCULATION SHEET

AMOUNT OF FEES

Amount (177 Swiss francs)	x	(per international registration mentioned in item 1)	GRAND TOTAL (Swiss francs)	=	
---------------------------	---	--	-----------------------------------	---	--

手数料計算シート

手数料の額

金額(177 スイスフラン)	x	(第1欄に記載した 国際登録毎に)	総計 (スイスフラン)	=	
----------------	---	----------------------	----------------	---	--

CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL NEW HOLDERS (TRANSFEREES)

新名義人(譲受人)が複数の場合に使用する連続用紙です
 次頁を含めて2頁で構成されています
 2者目以降の新名義人(譲受人)の人数分作成してください
 新名義人(譲受人)が1者の場合には、この連続用紙は提出しないでください

Please, complete a separate continuation sheet for **each new holder (transferee)**.

NEW HOLDER (TRANSFEE) No. **of**

(a) **Name:**

新名義人(譲受人)の合計が2者の場合、本欄は「2 of 2」、
 新名義人(譲受人)の合計が3者の場合、本欄は、「2 of 3」「3 of 3」と記載

(b) **Address:**

原則として郵便番号及び全ての行政区画単位を記載してください
 市区町村等については省略せず「-shi」等まで記載してください

(c) **E-mail address¹⁶:**

新名義人(譲受人)1者目や代理人のEメールアドレスとは
 異なるアドレスを記載してください。

(d) **Telephone number¹⁷:**

(e) **Nationality or legal nature and State of organization¹⁸:**

米国、シンガポールが指定締約国の
 場合は記載するようにしてください

- (i) If the new holder (transferee) is a **natural person**, indicate the nationality of the new holder (transferee):

Nationality of the new holder (transferee):	<input type="text"/>
---	----------------------

- (ii) If the new holder (transferee) is a **legal entity**, provide **both** the following indications:

Legal nature of the legal entity:	<input type="text"/>
-----------------------------------	----------------------

State (country) and, where applicable, territorial unit within that State (canton, province, state, etc.), under the law of which the said legal entity has been organized:	<input type="text"/>
---	----------------------

¹⁶ You must indicate the e-mail address of each new holder (transferee). Where there is more than one new holder (transferee), each new holder (transferee) must provide their own e-mail address, which must be different from each other and their representative, if any.

WIPO will send all communications concerning the international registration(s) in item 1 **only** to the e-mail address of the new holder (transferee) named first in item 3 of the attached form, unless an alternative e-mail address for correspondence is indicated in item 3(g)(ii), or a representative is appointed in item 5. The new holders (transferees) must ensure that the e-mail address indicated here is correct and kept up to date.

¹⁷ Indicating a phone number is not required, but it will allow WIPO to reach you if needed.

¹⁸ Certain designated Contracting Parties may require these indications; only provide indications in either item (i) or item (ii) but **not** in both items.

複数の新名義人（譲受人）用の連続用紙

No. of

新名義人（譲受人）ごとに個別の連続用紙に記入してください。

新名義人（譲受人）

No. of

(a) 氏名（名称）：

(b) 住所（居所）：

(c) E メールアドレス ¹⁶：(d) 電話番号 ¹⁷：(e) 国籍または法的性質および組織の状態 ¹⁸：(i) 新名義人（譲受人）が自然人である場合には、新名義人（譲受人）の国籍：

新名義人（譲受人） の国籍：	<input type="text"/>
-------------------	----------------------

(ii) 新名義人（譲受人）が法人である場合には（以下の両方を表示してください）：

法人の法的性質：	<input type="text"/>
その法律に基づいて 法人が設立された 国、該当する場合には 当該国における地 域（州、地方など）：	<input type="text"/>

¹⁶ 各新名義人（譲受人）の E メールアドレスを記入しなければなりません。複数の新名義人（譲受人）がいる場合は、それぞれの新名義人（譲受人）が独自の E メールアドレスを提供する必要があります。この E メールアドレスは、お互いに異なるものでなければならず、また、代理人がいる場合はその代理人とも異なるものでなければなりません。

WIPO は、第 1 欄の国際登録に関するすべての連絡を、添付フォームの第 3 欄で最初に指定された新名義人（譲受人）の E メールアドレスにのみ送信します。ただし、第 3 欄 (g) (ii) の通信用の E メールアドレス、又は第 5 欄で選任された代理人の E メールアドレスが示されていない場合を除きます。新名義人（譲受人）は、ここに示されている E メールアドレスが正しく、最新のものであることを確認しなければなりません。

¹⁷ 電話番号の記載は必須ではありませんが、記載があれば必要に応じて WIPO があなたに連絡を取ることができます。

¹⁸ 特定の指定締約国は、これらの表示を要求することができます。項目 (i) と (ii) のいずれかのみ記入してください。両方の項目に記入することはできません。

ENTITLEMENT OF THE NEW HOLDER (TRANSFEEE) TO BE THE RECORDED HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATIONS(S)

(a) Indicate in the appropriate spaces:

- (i) the name of the Contracting State of which the new holder (transferee) is a national; and/or,

- (ii) the name of the State member of a Contracting Organization of which the new holder (transferee) is a national; and/or,

 ; or

- (iii) the name of the Contracting Party in the territory of which the new holder (transferee) is domiciled; and/or,

- (iv) the name of the Contracting Party in the territory of which the new holder (transferee) has a real and effective industrial or commercial establishment:

(b) Where the new holder (transferee) is not a national of a Contracting State or of a State member of a Contracting Organization and the address given in item 3(b) is not in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iii) or (iv) of the present item, indicate in the space provided below:

- (i) the address of the new holder (transferee) in the territory of the Contracting Party mentioned in paragraph (a)(iii) of the present item; or,

- (ii) the address of the new holder's (transferee) industrial or commercial establishment in the territory of the Contracting Party mentioned in paragraph (a)(iv) of the present item.

国際登録の名義人となるための新名義人（譲受人）の資格

(a) 該当する欄に記載:

- (i) 新名義人（譲受人）が国民である締約国の名称; 及び/又は、

- (ii) 新名義人（譲受人）が国民である締約機関の加盟国の名称; 及び/又は、

- (iii) 新名義人（譲受人）がその領域内において住所を有する締約国の名称; 及び/又は、

- (iv) 新名義人（譲受人）がその領域内において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する締約国の名称:

(b) 新名義人（譲受人）が締約国又は締約機関の加盟国の国民でない場合であり、かつ、第3欄(b)における住所が本欄(a)(iii)又は(iv)にいう締約国の領域内でない場合には、以下の欄に記載すること:

- (i) 本欄(a)(iii)にいう締約国の領域内における新名義人（譲受人）の住所; 又は、

- (ii) 本欄(a)(iv)にいう締約国の領域内における新名義人（譲受人）の工業上又は商業上の営業所の住所

CONTINUATION SHEET

No. of

記載欄が不足した場合には、こちらの連続用紙を使用してください
どの項目に関する記載が分かるように、項番とタイトルを記載してください
連続用紙を使用しない場合、この用紙は提出しないでください

連続用紙

No. of

5. 優先順位の主張【MM 1 7】

MM17 (E) – CLAIM OF SENIORITY – EUROPEAN UNION

※後日提出は認められていません
MM2(MM4)と同時に提出してください

This form **must** be annexed, where applicable, to an international application designating the European Union or to a subsequent designation of the European Union.

Number of continuation sheets:

連続用紙の枚数を記載してください

With respect to the designation of the **European Union** in the international application or in the subsequent designation indicated below, the applicant or holder wishes to claim the **seniority** of an earlier mark registered in, or for, a Member State of the European Union.

DESIGNATION OF THE EUROPEAN UNION

Check one box only.

The seniority claim relates to a designation of the European Union in:

An international application

(i) Name of the applicant¹:

(ii) Basic application or registration number (as indicated in item 5 of the international application form):

A subsequent designation

(i) Name of the holder¹:

(ii) Corresponding international registration number:

¹ Indicate the name exactly as it appears in the international application form MM2 or in the subsequent designation form MM4. If there are two or more joint applicants/holders, indicate the names of all joint applicants/holders here.

MM17 (E) – 優先順位の主張 – 欧州連合

この様式は、必要に応じて、欧州連合を指定する国際出願または欧州連合の事後指定に添付しなければなりません。

連続用紙の数:

以下に示す国際出願または事後指定における**欧州連合**の指定に関して、出願人または名義人は、欧州連合の構成国において、またはそれに関して登録されている先行商標の**優先順位**を主張することを求める。

欧州連合の指定

1つのボックスにのみチェックをする

この優先順位的主張は、以下における欧州連合の指定に関係する

 国際出願

(i) 出願人¹の氏名(名称)

(ii) 基礎となる出願または登録の番号(国際出願様式の第5欄に記載したもの):

 事後指定

(i) 名義人¹の氏名(名称):

(ii) 対応する国際登録番号:

¹ 国際出願 MM2 様式又は事後指定 MM4 様式の記載と完全に一致する氏名(名称)を記載してください。出願人又は名義人が2名以上いる場合には、全ての共同出願人/名義人の氏名をここに記載してください。

PARTICULARS OF THE EARLIER MARK FOR WHICH SENIORITY IS CLAIMED

- (1) **Member State of the European Union^a** in, or for, which the 複数国ある場合、各国毎に作成してください
 – (**only one box must be checked**; if the applicant or holder wishes to claim the seniority of a mark registered in, or for, other Member States, a distinct MM17 form must be completed for each of these other Member States – there must be as many completed MM17 forms as there are Member States for which a seniority is claimed)

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> AT Austria | <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> PT Portugal |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux ^b | <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> IE Ireland | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> CY Cyprus | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> MT Malta | |

^a The designation of the **European Union** covers its Member States (Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands (Kingdom of the), Poland, Portugal, Romania, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden).

^b The designation of **Benelux** covers the following States: Belgium, Luxembourg and Netherlands (Kingdom of the).

- (2) **Nature of the registration (check the appropriate box):**

- National registration in the Member State, or
- International registration having effect in the Member State

- (3) **Registration number:**

- (4) **Date from which the relevant registration was effective:**
(dd/mm/yyyy)

優先順位を主張する対象の先行商標の詳細

- (1) 当該先行商標を登録した**欧州連合の構成国**または当該先行商標の登録に関わる欧州連合の構成国 – (1つのボックスにのみチェックする。出願人または名義人が他の欧州連合の構成諸国において、またはそれらの諸国に関して登録されている先行商標の優先順位を主張したい場合、これらの構成国の各々について別々の MM17 様式を使用しなければならない。すなわち、優先順位を主張する相手の構成国の国数と同数の MM17 様式を作成しなければならない。)

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> DE ドイツ | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> PL ポーランド ^a |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> DK デンマーク | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル |
| <input type="checkbox"/> BX ベネルクス ^b | <input type="checkbox"/> EE エストニア | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ^a | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ共和国 | <input type="checkbox"/> FI フィンランド ^a | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| | <input type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトビア | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MT マルタ | |

- ^a 欧州連合の指定は、その加盟国を含む（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン）
- ^b ベネルクスとは、以下の国家を含む。ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ

(2) 登録の性質（該当するチェックボックスをチェックする）

- 構成国における国内登録、または
- 構成国内で効力を有する国際登録

(3) 登録番号

(4) 該当の登録が有効となった日
(日/月/年)

(5) Goods and services for which the earlier mark is registered (indicate these goods and services, grouped in the appropriate class(es))²:

欧州連合の領域内において既に登録となった指定商品(役務)のうち、当該主張の対象となる指定商品(役務)を適切な分類に区分けして国際商標出願の言語(英語)で記載してください

If the space provided is not sufficient, check the box and use a **continuation sheet**.

² You can use the Madrid Goods and Services Manager (MGS) to find indications accepted by WIPO. In MGS, you can also find acceptance information for selected Contracting Parties. MGS is available at www.wipo.int/mgs.
Use font "Courier New" or "Times New Roman", size 12 pt., or larger.
Use semicolon (;) to separate indications or goods or services listed in a given class. For example:
09 Screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

- (5) 先行商標の登録対象となった商品及び役務(適切な分類に区分けして商品及び役務を記載すること):²

- 記載欄が不足した場合、ボックスにチェックして連続用紙を使用する

² Madrid Goods and Services Manager (MGS) を使って、WIPO に受け入れられている表示を探することができます。MGS では選択した締約国の受け入れ情報もを見つけることができます。MGS は www.wipo.int/mgs を参照。フォントは“Courier New” または “Times New Roman” を使用し、サイズは 12 ポイントまたはそれ以上で記載してください。所定のクラスに記載されている表示や商品・サービスを区切るには、セミコロン (;) を使用してください。例えば、
09 Screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

CONTINUATION SHEET

No. of

連続用紙

No. of



6. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】

MM18 (E) – DECLARATION OF INTENTION TO USE THE MARK – UNITED STATES OF AMERICA

・2 頁目は空欄であっても破棄せずに併せて提出してください
・写しの提出も認められます

To be annexed to each international application or subsequent designation in which the United States of America is a designated Contracting Party¹.

DECLARATION OF INTENTION TO USE THE MARK: UNITED STATES OF AMERICA

By designating the United States in the international application/subsequent designation, the person signing below declares that:

- (1) the applicant/holder has a *bona fide* intention to use the mark in commerce that the United States Congress can regulate on or in connection with the goods/services identified in the international application/subsequent designation;
- (2) he/she is properly authorized to execute this declaration on behalf of the applicant/holder;
- (3) he/she believes applicant/holder to be entitled to use the mark in commerce that the United States Congress can regulate on or in connection with the goods/services identified in the international application/subsequent designation; and
- (4) to the best of his/her knowledge and belief no other person, firm, corporation, association, or other legal entity has the right to use the mark in commerce, either in the identical form thereof or in such near resemblance thereto as to be likely, when used on or in connection with the goods/services of such other person, to cause confusion, or to cause mistake, or to deceive;
- (5) to the best of the signatory's knowledge, information, and belief, formed after an inquiry reasonable under the circumstances, the allegations and other factual contentions made above have evidentiary support.

I declare under penalty of perjury under the laws of the United States of America that all the foregoing statements are true and correct to the best of my knowledge and belief. I understand that willful false statements and the like may jeopardize the validity of the application or document or any registration resulting therefrom, and that I may be liable under the laws of the United States of America or both (18 U.S.C. §1001). 35 U.S.C. §25(b)

出願人又は名義人が署名してください
署名は、手書き、印刷、スタンプ、タイプ打ちのいずれでも構いません

HATSUMEI Taro
Signature

28/07/2024

Date of execution
(dd/mm/yyyy)

/HATSUMEI Taro/

Signatory's Name (Printed)

President

Signatory's Title

法人の場合は、署名者の肩書き「President、General manager」等、
個人の場合は、「Applicant」又は「Holder」と記載します

¹ This form contains the **exact wording** of the declaration of intention to use the mark required by the United States of America. It should not be amended in any respect. Deletions, modifications or inclusions of text will result in the declaration being considered as **irregular**. The United States of America requires that the declaration of intention to use the mark be made in English, even if the international application or the subsequent designation is in French or Spanish. Therefore, this form is available in **English only**.

MM18 (E) – 標章を使用する意思の宣言書 - 米国

米国が指定締約国となっている各国際出願または事後指定に添付されるもの¹

標章を使用する意思の宣言書: 米国

国際登録願書/事後指定書において、米国を指定することにより、以下に署名する者は次の宣言をする:

- (1) 出願人/名義人には、国際出願/事後指定に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する真正な意思がある;
- (2) 署名者には、出願人/名義人に代わって、この宣言を実行する権限が適切に与えられている;
- (3) 署名者は、出願人/名義人には、国際出願/事後指定に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する権利があると信じる;そして
- (4) 署名者の知り得る、信じ得る限りにおいて、他のどんな個人、会社、企業、団体又はその他の法人は、彼らの商品/役務に関し使用された場合、混同、誤解、若しくは詐称を引き起こす様な当該標章と同一の、又は類似の形態で商業上標章を使用する権利を有しない;
- (5) 署名者の知り得る、信じ得る限りにおいて、この状況下における合理的な照会について、申立て及び証拠に基づくその他の事実の主張を行う。

私は、米国法にある偽証罪のもと、これまでの全ての陳述は、私の知り得る、信じ得る限りにおいて、真実であり、正確であることを宣言する。私は、故意の虚偽申立等は、出願、書類、又はその結果としてのいかなる登録の有効性を危うくし、罰金若しくは禁固刑、又はその両方により罰されることを承知する (18 U.S.C. section 1001)。35 U.S.C. section 25(b)。

HATSUMEI Taro

署名

28/07/2024

署名日(日/月/年)

/HATSUMEI Taro/

署名者の氏名(タイプ浄書)

President

署名者の肩書

¹ この用紙は、米国で要求されている標章使用の意思表示の**正確な文言**を含んでいます。いかなる点においても修正してはなりません。テキストの削除、変更、または挿入を行うと、宣言が不正確であるとみなされます。米国は、国際出願や事後指定がフランス語やスペイン語であっても、標章使用の意思表示を英語で行うことを要求しています。したがって、このフォームは**英語のみ**で作成可能です。

INSTRUCTION

This declaration must be signed by:

- (1) the applicant/holder or a person with legal authority to bind the applicant/holder; or
- (2) a person with firsthand knowledge of the facts and actual or implied authority to act on behalf of the applicant/holder; or
- (3) an attorney who is authorized to practice before the United States Patent and Trademark Office under 37 C.F.R. §10.1(c), who has an actual written or verbal power of attorney or an implied power of attorney from the applicant/holder.

INFORMATION REQUIRED BY THE INTERNATIONAL BUREAU

MM18を本国官庁に提出する場合は、本欄の記載は不要です
空欄であっても、MM18を提出する際は本頁を含めて提出してください
MM4とMM18を直接WIPOへ送付する場合は本欄も記載が必要となります

国際事務局が該当出願を確認するための記載ですので、基礎となる
出願(登録)が2件以上ある場合でも、1件のみ記載してください

(a) Where the present declaration refers to a basic application, indicate:

Basic application number:

application (dd/mm/yyyy):

(b) Where the present declaration refers to an international application based on a basic registration, indicate:

Basic registration number:

Date of the basic registration (dd/mm/yyyy):

(c) Where the present declaration refers to a subsequent designation of an international registration, indicate:

International registration number:

International Bureau's reference (where applicable):

Name of applicant/holder:

説明事項

この宣言書は、以下の者により署名されなければならない：

- (1) 出願人/名義人、又は出願人/名義人を拘束する法的な権限を有する者、又は
- (2) 事実関係を直接に把握し、出願人/名義人に代わり行動する権限を実際に有する若しくは有すると思われる者、又は
- (3) 37 C.F.R. section 10.1(c)のもとに米国特許商標庁に対し業務を行う権限を与えられ、出願人/名義人から実際の書面若しくは口頭での委任を受けた若しくはそれと思われる委任を受けた弁護士。

国際事務局により要求される情報

(a) 当該宣言が基礎出願を基にした国際出願に関わる場合に記載

基礎出願番号	<input type="text"/>	基礎出願日 (日/月/年):	<input type="text"/>
--------	----------------------	-------------------	----------------------

(b) 当該宣言が基礎登録を基にした国際出願に関わる場合に記載

基礎登録番号	<input type="text"/>	基礎登録日 (日/月/年):	<input type="text"/>
--------	----------------------	-------------------	----------------------

(c) 当該宣言が国際登録の事後指定に関わる場合に記載：

国際登録番号	<input type="text"/>
--------	----------------------

国際事務局の使用欄(該当する場合)

出願人/名義人の氏名(名称)

参考資料

1. マドリッド協定議定書締約国一覧
2. 個別手数料一覧表
3. 「外国送金依頼書 兼 告知書」 記載見本
4. 「指定通報」見本
5. 「国際登録証明書」見本
6. 「個別手数料（登録料）支払通知」見本
7. 書類の提出先一覧
8. W I P O 問い合わせ先
9. マドリッド制度 用語集

マドリッド協定議定書締約国一覧

2024年5月30日現在

	締約国(国名コード)	効力発生日	個別 手数料*1	18ヶ月 宣言*2	ライセンス 未適用*3
	英国	United Kingdom (GB)	1995.12.01	○	○
1	マン島	Isle of Man (IM)	2015.09.30	○	○
	ジブラルタル	Gibraltar (GI)	2021.01.01	○	○
	ガーンジー*6	Bailiwick of Guernsey (GG)	2021.01.01	○	○
2	スウェーデン	Sweden (SE)	1995.12.01	○	○
3	スペイン	Spain (ES)	1995.12.01		
4	中国(香港・マカオ未適用)	China (CN)	1995.12.01	○	○
5	キューバ	Cuba (CU)	1995.12.26	○	
6	デンマーク	Denmark (DK)	1996.02.13	○	○
7	ドイツ	Germany (DE)	1996.03.20		
8	ノルウェー	Norway (NO)	1996.03.29	○	○
9	フィンランド	Finland (FI)	1996.04.01	○	○
10	チェコ	Czech Republic (CZ)	1996.09.25		
11	モナコ	Monaco (MC)	1996.09.27		
12	北朝鮮(注)	Democratic People's Republic of Korea (KP)	1996.10.03		
13	ポーランド	Poland (PL)	1997.03.04		○
14	ポルトガル	Portugal (PT)	1997.03.20		
15	アイスランド	Iceland (IS)	1997.04.15	○	○
16	スイス	Switzerland (CH)	1997.05.01	○	○
17	ロシア	Russian Federation (RU)	1997.06.10		○
18	スロバキア	Slovakia (SK)	1997.09.13		○
19	ハンガリー	Hungary (HU)	1997.10.03		
20	フランス	France (FR)	1997.11.07		
21	リトアニア	Lithuania (LT)	1997.11.15		○
22	モルドバ	Republic of Moldova (MD)	1997.12.01	○	○
23	セルビア(セルビア・モンテネグロを継承)	Serbia (RS)	1998.02.17		
24	スロベニア	Slovenia (SI)	1998.03.12		
25	リヒテンシュタイン	Liechtenstein (LI)	1998.03.17		
26	オランダ*4	Netherlands (NL)	1998.04.01	○	
	キュラソー島	Curacao (CW)	2010.10.10	○	
	シント・マールテン島	Sint Maarten (SX)	2010.10.10	○	
	ボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島	Bonaire, Saint Eustatius and Saba (BQ)	2010.10.10	○	
27	ベルギー*4	Belgium (BE)	1998.04.01	○	
28	ルクセンブルク*4	Luxembourg (LU)	1998.04.01	○	
29	ケニア	Kenya (KE)	1998.06.26	○	○
30	ルーマニア	Romania (RO)	1998.07.28		
31	ジョージア	Georgia (GE)	1998.08.20	○	○
32	モザンビーク	Mozambique (MZ)	1998.10.07		
33	エストニア*5	Estonia (EE)	1998.11.18	○	○
34	エスワティニ	Eswatini (SZ)	1998.12.14		
35	トルコ	Turkey (TR)	1999.01.01	○	○
36	レソト	Lesotho (LS)	1999.02.12		
37	オーストリア	Austria (AT)	1999.04.13		
38	トルクメニスタン	Turkmenistan (TM)	1999.09.28	○	○
39	モロッコ	Morocco (MA)	1999.10.08	○	
40	シエラレオネ	Sierra Leone (SL)	1999.12.28		
41	ラトビア	Latvia (LV)	2000.01.05		
42	日本	Japan (JP)	2000.03.14	○	○
43	アンティグア・バーブーダ	Antigua and Barbuda (AG)	2000.03.17	○	○
44	イタリア	Italy (IT)	2000.04.17	○	○
45	ブータン	Bhutan (BT)	2000.08.04		
46	ギリシャ	Greece (GR)	2000.08.10	○	○
47	アルメニア	Armenia (AM)	2000.10.19	○	○
48	シンガポール	Singapore (SG)	2000.10.31	○	○
49	ウクライナ	Ukraine (UA)	2000.12.29	○	○
50	モンゴル	Mongolia (MN)	2001.06.16		
51	オーストラリア	Australia (AU)	2001.07.11	○	○
52	ブルガリア	Bulgaria (BG)	2001.10.02	○	○
53	アイルランド	Ireland (IE)	2001.10.19	○	○
54	ザンビア	Zambia (ZM)	2001.11.15	○	
55	ベラルーシ	Belarus (BY)	2002.01.18	○	○
56	北マケドニア	North Macedonia (MK)	2002.08.30		
57	韓国	Republic of Korea (KR)	2003.04.10	○	○

	締約国(国名コード)		効力発生日	個別 手数料*1	18ヶ月 宣言*2	ライセンス 未適用*3
58	アルバニア	Albania (AL)	2003.07.30			
59	米国	United States of America (US)	2003.11.02	○	○	
60	キプロス	Cyprus (CY)	2003.11.04		○	
61	イラン	Islamic Republic of Iran (IR)	2003.12.25		○	
62	クロアチア	Republic of Croatia (HR)	2004.01.23			
63	キルギス	Kyrgyzstan (KG)	2004.06.17	○		○
64	ナミビア	Namibia (NA)	2004.06.30			
65	シリア	Syrian Arab Republic (SY)	2004.08.05	○	○	
66	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	European Union (EM)	2004.10.01	○	○	
67	バーレーン	Bahrain (BH)	2005.12.15	○	○	
68	ベトナム	Viet Nam (VN)	2006.07.11	○		
69	ボツワナ	Botswana (BW)	2006.12.05			
70	ウズベキスタン	Uzbekistan (UZ)	2006.12.27	○	○	
71	モンテネグロ	Montenegro (ME)	2006.06.03			
72	アゼルバイジャン	Azerbaijan (AZ)	2007.04.15			
73	サンマリノ	San Marino (SM)	2007.09.12	○	○	
74	オマーン	Oman (OM)	2007.10.16	○	○	
75	マダガスカル	Madagascar (MG)	2008.04.28		○	
76	ガーナ	Ghana (GH)	2008.09.16	○	○	
77	サントメ・プリンシペ	Sao Tome and Principe (ST)	2008.12.08			
78	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Bosnia and Herzegovina (BA)	2009.01.27			
79	エジプト	Egypt (EG)	2009.09.03			
80	リベリア	Liberia (LR)	2009.12.11			
81	スーダン	Sudan (SD)	2010.02.16			
82	イスラエル	Israel (IL)	2010.09.01	○	○	
83	カザフスタン	Kazakhstan (KZ)	2010.12.08			
84	タジキスタン	Tajikistan (TJ)	2011.06.30	○	○	
85	フィリピン*5	Philippines (PH)	2012.07.25	○	○	
86	コロンビア	Colombia (CO)	2012.08.29	○	○	○
87	ニュージーランド(トケラウ諸島未適用)	New Zealand (NZ)	2012.12.10	○	○	○
88	メキシコ	Mexico (MX)	2013.02.19	○	○	○
89	インド*5	India (IN)	2013.07.08	○	○	○
90	ルワンダ	Rwanda (RW)	2013.08.17			
91	チュニジア	Tunisia (TN)	2013.10.16	○	○	
92	アフリカ知的所有権機関(OAPI)	African Intellectual Property Organization (OA)	2015.03.05	○	○	○
93	ジンバブエ	Zimbabwe (ZW)	2015.03.11	○	○	
94	カンボジア	Cambodia (KH)	2015.06.05	○	○	○
95	アルジェリア	Algeria (DZ)	2015.10.31		○	
96	ガンビア	Gambia (GM)	2015.12.18	○	○	○
97	ラオス	Lao People's Democratic Republic (LA)	2016.03.07	○	○	○
98	ブルネイ	Brunei Darussalam (BN)	2017.01.06	○	○	
99	タイ	Thailand (TH)	2017.11.07	○	○	○
100	インドネシア	Indonesia (ID)	2018.01.02	○	○	○
101	アフガニスタン	Islamic Republic of Afghanistan (AF)	2018.06.26			○
102	マラウイ	Malawi (MW)	2018.12.25		○	○
103	サモア	Samoa (WS)	2019.03.04	○	○	○
104	カナダ	Canada (CA)	2019.06.17	○	○	○
105	ブラジル*5	Brazil (BR)	2019.10.02	○	○	○
106	マレーシア	Malaysia (MY)	2019.12.27	○	○	○
107	トリニダード・トバゴ	Republic of Trinidad and Tobago (TT)	2021.01.12	○	○	
108	パキスタン	Islamic Republic of Pakistan (PK)	2021.05.24	○	○	○
109	アラブ首長国連邦	United Arab Emirates (AE)	2021.12.28	○	○	
110	ジャマイカ	Jamaica (JM)	2022.03.27	○	○	○
111	チリ	Chile (CL)	2022.07.04	○	○	○
112	カーボベルデ	Cabo Verde (CV)	2022.07.06			
113	ベリーズ	Belize (BZ)	2023.02.24	○	○	○
114	モーリシャス	Mauritius (MU)	2023.05.06	○	○	○
115	カタール	Qatar (QA)	2024.08.03	○	○	○

注:日本は北朝鮮を国として認めていない。

*1 個別手数料を受領する旨を宣言した加盟国

*2 拒絶通報を18ヶ月以内にWIPOへ通報する旨を宣言した加盟国

*3 ライセンスの規定(共通規則第20規則の2)を適用しない旨を宣言した加盟国

*4 オランダ、ベルギー、ルクセンブルクへの出願はベネルクス(BX)の指定となります。

*5 議定書第14条(5)の宣言をした加盟国。当該国において議定書の効力が発生する日前の国際登録をもとに事後指定をすることはできません。

*6 英国指定では適用されないため別途指定が必要

◆お問い合わせ先:特許庁国際窓口・商標出願室 電話:03-3581-1101(代) 内線2671,2672

出典元:WIPOホームページで最新情報をご確認下さい。 <http://www.wipo.int/madrid/en/members/>

マドリード協定議定書個別手数料一覧表

参考資料2

2025年8月1日現在

	国名	変更情報	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
新料金	1 アイスランド	2025.2.16～	1類まで	257	1類まで	257
			1類を超えた1類毎に 団体商標	56	1類を超えた1類毎に 団体商標	56
	2 アイルランド	2025.1.19～	1類まで	228	1類まで	233
			1類を超えた1類毎に	65	1類を超えた1類毎に	116
	3 アフリカ知的所有権機関(OAPI)	2022.3.23～	1類まで	572	1類まで	794
			1類を超えた1類毎に	119	1類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料(類の数によらない)	159 207
	4 アラブ首長国連邦	2021.12.28～	1類毎に	1,630	1類毎に	1,630
	5 アルメニア	2020.12.16～	1類まで	187	1類まで	187
	6 アンティグア・バーブーダ	2021.1.3～	1類を超えた1類毎に	19	1類を超えた1類毎に	19
			類の数によらない	220	類の数によらない	102
	7 イスラエル	2025.3.18～	1類まで	459	1類まで	817
	8 イタリア	2025.1.19～	1類を超えた1類毎に	345	1類を超えた1類毎に	690
1類まで			85	1類まで	56	
1類を超えた1類毎に 団体商標			28	1類を超えた1類毎に 団体商標	28	
類の数によらない			282	類の数によらない	169	
9 インド	2023.8.13～	1類毎に	110	1類毎に	110	
	2025.8.31～	1類毎に	93	1類毎に	93	
10 インドネシア	2024.10.12～	1類毎に	110	1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	137 275	
11 ウクライナ	2011.9.18～	3類まで	429	類の数によらない	429	
12 ウズベキスタン	2025.1.1～	3類を超えた1類毎に	86	類の数によらない	429	
		1類まで	272	1類まで	136	
		1類を超えた1類毎に 団体商標	111	1類を超えた1類毎に 団体商標	91	
		1類まで	408	1類まで	272	
13 英国 ※1	2023.7.12～	1類を超えた1類毎に	68	1類を超えた1類毎に	45	
		1類まで	202	1類まで	224	
14 エストニア	2015.5.11～	1類を超えた1類毎に	56	1類を超えた1類毎に	56	
		1類まで	151	類の数によらない	188	
		1類を超えた1類毎に 団体商標	47	団体商標	235	
15 欧州連合	2023.10.12～	1類まで	789	1類まで	789	
		2類目	48	2類目	48	
		2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	144	2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	144	
		1類まで	1,346	1類まで	1,346	
16 オーストラリア	2023.12.9～	2類目	48	2類目	48	
		2類を超えた1類毎に	144	2類を超えた1類毎に	144	
		1類まで	232	1類まで	232	
17 オマーン	2011.6.9～	1類毎に	484	1類毎に	727	
		1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	1,211	1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	1,453	
18 カザフスタン	2025.7.7～	3類まで	266	3類まで	322	
		3類を超えた1類毎に	75	3類を超えた1類毎に	56	
		3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	493	3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標	322	
		3類まで	56	3類を超えた1類毎に	56	
19 カタール	2024.8.3～	1類毎に	1,127	1類毎に	876	
	2015.8.10～	1類毎に	379	1類毎に	370	
20 ガーナ	2025.8.31～	1類毎に	318	1類毎に	310	
	2023.9.26～	1類まで	169	1類まで	86	
21 カーボベルデ	2023.9.26～	1類を超えた1類毎に	62	1類を超えた1類毎に	86	
22 ガーンジー ※1	2023.5.26～	1類まで	226	1類まで	226	
23 カナダ	2024.1.1～ (2025.1.1～※3)	1類を超えた1類毎に	23	1類を超えた1類毎に	23	
		1類まで	299	1類まで	362	
24 韓国	2023.7.26～	1類毎に	91	1類を超えた1類毎に	113	
	2025.8.10～	1類毎に	191	1類毎に	218	
25 ガンビア	2016.1.6～	1類毎に	167	1類毎に	191	
	2025.8.31～	1類毎に	97	類の数によらない	243	
26 カンボジア	2018.5.21～	1類毎に	80	類の数によらない	199	
27 キューバ	2013.5.26～	第1段階(出願料相当分)		3類まで	274	
		3類まで	274	3類を超えた1類毎に	91	
		3類を超えた1類毎に 団体商標	91	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで	329	
		3類まで	320	3類を超えた1類毎に	91	
		3類を超えた1類毎に	91	団体商標	320	
		第2段階(登録料相当分)※2		3類を超えた1類毎に	91	
類の数によらない	82	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで	375			
団体商標		類の数によらない	82	3類を超えた1類毎に	91	

	国名	変更情報	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
28	キュラソー島	2021.5.19～	3類まで	294	3類まで	294
			3類を超えた1類毎に	30	3類を超えた1類毎に	30
			団体商標		団体商標	
			3類まで	584	3類まで	584
29	ギリシャ	2024.12.28～	3類を超えた1類毎に	60	3類を超えた1類毎に	60
			1類まで	112	1類まで	103
			1類を超えた1類毎に	19	1類を超えた1類毎に	19
			団体商標		団体商標	
30	キルギス	2004.6.17～	1類まで	340	類の数によらない	500
			1類を超えた1類毎に	160		
			1類まで	312	1類まで	178
			1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134
31	ケニア	2014.6.12～	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
			1類まで	312	1類まで	178
			1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134
			1類まで	260	1類まで	142
32	コロンビア	2025.1.1～	1類を超えた1類毎に	130	1類を超えた1類毎に	70
			団体商標又は証明商標		6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
			1類まで	346	1類まで	194
			1類を超えた1類毎に	173	1類を超えた1類毎に	95
33	サモア	2023.4.22～	1類毎に	173	1類毎に	173
		2025.8.31～	1類毎に	146	1類毎に	146
34	ザンビア	2024.12.21～	1類まで	49	1類まで	162
			1類を超えた1類毎に	39	1類を超えた1類毎に	130
35	サンマリノ	2024.12.25～	1類まで	140	1類まで	140
			1類を超えた1類毎に	47	1類を超えた1類毎に	47
			団体商標		団体商標	
			1類まで	234	1類まで	234
36	ジャマイカ	2022.3.27～	1類まで	188	1類まで	117
			1類を超えた1類毎に	25	1類を超えた1類毎に	25
		2025.8.31～	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
			1類まで	304	1類まで	117
37	ジョージア	2012.1.19～	1類まで	157	1類まで	98
			1類を超えた1類毎に	21	1類を超えた1類毎に	21
			団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
			1類まで	254	1類まで	98
38	シリア	2022.5.26～	1類を超えた1類毎に	21	1類を超えた1類毎に	21
			1類まで	314	1類まで	314
			1類を超えた1類毎に	115	1類を超えた1類毎に	115
			1類毎に	134	1類毎に	134
39	シンガポール	2025.9.18～	1類毎に	215	1類毎に	215
		2022.5.26～	1類毎に	261	1類毎に	302
40	セント・マルテン島	2014.12.1～	1類毎に	265	1類毎に	310
			3類まで	298	3類まで	298
41	ジンバブエ	2016.1.7～	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31
			団体商標		団体商標	
			3類まで	593	3類まで	593
			3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61
42	スイス	2023.7.1～	1類まで	97	1類毎に	78
			1類を超えた1類毎に	58		
43	スウェーデン	2023.8.13～	1類まで	80	1類毎に	64
			1類を超えた1類毎に	48		
44	タイ	2023.11.27～	3類まで	400	類の数によらない	500
			3類を超えた1類毎に	50		
45	タジキスタン	2021.4.15～	1類まで	194	1類まで	194
			1類を超えた1類毎に	76	1類を超えた1類毎に	76
46	中国	2011.11.6～	1類毎に	360	1類毎に	450
			1類まで	274	1類まで	274
47	チュニジア	2022.12.18～	1類を超えた1類毎に	21	1類を超えた1類毎に	21
			1類まで	249	1類まで	498
			1類を超えた1類毎に	125	1類を超えた1類毎に	249
			団体商標		団体商標	
48	チリ	2023.12.30～	1類まで	747	1類まで	377
			1類を超えた1類毎に	374	1類を超えた1類毎に	191
			1類まで	180	1類まで	234
			1類を超えた1類毎に	36	1類を超えた1類毎に	54
49	デンマーク	2022.12.18～	1類毎に	251	1類毎に	377
			1類まで	257	1類まで	257
50	トリニダード・トバゴ	2021.1.12～	2類目	26	2類目	26
			2類を超えた1類毎に	77	2類を超えた1類毎に	77
			1類まで	191	類の数によらない	191
			1類を超えた1類毎に	20		
51	トルクメニスタン	2020.11.17～	1類まで	228	1類まで	456
			1類を超えた1類毎に	91	1類を超えた1類毎に	228
			1類まで	211	類の数によらない	187
			2類目	61	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
52	トルコ	2025.4.20～	2類を超えた1類毎に	68	類の数によらない	326
			1類まで	164	類の数によらない	145
		2025.8.24～	2類目	47	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
			2類を超えた1類毎に	52	類の数によらない	254
53	ニュージーランド	2023.8.21～	1類毎に	55	1類毎に	109
			1類まで	309	1類まで	276
54	ノルウェー	2024.3.1～	1類を超えた1類毎に	81	1類を超えた1類毎に	106
			団体商標、保証商標 又は証明商標		団体商標、保証商標 又は証明商標	
			1類まで	325	1類まで	418
			1類を超えた1類毎に	134	1類を超えた1類毎に	171

	国名	変更情報	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)	
	55	バキスタン	2023.7.1～	1類毎に 54	1類毎に 48		
	56	バーレーン	2024.4.28～	1類毎に 1,517 団体商標又は証明商標 1類毎に 1,867	1類毎に 1,517 団体商標又は証明商標 1類毎に 1,867		
	57	フィリピン	2024.4.28～	1類毎に 89	1類毎に 137		
	58	フィンランド	2024.4.10～	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	222 93 297 93	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	
新料金	59	ブラジル	2024.12.21～	第1段階(出願料相当分) 1類毎に 第2段階(登録料相当分)※2 1類毎に	62 112	1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	160 241
			2025.8.9～	第1段階(出願料相当分) 1類毎に 第2段階(登録料相当分)※2 1類毎に	61 109	1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	146 292
			2025.9.20～	1類毎に	251	1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	146 292
	60	ブルガリア	2025.1.19～	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	290 19 528 48	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	
	61	ブルネイ	2017.7.3～	1類まで 1類を超えた1類毎に	196 107	1類毎に 143	
	62	米国	2025.2.18～	1類毎に	530	1類毎に 287	
	63	ベトナム	2024.11.17～	1類毎に	124	1類毎に 111	
	64	ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ)	2022.12.18～	1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に	224 25 75 349 39 117	1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に	243 27 82 442 50 149
2003.4.28～			3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700	
2023.2.24～			1類まで 1類を超えた1類毎に	226 48	1類まで 1類を超えた1類毎に	178 36	
新料金	66	ベリーズ	2025.8.31～	1類まで 1類を超えた1類毎に	189 40	1類まで 1類を超えた1類毎に	149 30
			2011.4.5～	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	195 20 279 20	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	319 56 581 56
新料金	67	ボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島	2025.8.31～	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	163 17 233 17	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	267 47 486 47
			2023.7.26～	1類毎に	221	1類毎に 201	
	68	マレーシア	2023.7.26～	1類毎に	221	1類毎に 201	
	69	メキシコ	2020.8.10～	1類毎に	132	1類毎に 127	
新料金	70	モーリシャス	2023.5.6～	1類まで 1類を超えた1類毎に	124 41	1類まで 1類を超えた1類毎に	104 41
			2025.8.31～	1類まで 1類を超えた1類毎に	105 35	1類まで 1類を超えた1類毎に	88 35
	71	モルドバ	2025.1.19～	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	223 47 270 47	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	233 47 372 47
2023.1.6～			1類まで 1類を超えた1類毎に	219 44	1類まで 1類を超えた1類毎に	219 44	
	72	モロッコ	2023.1.6～	1類まで 1類を超えた1類毎に	219 44	1類まで 1類を超えた1類毎に	219 44
	73	ラオス	2024.12.7～	1類まで 1類を超えた1類毎に	44 31	1類まで 1類を超えた1類毎に	44 31
新料金			74	日本	2023.4.1～	1類まで 1類を超えた1類毎に	304 285
	2023.12.23～	1類まで 1類を超えた1類毎に			266 250	1類毎に 263	

※1 ガーンジーを指定する国際出願、国際登録の事後指定及び国際登録の更新については、ガーンジーの個別手数料をご確認ください。

※2 キューバ、日本(2023年3月31日以前に本国官庁が受領した出願若しくは事後指定、又は同日以前にWIPO国際事務局が受領した事後指定に限る)、ブラジルは個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標準の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

※3 カナダについては、2024年10月31日付のInformation Notice(INFORMATION NOTICE NO. 10/2024)にて2025年1月1日以降にカナダでの金額が変更される旨の発表がありました。スイスフラン建ての料金に変更はございません。

詳細はこちら: https://www.ipo.go.jp/system/trademark/madrid/madrid_teiyakukoku/canada_20241114.html


注) 最新情報はWIPOのホームページでご確認ください。

<https://www.wipo.int/web/madrid-system/fees/ind taxes>

お問い合わせ先: 特許庁国際意匠・商標出願室
電話: 03-3581-1101(代) 内線2671, 2672

「指定通報」見本

(国際事務局から指定国官庁への通報)

Registrations	
Designated Contracting Party: Japan	 WIPO MADRID <small>The International Trademark System</small>
NOTIFICATION	
	ENN/2013/28
PATENT OFFICE	
<i>Reproduction of the mark where the mark is represented in standard characters</i>	標章
<i>Registration number</i>	1 168 336
<i>Registration date</i>	June 13, 2013
<i>Date next payment due</i>	June 13, 2023
<i>Name and address of holder</i>	Patent Limited. 12-34, Haymarket, London, SW5Y & DQ (United Kingdom)
<i>Legal nature of the holder (legal entity) and place of organization</i>	Limited Liability Partnership, United Kingdom
<i>Name and address of the representative</i>	TRM Office. 361. Liverpool Road. London. 1NL (United Kingdom)
<i>List of goods and services NCL(10-2013)</i>	9 Computer games software; computer software for video games or for games machines; computer programs for video and computer games; video discs, discs, tapes, cassettes, compact discs; CD-ROMs, data bearing record carriers for computers; sound recordings, video recordings; software for playing video, computer and on-line games; software for enabling video, computer and on-line games to be run on multiple platforms; downloadable software for developing, designing, modifying and customizing video, computer and on-line games; games software for mobile phones; electronic publications (downloadable) provided on-line from databases for the Internet; software for enhancing and developing video games; peripheral apparatus, instruments and equipment for computers, especially mice, joysticks, and mouse pads; parts and fittings for all the aforesaid goods. 41 Entertainment provided via the Internet; on-line gaming services; providing on-line computer games, multi-player matching services, and on-line entertainment in the nature of tournaments, cyber or virtual sports leagues and games shows; providing on-line information in the field of computer gaming entertainment; providing games by cellular telephone communication; providing games by or for use on cellular telephones; providing on-line electronic publications (not downloadable).
<i>Basic application</i>	European Union, 17.12.2012, 011429909
<i>Basic registration</i>	European Union, 13.05.2013, 011429909
<i>Data relating to priority under the Paris Convention</i>	European Union, 17.12.2012, 011429909
<i>Designations under the Madrid Protocol</i>	Japan
<i>Date of notification</i>	25.07.2013
<i>Language of the international application</i>	English
<small>WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION</small> <small>36, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland www.wipo.int</small>	

指定通報
(事後指定はEXN)

標章

国際登録日

国際登録番号

名義人の氏名(名称)
及び住所(居所)

次回更新日

代理人の氏名・住所

指定商品・
指定役務


基礎出願日・基礎出願番号
基礎登録日・基礎登録番号
優先権記事

指定通報日

使用言語


「国際登録証明書」見本

(国際事務局から名義人へ通報)



CERTIFICATE OF REGISTRATION

The International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO) certifies that the indications appearing in the present certificate conform to the recording made in the International Register of Marks maintained under the Madrid Agreement and Protocol.

<p>標章</p>	<p><i>Reproduction of the mark</i></p> 
<p>国際登録番号</p>	<p><i>Registration number</i> 879 539</p>
<p>名義人の氏名及び住所</p>	<p><i>Registration date</i> December 27, 2005</p> <p><i>Date next payment due</i> December 27, 2015</p> <p><i>Name and address of holder</i> Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle 34 chemin des Colombettes, CH-1211 Genève 20 (Switzerland)</p> <p><i>Legal nature of the holder (legal entity) and place of organization</i> Organisation Intergouvernementale</p>
<p>クラス及び指定商品・役務</p>	<p><i>Classification of figurative elements</i> 16.3; 27.5</p> <p><i>List of goods and services NCL(8)</i> 16 Manuals, printed matter and pamphlets; instructional and teaching material (except apparatus). 35 Clerical services for data banks (including statistical data), in connection with the provision of information in the field of patents of invention, including collection, updating, editing, formatting, development and analysis of such data.</p>
<p>指定締約国</p>	<p><i>Basic registration</i> Switzerland, 19.07.2005, 538720</p> <p><i>Data relating to priority under the Paris Convention</i> Switzerland, 19.07.2005, 538720</p> <p><i>Designations under the Madrid Protocol</i> Australia, European Community, Japan, Republic of Korea, Singapore, United States of America</p> <p><i>Declaration of intention to use the mark</i> Singapore, United States of America</p> <p><i>Date of notification</i> 20.04.2006</p> <p><i>Language of the international application</i> English</p>

Head of the Operations Service
Madrid Registry
Brands and Designs Sector

Geneva, April 20, 2006

WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

34, chemin des Colombettes
1211 Geneva 20, Switzerland
www.wipo.int

「個別手数料(登録料)支払通知」見本

(国際事務局から名義人への通報)

JPO Reference number: 2014-123456 (1 / 1)

THE PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

NOTIFICATION OF SECOND PART OF INDIVIDUAL FEE

This notification is issued pursuant to the Rule 34(3)(C) of the Common Regulations.

Drafting date: 2015/06/01

I. Office of a Designated Contracting Party:

Japan Patent Office (JPO) 4-3, Kasumigaseki 3-chome Chiyoda-ku Tokyo 100-8915 JAPAN
Fax: +81-3-3580-8033

II. International registration number: 1234567

Mark: TOKKYOCHO

Date of international registration: 2013/07/25

国際登録番号

標章

国際登録日

III. Holder of the international registration:

TOKKYOTARO KABUSHIKIKAISHA

名義人の名称

IV. Number of classes of goods and services for which the mark is protected: *

2

区分数

V. Date by which a second part of individual fee must be paid:

The payment shall be paid to the International Bureau by the following date.

2015/09/29

支払期限

*Note

Where the second part of the individual fee is not paid by the above-mentioned date, the International Bureau shall cancel the International registration in the International Register with respect to Japan. [Rule 34(3)(d)]

VI. Date on which the notification was pronounced: 2015/06/29

VII. Signature or official seal by the office:

書類の発送日



書類の提出先一覧

書 類 名	提 出 先
1. 本国官庁へ提出する手続	
(1) MM2 : 国際登録願書	国際意匠・商標出願室
(2) MM4 : 事後指定書	〃
(3) MM11 : 国際登録の更新の申請書	〃
(4) MM5 : 名義人の変更の記録の請求書	〃
(5) MM17 : 優先順位的主張	〃
(6) MM18 : 標章を使用する意思の宣言書	〃
(7) 差替書面提出書	〃
(8) 意見書 (国際事務局からの指定商品 (役務) の欠陥通知に対する応答)	〃
※3. のとおり 国際事務局に 提出することもできます。	
2. 指定国官庁へ提出する手続	
1. 審査係属中の中間書類	
(1) 代理人受任届	国際意匠・商標出願室
(2) 手続補正書	〃
(3) 意見書 (拒絶理由に対する意見書)	〃
(4) 期間延長請求書	〃
(5) 刊行物等提出書	〃
2. 審判関係	
(1) 審判請求書	出 願 課
(2) 審判係属中の中間書類	〃
3. 登録異議申立関係	
(1) 商標登録異議申立書	出 願 課
(2) 登録異議申立係属中の中間書類	〃
3. 国際事務局へ提出する手続	
(1) MM4 : 事後指定書	国 際 事 務 局
(2) MM5 : 名義人の変更の記録の請求書	〃
(3) MM6 : 商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求書	〃
(4) MM7 : 放棄の記録の請求書	〃
(5) MM8 : 国際登録の取消の記録の請求書	〃
(6) MM9 : 名義人の氏名、住所、法的性質の変更の記録の請求書	〃
(7) MM10 : 代理人の氏名又は住所の変更の記録の請求書	〃
(8) MM11 : 国際登録の更新の申請書	〃
(9) MM12 : 代理人の選任の届出書	〃
(10) MM13 : ライセンスの記録の申請書	〃
(11) MM14 : ライセンスの記録の修正の請求書	〃
(12) MM15 : ライセンスの記録の取消の請求書	〃
(13) MM17 : 優先順位的主張	〃
(14) MM18 : 標章を使用する意思の宣言書	〃
(15) MM19 : 名義人の処分権の制限	〃
(16) MM20 : 処理の継続の申請書	〃
(17) MM21 : 記録の更正の請求書	〃
(18) MM23 : 名義人の一部変更の記録に起因する国際登録の併合の請求書	〃

WIPO問い合わせ先

○マドリッドプロトコルに関する書類の提出先及び問い合わせ先(英語)は以下のとおりです。

1. WIPO ウェブサイト(Contact Madrid)からの各種手続き書類の提出及び各種お問い合わせ

<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>

3. 電話による問い合わせ先(日本時間 5:00pm~1:00am)

一般的な問い合わせ: +41-22-338-8686

抄本の問い合わせ: +41-22-338-8484

注1) MM2 は WIPO へ直接提出することはできません。

注2) 上記各担当部署との連絡言語は「英語」になります。

注3) 欧州では復活祭(4~6月頃)、夏季休暇(7~8月)、クリスマスの時期に合わせて、職員が1~4週間休暇をとる場合がありますので、緊急の案件がある場合にはご注意ください。

○マドリッドプロトコルに関する WIPO への日本語での問い合わせ先は、以下のとおりです。

WIPO 日本事務所(電話) : 03-5532-5030

お問い合わせフォーム: <https://www3.wipo.int/contact/ja/area.jsp?area=wjo>

※ WIPO 提出済み書面の進捗状況は、下記オンラインツールで確認できます。

Madrid Monitor : <http://www.wipo.int/madrid/monitor/en/>



マドリッド制度 用語集

用語	(英語表記)	用語解説
標章の国際登録に関するマドリッド協定	Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks	商標の国際的な登録制度としてパリ条約の特別取極(第19条)として1891年に創設。 本国官庁における登録商標を基礎として、1以上の締約国を指定(本国官庁の指定不可)し国際出願ができる。国際出願は本国官庁経由でWIPO国際事務局へ送付され、国際出願が適切な要件を満たしている場合は、国際登録簿に記録され、WIPO公報により公開される。国際事務局から保護が求められた各締約国(指定国)に国際登録が通報され、審査される。 暫定的拒絶通報が送付できる期間は、指定通報日から1年。 存続期間は、国際登録日から20年(更新可能)。
標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル/マドプロ)	Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks	協定よりも多くの国が利用できる商標の国際登録制度を目指し、パリ条約の特別取極として、1995年1月2日に発効、1996年4月から運用開始。協定とは共通の枠組みも有しているものの、協定とは独立した条約。 日本は1999年12月14日にWIPOへ加入書を寄託することで議定書に加盟し、2000年3月14日から発効。 本国官庁における商標出願又は登録商標が出願対象。 暫定的拒絶通報の期間は、指定通報日から1年または18ヶ月。 存続期間は、国際登録日から10年(更新可能)。
本国官庁	the Office of origin	基礎出願又は基礎登録がある官庁。国際出願を受理した日を証明し、国際出願の記載事項と基礎出願/基礎登録の記載事項の同一性の認証を行う(第9規則(5)(d))。 本国官庁認証後、国際出願を国際事務局へ送付する。
指定国官庁	the Office of (a designated) contracting party	標章の保護の効果が及ぶ領域指定がされた国の官庁。国際登録簿への記録後に送付された領域指定の通報に基づき、標章の保護に関する審査を行う。
WIPO国際事務局(IB)	the International Bureau of WIPO	WIPO国際事務局は、知的所有権の保護の促進、諸同盟国の管理に関する協力の確保を目的とする国連の専門機関の一つである「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization : WIPO)」に設置された国際登録制度を統括する事務局で、スイス(ジュネーブ)に置かれている。マドリッド制度に基づく国際登録及び関連するすべての管理業務は、国際事務局が行う。
基礎出願/基礎登録	basic application/ basic registration	締約国の本国官庁に提出された商標出願/登録商標であって、国際出願の基礎となるもの。
商品・役務の国際分類(ニース分類)	International Classification of Goods and Services	標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定で定められた分類。国際出願する際には、出願時に有効な国際分類に基づいて商品・役務を記載する必要がある(第9規則(4)(a)(xiii))。 日本は、ニース協定に1989年に加盟し、1990年2月20日に発効。
図形的要素の国際分類(ウィーン分類)	International Classification of Figurative Elements	標章の図形的要素の国際分類に関するウィーン協定(日本は、未加盟)で定められた分類。 標章が図形的要素の国際分類に従って分類できる国際出願を国際登録する際に、国際事務局が関連する分類を決定し、付与する(第14規則(2)(iv))。

用語	(英語表記)	用語解説
指定商品(役務)の表示欠陥通報	Irregularities with respect to the Indication of Goods and Services	国際事務局が、国際出願の指定商品・役務が分類上極めて不明確である、理解できない、語学的に不明確であると判断した場合に、本国官庁及び出願人に送付する通報(第13規則)。
指定商品(役務)の分類欠陥通報	Irregularities with respect to the Classification of Goods and Services	国際事務局が、国際出願の指定商品・役務の分類に関し、規則に定める要件を満たしていないと判断した場合、国際事務局の提案を記載した「分類欠陥通報」を本国官庁及び出願人に送付する(第12規則)。
国際登録簿	the International Register	国際事務局が管理する国際登録に関する全情報の記録簿。英語、フランス語、及びスペイン語で記録される。
国際登録日	Date of the International Registration	原則として、本国官庁が国際出願を受理した日。ただし、本国官庁が受理した日から2ヶ月以内に国際事務局が受理しない場合には、国際事務局がその出願を受理した日が国際登録日となる。存続期間は、国際登録日から10年、更新手数料の支払いにより、10年毎更新可能。
WIPO公報	WIPO Gazette	WIPOホームページのマドリッドシステムウェブ上で発行されており、新規の国際登録の他に更新、事後指定、変更情報等が含まれている。
事後指定	Subsequent Designations	国際出願が国際登録された後に、指定国や指定商品・役務(ただし、国際登録された指定商品・役務の範囲内)を追加できる制度(議定書第3条の3(2)、第24規則)。
事後指定日	Date of Subsequent Designation	原則、国際事務局又は官庁が事後指定書(MM4)を受理した日。事後指定の存続期間の起算日は、事後指定日ではなく、あくまでも国際登録日となる。
暫定的拒絶通報	Notification of Provisional Refusal	国際事務局から領域指定を受けた指定国官庁は、国内法令に基づき標章に対する保護を与えられないと判断した場合及び異議申立がされたために保護が与えられない場合は、拒絶の通報を国際事務局に送付する事ができる。暫定的拒絶通報を送付できる期間は、指定通報日から1年又は18ヶ月以内(議定書第5条)。日本は、議定書第5条(2)(b)の宣言により、暫定的拒絶通報を送付できる期間は、指定通報日から18ヶ月。
拒絶査定	Decision to refuse a trademark registration	暫定的拒絶通報後、応答がない場合、又は、応答したが拒絶理由が解消されなかった場合、拒絶査定を送付。日本の国内法に基づく通知であり、日本国特許庁から直接名義人(国内代理人が選任されている場合は、国内代理人)へ送付。査定発送日から3ヶ月以内に、査定不服審判請求が可能。
拒絶確定声明	Confirmation of Total Provisional Refusal	指定国官庁によるすべての手続が完了し、締約国における保護の拒絶を決定した場合、国際事務局に対し拒絶確定声明を送付する(第18規則の3(3))。
保護認容声明	①Statement of Grant of Protection ②Statement of Grant of Protection Following a Provisional Refusal	指定国官庁によるすべての手続が完了し、拒絶理由がない場合、又は拒絶理由が解消した場合に、国際事務局に対し保護認容声明を送付する(第18規則の3(1)(2))。 ①は、暫定的拒絶通報を送付することなく、保護が認められた場合の通知。 ②は、暫定的拒絶通報後の保護を認める旨の通知。

用語	(英語表記)	用語解説
支払通知	Notification of Second part of individual fee	<p>(出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合のみ)</p> <p>個別手数料の二段階納付制度が適用されるため、名義人は、保護認容声明受領後、登録料相当分の手数料を国際事務局へ支払う必要がある(第34規則(3))。日本国特許庁は、保護認容声明と同時に支払通知を国際事務局へ送付。国際事務局は支払通知に金額・納付方法を記載したカバーレターを添付し、名義人へ送付。</p> <p>支払期限は、通知発送日から3ヶ月。「処理の継続」手続(第5規則の2)により2か月の救済期間あり。</p> <p>日本国特許庁は、国際事務局から料金納付に関する通知を受領後、国際登録を設定登録にし、国内原簿を作成。</p> <p>※出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合は、個別手数料の一括納付制度が適用されるため、日本国特許庁は、支払通知の送付はせず、登録査定後に国際登録を設定登録にし、国内原簿を作成。</p>
登録査定	Decision to grant a trademark registration	<p>日本の国内法に基づく通知。</p> <p>出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合は、日本国特許庁から直接名義人(国内代理人が選任されている場合は、国内代理人)へ送付。保護認容声明及び支払通知と同日の発送日。</p> <p>出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合はWIPO国際事務局(IB)経由で、出願人又はIB代理人宛てに電子的に送付(保護認容声明に添付)。</p>
国際登録の従属性 (セントラルアタック)	Dependence of International Registration	<p>国際登録は、国際登録日から5年間は基礎出願／基礎登録に従属する。基礎出願／基礎登録が、本国官庁等の決定による拒絶又は取消し、又は本人の自発的取消し(補正含む)等によって、国際登録日から5年以内に消滅した場合、又は一部の指定商品・役務が取り消された場合はその範囲内において、国際登録が取り消される(議定書第6条)。</p>
国際登録の国内出願／ 広域出願への変更	Transformation	<p>セントラルアタックにより、国際登録において指定された商品・役務の全部又は一部が取り消された場合、以下の条件を満たす国内出願をしたときは、国際登録日(事後指定の場合は、事後指定日)にされた出願とみなされる。</p> <p>①国際登録簿に取消しが記録された日から3ヶ月以内に直接官庁に商標出願を行う</p> <p>②商標出願の指定商品・役務が、取り消された指定商品・役務の範囲内であること</p> <p>③商標出願が、手数料の支払いを含む関係法令上のすべての要件を満たしていること</p>
マドリッドモニター	Madrid Monitor	<p>国際登録の履歴情報やステータス情報を確認できるWIPOホームページ上のツール。</p>
MGS	Madrid Goods and Services Manager (MGS)	<p>WIPOホームページで提供されている指定商品・役務リスト作成のためのオンラインツール。国際事務局が認める商品・役務の分類や表示が容易に分かる。</p>

＜本テキストの内容に関するお問い合わせ先＞

特許庁国際意匠・商標出願室

電話:03-3581-1101

本国官庁担当 内線2671

指定国官庁担当 内線2672

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。